

令和3年12月

金山町議会定例会会議録

金山町議会

招集年月日	令和3年12月7日
招集場所	役場議場
開　　会	午前10時

目次	12月7日(火) : 第1日目	P1 ~ P86
	12月10日(金) : 第4日目	P87 ~ P142

令和3年12月7日（火曜日）

令和3年12月金山町議会定例会 会議録
（第1日目）

令和3年12月金山町議会定例会 会議録

令和3年12月7日
午前10時 開会

1. 応召議員

1番	栗田保則議員	2番	中村忠行議員
3番	大場洋介議員	4番	沼澤道也議員
5番	柴田清正議員	6番	須藤典夫議員
7番	寒河江宏一議員	8番	星川智子議員
9番	早坂憲明議員	10番	矢口政一議員

2. 不応召議員 なし

3. 出席議員 応召議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 5番 柴田 清正 議員 6番 須藤 典夫 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	不在
教育長	須藤信一	総務課長	宮林聡志
教学課長	佐藤幸浩	会計管理者 (兼出納室長)	藤山一栄
健康福祉課長	丹敏雅	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長 (併農業委員会事務局長)	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	庄司紀一
町民税務課長	柴田直樹		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 正野学

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 町長提出議案の一括上程
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 提出議案の説明

議長

皆さんおはようございます。

本日の出席委員数は、10名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年12月金山町議会定例会を開会します。

それでは、議事日程をお開き願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番の柴田清正議員と、6番の須藤典夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、先に議会運営委員会が開催さ協議されていますので、その結果について柴田清正委員長より報告を求めます。

柴田清正議員

はい。

議長

柴田委員長。

柴田清正議員

はい。

5 番柴田です。

それでは私から 11 月 30 日に開催されました議会運営委員会において、12 月定例会の会期について協議しましたので、その結果について報告いたします。

今般の令和 3 年 12 月金山町議会定例会の会期は、本日 12 月 7 日から、同月 10 日までの 4 日間とすることにしましたので報告いたします。以上です。

議長

お諮りします。

定例会の会期は、ただ今の柴田委員長の報告の通り、本日から 10 日までの 4 日間とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 10 日までの 4 日間とすることに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

議長

日程第 3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、事前に委員の皆さんに配布しておりますので、説明を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

議長

日程第 4 「行政報告」を行います。

町長より「行政報告」の申出がありましたので、これを許します。

(町長 行政報告)

ありがとうございました。

これで「行政報告」を終わります。

日程第5 一般質問

議長

日程第5 一般質問に入ります。

初めに、須藤典夫議員の質問を許します。

議長

須藤議員。

須藤典夫議員

おはようございます。6番須藤です。よろしくお願いいたします。

私からは、今回の質問は金山町に「道の駅」を整備しようという提案でございます。現在最上地域に「道の駅」をつくる動きが活発になっているが、広域的なゲートウェイの「道の駅」とは別に町の活性化を図るなら「道の駅金山」が必要と私は考えておりますが、整備の考えはないか町長に伺います。

議長

町長。

佐藤英司町長

ただ今須藤議員の方から町の方に「道の駅金山」の整備というご質問をいただきました。

最初に道の駅全般にわたりましての流れと伺いますか、そういった事から触れさせて頂きながらお答えをしたいと思います。

道の駅の整備に関しましては、平成29年12月議会の中村議員から頂きましたご質問に対し、財源的に国土交通省からの国庫補助を受ける必要があること、24時間利用可能

な駐車場やトイレ、情報発信機能、地域連携機能等の整備が要件であること、地域振興に係る施設整備については、町単独の費用負担が生じることなどを回答させていただいておりました。

また、最新の山形県内における道の駅整備の状況を見ますと、山形市蔵王、新庄市、最上町での新設、遊佐町や鶴岡市温海の移転、河北町のリニューアルなどにつきまして計画されているとお聞きしております。

特に新庄市への整備につきましては、新庄市の案であるエコロジーガーデン周辺とは別の場所への整備要望もあり、最上総合支庁主催のものがみ創生「北のゲートウェイプロジェクト」検討会のなかで、道の駅整備の検討を行ってきた経緯がございます。

なお、11月25日開催の北のゲートウェイプロジェクト検討会で発展的解消、そして新庄市を事務局とする管内8市町村による新たな組織へと移行されております。

一方、管内商工3団体が主催する形で新庄ものがみランドマーク検討協議会が発足し、11月27日開催のシンポジウムを皮切りに、道の駅整備の検討が再スタートしているところでもございますので、町といたしましても積極的に協議会に参画し、共に検討してまいります。

また、昨年来検討を進めてまいりました「金山町高規格道路供用開始に向けた交流人口拡大方策検討委員会」におきましては、「最上管内市町村との連携」「近隣市町村との関係性」といった定住自立圏構想を重要視されたご意見や、「採算性や継続性」「民間による運営」といった運営形態や手法、実現性などについてのご意見もいただいております。

ものがみ創生「北のゲートウェイプロジェクト」検討会から移行された新たな組織でも新庄IC付近への整備を視野に検討が進められますが、この場合最上8市町村連携による取り組みとなりますことから、当町といたしましてもそこに参画していくことで相応の財政負担を伴うことが想定されます。

道の駅はその性質上、管理・運営主体が自治体である例は極めて少なく、県内21箇所

のうちでもそのほとんどが指定管理という状況でございます。

そのような中で、金山町独自で道の駅整備を進める場合、「ここにしかない、ここでしかできない」といった強みを持たせることと、それを最大限活かすことにより経営黒字を確保できる施設とならなければ、町の財政を悪化させる要因を増やすことにつながります。

まずは、ただいま述べた内容と管内の新たな組織及び「新庄もがみのランドマーク検討協議会」の議論、そしてすでに動き始めている新庄市と最上町や、戸沢村の既存施設の状況を注視しながら、現在検討中の各検討委員会の検討結果や町の財政状況を踏まえたうえで、町独自での道の駅整備の必要性及び可能性につきまして慎重に判断していきたいと考えてございます。

今時点で明確な整備を図るというところまでには、申し上げる状態にはちょっとないというのが現状かと思っております。

議長

須藤議員。

須藤典夫議員

今段階では、結論に至ってない、ただ検討はされているというお話です。広域との関係がありますので、いつかは道の駅に対して広域の道の駅への判断もされるかと思えます。

並行して今後も考えていただけるものと思われませんが、私なりになぜ、金山町に道の駅が必要なのかを直接的町長に話すのは今回が初めてですのでお話をしたいと思えます。

それですね、町の方に委員会として高規格道路供用開始に向けた交流人口拡大方策委員会、私も委員になっておりまして、最終委員会になりました。そこで委員長の松田先生からまとめの意見の中で、金山を含めた最上エリアに道の駅ができたところから始まりだと、この高規格道路、供用に向けては、いわゆる道の駅が拠点になってそこから新しい活性化の時代が始まるんだというふうなご提案をいただいております。将来にとって金山町にとっても、重要な役割を果たす拠点になる、なり得るものだというふうに考えておりま

す。

その上で今後最上広域で、計画されるであろう大規模なゲートウェイ型の鳥越周辺ですね、あそこのICのところというお話がありますが、この役割はそれらにあると思います。ですが、それとは別に金山町には地域密着型の地域センター型の道の駅、これは規模は小さくなるかもしれませんが、金山あって金山の活性化に繋がる道の駅が必要だという事なんです。

道の駅には二通りがありまして、いわゆるゲートウェイ型の大きくやるやつと、単独型という町が全面の管理をするそれから、お金の面でも考えなければならないという2タイプがあるわけですが、どちらでも今後の検討の中に出てくるかと思いますが、私としては地域密着型の自由に金山の活性化に繋がるように活用できる道の駅というものを考えた方がいいというふうに考えております。道の駅で整備する理由ですが、1つには道路を利用する方々の休憩これは1つですね、道路利用者や地域の人金山周辺の勿論金山の方々も含めてですが、情報発信機能これは大変なものがあると思います。我々もバスで行けば必ずですね、どこかの道の駅に行って休憩をして、ただトイレだけでなく、その施設に入って色んな情報を身につける、見たり聞いたりすることができるわけです。これは皆さんご存じの通りです。

そしてもう1つはですね、地域連携機能これが大変金山にとっては必要な部門だろうと思っております。それは今、課題としてグリーンバレーの各施設の機能を廃止するのか、それともこのまま多くの負担をしながら維持していくのか、それとも発展的に収入が合うくらいまで盛り上げていけるのか、というような選択にかかっている訳ですがこれにとっても有効な拠点になると考える訳です。この3つの機能を持ち合わせています。

地域振興には、観光客、もちろん高規格道路によって13号線、今使っている道路は車輦がかなり減る訳ですよ、これは想定されて計算もされていると思いますが、半数台以下になるのではないかというふうに思います。それが全部高規格道路の方を走るようになる

わけですよ。

これらを、この方々を道の駅でなんとか止めてですね、金山の観光に結び付けていただければと、実大な効果があると思います。

そして、新庄市に道の駅がつけられたとしても、鳥越から金山町に高規格道路を利用している方々をどういうふうにして誘導して来るのかと、この工夫の方が大変な労力とお金がかかると思います、こちらの方がですね。鳥越まで15キロ位あります、ただそこに金山の看板建てても金山に下りて来ないと思います。ですからこの誘導策というのが大変な広域の道の駅一つを考えれば各町村も同じ苦労はするかと思います。そういうふうな問題があります。

それから、道の駅金山ここが大きなミソなんですよ、新庄市の鳥越にできる道の駅が出来たとしましょう、ここに道の駅金山という看板上げてもらえるでしょうか。多分、道の駅新庄とか、或は、道の駅最上とか、最上はちょっとあれですけども、そういうふうに名称がですねやはり、金山という名称が出てこない道の駅の意味がないと考えるわけです。色々、委員会の中でグリーンツーリズムの体験というものをやはりやるべきだと、いう声が沢山ありました。これもですね、この金山に一旦とどまっていたいただければ、そこから近い訳ですから金山の景観を散策することも或は、グリーンバレーに行ってお風呂に入るとか、スキーに乗るとかこれらを、非常に距離的にそして利用者が増えるという可能性は十分あるというふう思います。

一番私が道の駅に期待するのはやはり、産業なんです、経済効果これは金山でなかなか職場を確保するという事でも大変な状況にあります。新しい誘致企業が必要だという声がありますが、なかなか今の状況からすれば、明日明後日という事ではないようで、ですが産業いわゆる町長言われる農業これに関しては、物があるわけですよ、ただ売り先が無い、ここに今金山の難点があるわけですね。飲食店もそうですね、議会の広報でも紹介しましたけども、ラーメン屋さんが沢山あります、そして美味しいそういうのを提供して

お客さんがどんどん増えています。そういう飲食店も道の駅に入ることができますし、ですからそういう産業の拡大と雇用の関わりが大いに期待できる、大いに図られるということなんです。

今、直売店町では公設の直売店、産直センターはつくらないで今まできました。役場の前に産直組合の民間のちょうほう屋が金山の顔として、産直店として営業を続けています。

しかし、店の規模からして十分に事業展開ができない状況に、皆さんが利用されてわかると思いますが、そういう状況にあります。地元の金山町内の人が大半を利用しているということですね、出展者も多いんですが、なかなか需要と供給のバランスが合わないということで、十分な事業展開ができない状況にあるという事を理解していただきたいと思います。今、ビーナッツとかごぼう煎餅とか数多くの加工品を含めた農産物が金山で商品化を待っています。これらの金山の商品が、世に出る、やはり道の駅しか今後考えられないと思うんです。特に産直関係をやっている奥さん方とか、或は、お爺ちゃん方とかこういう方はこういうお店がないと出番がなかなかいい物も出荷できないという事なんです。

そして、3つ目になりますけども老若男女が、こういう施設があると気楽に集えてコミュニティを図れると、「お前もきたのか」「何回きたとか」そういうような日常のコミュニティが施設でつくられるとかですね、これになかなか金山の今のできない、コミュニティができない、コミュニティをはかる場所がないというふうにも思いますので、この役割は大変大きいと思います。

それから、休憩機能と言うことになりますけども、今やはり、我々がいつ起きるかわからない災害ですね、これも大きな意味がある。ある程度大きな施設ですので、防災機能を十分にそこで、例えば備蓄品をですね、そこに置くとそして、いざ災害時には避難所として使えるんです。鳥越にできた道の駅が避難所だという事で金山から行く訳には行かないわけですよ、避難所は町の近くに町の中に避難できるような施設が必要だと、防災センターのような機能を持たせることができます。

最後の5つ目、ここを是非考えて欲しいのは、何度も言いますが道駅の金山というフレーズ、看板こういう物がいっぱいできる事によって、ただこれは国土交通省からの認証が必要になります。この認証というのは単なる金山の人達に教えるだけではなくて、東北や、全国に金山、道の駅、道の駅金山というものが知れ渡る訳ですわけですよ、これは計り知れない経済効果に結びつきますし、町の将来に希望を持てる町として、名をとどろかせることになるわけなんです。この5つのなぜ金山に必要なのかという私の整理です。

検討委員会の中でも色々な意見がでます。そして、是非私も道の駅はつくらなければならないという決意さえしております。こういう意見があります。その意見は、町単独の道の駅では非現実的だという意見なんです。非常に悲観的な意見に私は、受け止めましたけれども、いわゆる我々が財政負担という話をしていますね。こういうが町民方々にも将来に対して非常に希望に打ちひしがれているそういうふうにして仕方がない。であれば尚こそ、道の駅金山をやはりつくる、我々の責任としてあるんだというふうには考えなければならない。広域の道の駅構想だけでは、町は通過点となり、素通りされ町はどんどんさびれていく、悪いけどさびれていくのを待っている、さびれていくのを待っているようなものですよ。そうじゃないんですか。

今、財政再建、事業見直しの渦中にある訳ですけども、箱物はですね、建物のご法度だと財政担当の方から言われそうですけども、それでも言わせて下さい。高規格道路の計画では、町内に4つのIC、フルとハーフICはできるんですよ、これは間違いなく計画にある訳なのでこれを活かさないで、これを活かさないで、町民に申し訳ないと思うんですよ、道路を早く作れ、作れといった所が、出来たら何もしない、大事な土地を提供して、こんな立派な道路が出来て、ICが町内に4つもできる、こんな贅沢な計画の中で、町が何もしないというのは、本当に町民に申し訳ないと思います。厳しい時だからこそ、新しい芽を支えて行かなければなりませんし、ピンチはチャンスとなると思います。町制施行100年も間近です。金山自立の町づくり基本条例の前文に全ての町民が主体的に希望を

持って生涯活躍できる持続可能な地域社会の実現を目指していかなければなりませんと、町長これを嘯みしめてですね、やはり決断を下せるのは、政治家佐藤町長なんです。そういうことで、ただ検討委員会も庁舎内にあるということですのでそうした委員会を、是非色々な意見が出されると思いますので、私は私なりに、なぜ道の駅金山が必要なのかということをお話しましたけども、今後検討される中で、是非参考にさせていただければと思います。一旦そんなところで。はい。

議長

町長。

佐藤英司町長

ただ今須藤議員の方から、町独自の道の駅に対する期待とといいますか、機能も5点ほど考えていただいて、お聞きしますと本当になるほどという部分が大変多くありました。

若干まだ本当に検討ということまで至ってない状況ではございますが、今のこれからの考え方を少し述べたいと思います。

1つは、先ほどの広域的な動き少しお話をさせていただきましたが、そちらの方はやはり大きいものだと思いますので、しかも高規格道路ゲートウェイ的な北の玄関に相応しいようなというイメージを持ちながらそれを検討を深めていくというような状況かと思えます。あとそれと、このことについて触れましたが、新庄市では独自でエコロジーガーデンのところにも道の駅というところは若干の予算を付けて調査が始まっていると、或は、国交省との協議を少し始めているという状況です。それで新庄市さんも、役割というのは分ける形だと思います。北のゲートウェイの道の駅は道の駅としてありながら、新庄独自の道の駅の役割というところで規模的にもそんな大きくないものをイメージしているような、昨日の新庄市議会の中でも質疑が出たところの状況が新聞に出ておりましたけども、例えば山尾市長さんが大型駐車場、屋外トイレの設置で使いやすさが増す、市内に点在する観光資源を回遊する拠点と位置付け、バスや、タクシーの乗り降りの場所の設置なども検討

するというような役割としては、今のまゆの里の持っている機能に若干駐車場を広げたりというぐらいで、規模的にそんなに競合出来るだけしないようなという考えのようです。

それで今度はうちの町の方のことについて、須藤議員の方から道の駅を整備することの、効能といたしますか、それらについて語っていただきましたが、私自身もやはり昨年来高規格道路が、令和4年度来年度には昭和まで来ます、令和7年度に除雪ステーションの所、344のところにタッチするというと、それが1つの当面の高規格道路の目標となっておりますからそれらを機にやはり出来るだけ町内に入ってきていただける何らかの仕組みといたしますか、それは是非とも必要だろうと思っております。それがどういう機能があれば良いのか、先ほど須藤議員がお話をされた道の駅という選択肢も1つの選択肢は当然あると思っております。場所的にもこれは、中央公民館の在り方検討ということで中央公民館のあり方検討としては、町の方の考えということで12月2日ですか、中央公民館のあり方検討会の中で具体的に今回初めてといたしますか、町の考えを申し上げた訳ですが、それは今の中央公民館の機能を改善センターに移転したいという案を提示させていただいております。それがもちろん決定ではありませんけれども、今年度末2月、3月でもう1、2回なのか、1回なのかそこら辺で、委員の方々のご理解などもいただければ、そういう線に進めていくとなろうかと思うんですが、自然と中央公民館も機能があそこには無くなりますので、そうした場合に今の公民館をどうするかという問題があります。そうした時に考え方としては公民館機能が無くなるとすれば一応解体という事になるかと思えます。解体した後に、更地になりますけれども、やはり町の今の中では1番場所的にはやっぱり好条件が揃っている場所でもあると思いますので、そのまま更地にして駐車場に活用というだけではやはり、これから今申し上げた高規格道路が金山の方に供用開始で入ってくる時にそのまま駐車場だけにするのはもったいないという考えに至ると思っております。

そうした場合に先ほど須藤議員が言われた道の駅の案も1つの選択肢だろうなという感じもしますし、ただ、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、道の駅というのは

それを運営していく上で、本当に採算制の面、確かに様々な機能を持たせることですごく夢も広がって、本当に明るい展望も描けると、逆に運営をやるというのは、なかなか継続性という事を考えた場合に持続できるような状況が描けるかというところで、そこで具体的な検討としてしていく必要があると思います。

例えば道の駅となりますと、例えば24時間休憩的な要素が必要になったりします。交流人口として入ってきていただきたいんですが、真夜中にあそこにドンドンと車が、大型なりそういったことが入ってくるということも、それらを良いことだと捉えられることなのか、夜間は少し静かなほうが良いとか、という話になるかもしれません。そうした場合に道の駅が全てもろ手を挙げていい方向だといかない要素もありますし、その意味ではもう1つさっき須藤議員の方で触れていただきましたが、いざという時の避難施設的な要素を中心に考えながらそこに、多機能的な要素を取り混ぜた施設といいますか、そういった角度から検討などもやってみる価値があるかなと思っております。

そういう意味で道の駅のありきということではなくって、まずは、中央公民館の移転がそういう形できちとなされた場合の後は、やはり交流というかたちでは、是非ともこちらの方に入ってきていただきたいという期待がありますので、それらをカバーできる当然情報機能が発信できるようなコーナーも必要かもしれませんし、先ほどありました生産者の方々がその場所で売れるといいますか、そういった場所もつくるということも、すごく良い可能性だと思っております。それらを様々な観点で、機能できるそのものが、必ずしも道の駅という事なのか或は、別の施設のなところの例えば補助事業などにつきましても、具体的にはこれからということになりますけども是非ともあそこをもし移転した場合の更地そのままという事ではなくって、良い施設として何らかの皆さんから利用していただけるそういった施設を検討していくという事を始めていきたいと思っております。

ただこれは先ほど申し上げました通り中央公民館の移転の問題とも絡みますので、そちらの方が今の案で大体目途がたったということであれば改めてスタートさせて頂けるかと

いう感じも致しておりますので、今時点でかなり具体的なイメージというまでには至っていないのが現状です。ただ、須藤議員が言われるように、本当に高規格道路が供用開始になりますと、ICが本当に4つも大きいものが1つ或は、小さいものが3つという事だと思いますけども便利の良さというものを享受できる町というのも大変貴重な事でもありますし、これまでは町の方では、町民の皆さんからのご協力で街並み景観施策をずっとこれまで続けてこれましたので、そういったことの財産もあると思っております。これらにより多くの方々、高規格道路が供用開始になれば少し遠くの方々からも入ってきていただける可能性があると思っておりますので、そういったところに何もしないということではないと思っておりますので、ただ、様々な可能性を模索しながらより良い方向性に最後はまとめ上げる必要がある訳ですけども今時点では、どちらかというところグリーンバレーのあり方の検討、或は、中央公民館のあり方の検討こういったところが途中です。年度末辺りにはある程度方向性がまとまってくるそういったスケジュールとなっておりますので、その辺りから本格的に検討をさせて頂くという様な事で先ほど須藤議員からご提案ありました内容なんかは十分に参考にさせて頂きながら今後のあり方に活かしていきたいと思っております。

議長

須藤議員。

須藤典夫議員

時間が経過をしておりますので、是非検討をして頂いて財政の負担が大きいじゃないかというふうなお話があります。参考になるか、私も参考の為に色々聞きました。

最上町で、川の駅というのがありますあそこに併設して、道の駅をつくるこれは決まっているようですが、だいたい建設の概算が3億5千万だそうです。そして1億5千万が色々な補助対象になるということで実財源が1億を準備するという計画のようです。これは規模によりますけども、そういうふうにかんがりの手厚い支援が準備されていると、もちろん国がお墨付きになる訳ですから、そういうことで財源についてもですね、色々工夫、担当

者が工夫していただければより良い施設ができるのではないかと思います。4箇所もエリア、ICがありますので、中央公民館ということに限らず考えて、というのも良いのではないかと思います。この件に関しては検討をよろしく願いますということで終わりにしたいと思います。

もう1点お願いしておりました。検診、今度は健康福祉課の方をお願いします。ドックとかの検診ですね、検診等の2次予防事業の充実を望むという質問です。

地域包括支援センターの活動が推進され、長寿社会に向けて大きな役割を果たしてきております。併せて健診等による健康管理や生活習慣の改善が健康長寿の延伸には欠かせない要素である。このような現状の中、町立金山診療所ドックについては、40歳から65歳男性に対する助成は非常に手厚く受診しやすい環境にあると言えるが、一方で、女性や66歳以降の男性に対する助成割合が軽減されている状態にある訳です。町民が検診等を受けやすくする環境づくりは、介護保険給付費の上昇や保険料の高騰の抑制にもつながると考えられるが、今後の健診等の2次予防事業に対する考えをお伺いしたいと思います。

議長

三浦健康福祉主幹。

三浦健康推進主幹

ただ今の須藤議員の質問にお答えをしたいと思います。健康推進主幹の三浦と申しますよろしく願います。

県内で1位の介護保険料や介護保険料の上昇率であることから、議員のおっしゃる通り改めて健康づくりや、介護予防の重要性を感じております。

はじめに、町立金山診療所での人間ドック健診は、町立病院の時に、経営改善策として平成16年度に50代の男性を対象に実施され、年齢が拡大されて、平成26年度には、現在の40～65歳になりました。国保の方は、平成31年度から自己負担が6,000円となっております。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、町立金山診療所に限らず各種健診の受診者数が減少しております。また、がん検診の精密検査受診率も100%には至らず、特定健診の特定保健指導実施率も低い状態となっております。

最上地区広域連合で、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定していますが、令和5年までの達成目標として、特定健診受診率は60%、特定保健指導実施率は60%となっており、当町の令和元年度の特定健診受診率は56.5%、特定保健指導実施率は26.4%と特に特定保健指導実施率の面で目標値と大きな差が認められます。そのため、今年度からこれまで改善センターで実施していた男性の人間ドック健診を、最上検診センターで実施しております。これは、最上検診センターで実施することで、健診当日の特定保健指導を受けていただき、生活習慣病の改善につなげることを目指しているためです。

また、健診の自己負担を下げ、受診者を増やそうと検討している市町村もありますが、新規の受診者は思うように増えなかったようです。

更に、健診にかかる料金が下がることで、精密検査受診率が下がるのではと期待したようですが、精密検査受診率は、思うように上昇しなかったようです。がん検診は、山形県健康診査実施要領により規定されておりますが、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん・乳がん検診以外のがん検診への補助はしないよう指示されております。例えば前立腺がん検診や、腹部超音波検査等には、補助しないこととなっております。

郡内の市町村では、がん健診に対し、ほぼ1/2の補助を行っておりますが、特定健診を合わせた当町の健診料金は、郡内中位となっております。

その中で、当町における子宮頸がん検診については、HPV検査という特別な検査で実施し、料金の2/3を補助している他、特に40代の女性に対して、乳がん検診のマンモグラフィー検査を2方向の撮影でも、1方向と同じ値段で実施できるよう補助しています。

そのほか、後期高齢者の特定健診については、無料で実施しているところです。

このように、それぞれの年代への補助も拡充してきたところですが、今後におきまして

も、年代による健診の重点化や、対策を検討しつつ、健診を受けやすい体制づくりと、特定保健指導率向上、訪問してのがん検診の精密検査受診勧奨を推進してまいりたいと考えております。

なお、今年8月から、町民の健康づくり事業を充実するための検討会を、健康係が中心となり、医療介護係、地域包括支援センター、社会教育係、町立金山診療所の職員で月1回開催しております。次期介護保険計画策定年となる3年後に向けて健康づくり事業により健康な人が増えて、その結果として介護保険料の上昇を抑制することを目指しています。

検討会の一例を申し上げますと、健診後の結果説明と指導体制づくりを行い、受診した検査結果を、自身の健康増進に活かしていただけるように、診療所と、教学課と、健康係で連携すること。地域包括支援センターで認知症サポーター研修をするときは、年代に応じた健康づくりと、生活習慣の大切さを推奨していく等です。

最近では、「未病」という新しい健康感が出てまいりました。治療ではなく、病気にならない予防、生活改善努力状態であります。町といたしましても今後町民あげてのより一層の健康づくりや健康増進を目指していきます。以上です。

議長

須藤議員。

須藤典夫議員

町独自の支援策をたくさん今お話をいただきました。健康長寿を目指して取り組むという事で、個人はもちろんそういう取り組みは、されている訳ですが行政で支援するということになると、受診する料金とかその支援というのが1番考えられると思うんですよ、

そして検診を受けやすく負担が無い形で出来れば検診を受けている方が低いという事ですのでここにハードルがあると思います。どういう方法、私はそういう検診、どれぐらいかかるんでしょうね普通、1万ではきかないんですよ。年1回なんですけども、ちょっと後でどれぐらい料金かかっているのか。そういう負担について本人にして安いか、高い

か。健康な状態である訳ですので受けなければ「来年でもいいや」と或は、その次でも「いいや」というふうを考えていると思います。金山の場合、自営業者、或は、農家も含めてですが、企業検診、企業の方々の様なそういう仕組みがないので、非常に個人の判断にドック検診も委ねているところが多いと思います。

65歳までは半額でしたけっか、町立病院で受けるという要件はありましたけども、そういうことで検診を受けるということが出来ます。ここは良いと思います。私は女性の方々は、また健診センターの方に行かなければならないということです。町立病院ではできないのか、その辺もちょっと、出来るとすれば同じように今のルールですれば65歳まで支援していただければ、検診が出来るとすれば、できないとしても健診センターに行く方には、同じように支援枠を作ってあげても良いんじゃないか。まず、65歳までの方々、その以降ですが、私達も65を過ぎましたので、ただ今結構皆さん65を過ぎても働いて地域に貢献しているわけですよ、ですから高齢化の中でも常に包括支援センターでやっていることと合わせてドック検診を充実させていくという考えに行政の方もたつべきではないかという今回の質問なんです。どうでしょうか。福祉課長どうでしょうかその辺考えは、今三浦さんからお話を聞きましたけども、今後ですね。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

ただ今のご質問は、いわゆる健康長寿を町として目指す中で健診事業は極めて重要だと、それはおっしゃる通りだと思いますし、その健診を受けて得られた結果を活かしてこそ始めて健診の意味があったというふうになるんだろうと思います。そういうお話だと思います。前色々と対象となった男性については、当時、特に検診を受けていただきたいという理由もあったわけで、そこに特化した女性の仕組みができたと理解しております。今ここに来て、他の対象も皆さんについても様々な支援策を考えたらどうか、そしてそのうちの

1つとして診療所による健診をもっと幅広くにできないかという様なお話に受け取ってお答えをさせていただきますが診療所の健診特に女性の婦人科の検診については現実的にはできない状況があるものですから新庄での健診に対する様々な支援と言うんでしょうか、より受けやすい体制というのを構築して行くような考え方になっていくんだらうと思っております。具体的な質問についてはまず、そういうふうにお答えをしたいと思えます。

議長

須藤議員。

須藤典夫議員

考えていただけるということですので、どういう形になるのかは協議して頂きたいと思えます。それと65歳以降の方の町立病院、診療所で同じ様に65歳までの方と同じ補助枠で、支援枠で希望者には支援すると、こういう考えはありませんか。

議長

三浦健康福祉主幹。

三浦健康推進主幹

ただ今の須藤議員の質問で、診療所で65歳以上の人も実施できないかと言うふうなお話であったと思えます。

最上広域の中では、健診受診率は金山は1番なんです。けども精検率が低いというふうなところがありまして、健診を受けるという目的よりは、健診の後の事後指導とか、自分自身の精密検査を受けるとかそういうところに重点化しているところです。また、診療所今後65歳以上の方が受けられるかどうかという事は来年度に向けて検討をしているところであります。

やはり、健診センターで今年から男性のドック検診を改善センターでした部分を実施しているというのは、健診を受けてその日のうちに色々な事後指導を受けられるというふうなところがありまして、生活習慣を改善する自分自身のきっかけになると思いたいの

で若い人達はなるべくそういうふうな機会を受けていただくと、診療所の方ではゆっくり、なかなか足腰が悪くなってきてできない人というふうなところも、いま検討をしているところですのでよろしくをお願いします。

議長

須藤議員。

須藤典夫議員

最後になります。色々財政的な裏付けも必要かと思いますが、まず、65歳までの女性の方が女性特有の検診もあるということですが、ドックに関しても男性と同じ様な町の診療所では、健診を出来なくっても健診センターでの受診に関しての補助を同じ様にすべきだろうと思います。

早急に検討されるという事ですから、早急検討をしていただいて、同じ様に、まずこの枠の65歳までは、同じ様対応していただければというふうに考えますが町長いかがでしょうか。最後これに関して。

議長

町長。

佐藤英司町長

健康を増進させるといいますか、本当にその一方では町の財政の再建というかそちらの方も大事であるんですが、それと密接に関係もしますしその上にそれぞれの町民の方々の生活の質を上げるという意味でも健康が何と言っても1番だと思いますので、特に今年は介護保険料が県内で1番高くなったということが本当に私自身も、申し訳ないという気持ちなんです、それは今までの3カ年の計画で実施した成果として次の保険料を策定する時に試算をしたところこの金額でないと次の計画はやっていけないという金額がそこだったという事からしますと、さっきもありましたけども、次の計画の時には、この3年間なんとかその健康な方をより増やして行って、そして少なくとも介護保険料が県内でトップ

が出来れば2位、3位、4位辺りまでというか、或は、恐らく介護保険全国的な傾向も高くなってきています。始まった当初からみますと2倍近くという感じになってきていますから、その流れがうちの方にもちゃんと現れてしまっている訳ですから、そういう意味ではまず、出来るだけ今の金額は少なくとも上げないように出来れば下げられるようにということで、健康事業を様々な形で取り組んでいくと、例えば今、町の庁舎の中にもプロジェクトチームといいますか、健康事業をもちろん今までやってきたものは当然効果のあるものは続けて行きますが、それに更に効果のあるものが何かできないかということで、まず、予算要求いま最後の段階に来ていますけれども、それに合わせてプロジェクトチームを作ってもらって今、検討しています。

それで例えば減塩運動を更に展開しましょうとか、そういった事なんかをやはり具体的なよりその、町民の方々から意識をしていただくというか、そういったことが必要だとか、そういったこともプロジェクトチームの中で出てきた話としてそれらを具現化して行くにはどうするかという事を今やってもらっていますが、とにかく65歳以上の方々も当然そうですが、或は、その前の働く世代といいますか、そのの方々にとっても健康で働いてもらうということが大事でありますから、そういう意味で町の中でも本当に1番の重要課題だという認識の下でとにかくでき得る事業で支援で、最終的には様々そういったことが効果を表しますと、本当に町の財政にもプラス影響大きく出てきますので、是非ともその兆しをまず、出るようになんとか3年間で目にみえる効果に結び付けていきたいとそんな思いがあります。よろしく願いいたします。

議長

須藤議員。

須藤典夫議員

2次予防の事業を充実させていただきたいという事で質問させていただきました。今後色々検討されてやはり、長寿社会を目指して我々やれることは全部やるという様な事で取

り組んでいただきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長

次に、大場洋介議員の質問を許します。

大場議員。

大場洋介議員

はい。3番大場でございます。通告書に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

まず初めの気候変動に対する課題についてお聞きしたいと思います。

近年の豪雨災害や巨大台風、今年の春のような霜やひょう等の自然災害による農作物の被害は最上地域だけでなく全国的に被害が発生しています。これは気候変動や地球温暖化に因果関係があるとされ緊急に対応すべき事と捉え、議論やキャンペーンが最近では話題となっています。

気候変動を引き起こしている温室効果ガスの排出を減らす、ひいてはなくす、ゼロにする。その決意を表すこととして地球温暖化に対して大きく2つの対策が必要であると言われています。1つは、これまでの想定を超える量の雨や危険な暑さや感染症の広がりやすさ等から、どうやって私たちの生活を守るか、被害を最小限に抑えるための適応策であります。2つ目は温暖化の原因となる温室効果ガスの排出をできるだけ減少する緩和策です。地球温暖化対策の推進に関する法律においても、地方自治体や企業が温室効果ガス削減の取り組みについて促進する法律と捉えられ、何よりも行政自らの取り組みが町民への強力な推進力になるものと感じます。令和2年3月末での温暖化対策計画の概要と達成状況を町HPにて掲載しており事務及び事業における温室効果ガスの排出量は2013年度比で「12.4%」減少したものの目標とする「38.7%」削減は達成できなかったと報告されています。以上の観点からこれまでの対策を継続しながら、町ではどう分析し、評価するのか、今後の方向性を伺います。

議長

町長。

佐藤英司町長

それでは、ただ今の大場議員のご質問にお答えさせていただきます。

国では地球温暖化や、その他の気候変動に対しまして、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの排出削減等の緩和策に全力で取り組むことはもちろんのこと、現在から将来に予測される被害の回避・軽減を図る適応策に取り組んでおります。

気候変動対策として、緩和策と適応策は車の両輪であり、地球温暖化対策の推進に関する法律及びそれに基づく地球温暖化対策計画、並びに気候変動適応法及び気候変動適応計画の二つの法律・計画で取り組みを進めております。

また、今年6月に「2050年までに脱炭素社会の実現」を基本理念とした、「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律」が公布され、当町も目標達成に向けた脱炭素社会の実現を期待しているところでございます。

国の方針を受け、当町におきましては平成30年度に「金山町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しております。

この計画は町が所管する施設や事業活動により排出される温室効果ガスの排出量を削減するため、対象施設における省エネ化とエネルギー消費の効率化、再生可能エネルギーの導入に向けた基本的な方針と、実現するための体制及び手順を定めているものでございます。

本計画では、議員が述べられたように、数値的目標として2030年度までに、2013（平成25）年度比で38.7%のCO₂を削減することとしております。

2019年度末時点では2013年度比で12.4%とやや低調な達成率ですが、随

時施設照明のLED化や、電気自動車またはハイブリッド車への更新、再生可能エネルギー設備の導入など、より一層CO2排出削減効果の高い方策を検討してまいりたいと考えております。これまで、町の施設ではグリーンニューディール事業で役場庁舎の窓に断熱フィルムの施工やOA室への高効率エアコン導入、新庁舎壁面への太陽光発電パネル設置を行っております。

また、ホットハウスカムロにはチップボイラー設備を導入して温室効果ガスの削減に取り組んでまいりました。その他、役場庁舎や金山小学校の照明のLED化など、施設の更新時に省エネ化を図ってきており、他の施設についても更新時に省エネ機器の導入等を積極的に推進してまいりたいと考えております。

一方、山形県では、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及や、対策の推進を図るために「山形県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱しており、金山町衛生組合連合会の理事1名も委嘱を受け、研修会やイベントで得た知識を町の啓発活動に繋げるなど町民による地球温暖化への意識の高揚に大きな役割を担っておりますので、町も衛生組合連合会と協働して啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

議長

大場議員。

大場洋介議員

町長からの説明を受けて、再度質問となります。先ほどありました温室効果ガスの推移のグラフなのですが、施設の更新や、事業の更新に絡んで事業展開されておりますけども、推移のグラフにて重油が2015年からと年々上昇している要因とそれに伴いまして今後の対応策を伺いたいと思います。

議長

環境整備課長。

佐藤英樹環境整備課長

ただ今の質問の 2015 年からの上昇している要因でございますが、こちらにつきましては、ホットハウスカムロの木質チップボイラーの不具合により、重油ボイラーの使用頻度が増加したため重油の使用量が増加したということになります。

議長

大場議員。

大場洋介議員

チップボイラーなんですけど、導入した当初はこういった温室効果ガスを削減したりする上で重要なものと思っていたかと思えます。今後の対応という事も先ほど私質問したんですが今後こういった対応になるのか、再度質問したいと思います。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

チップボイラーにつきましては、先ほどございましたように、不具合が発生したため、この年重油の使用量が増加しているという状況にあります。

現在におきましても稼働はしておったんですけども、現場サイドから要請とございますか、要望もありまして 1 つは、費用対効果の面チップの価格が非常に高騰してきたという事があります。導入当初の試算では、1 立米 2,500 円という価格であればなんとか費用対効果も含めて生じるという算定がございましたが、年々その辺の価格が上がってまして、今現在だと 4,000 円に近い金額ということになっております。現在チップを供給している会社も供給を止めております。

ただ、チップの供給の方は森林組合で供給が可能だと言われておるんですけど、そういった価格面、後、チップボイラーを稼働させる上で、どうしても 24 時間フルに稼働させるようなことにできない関係上、朝重油ボイラーを必ず稼働して、チップボイラーをゆっくり稼働させながらチップボイラーが稼働した段階で重油を止めるというサイクルになってい

る関係でどうしても電気代が二重に掛かっているイメージの事も分析されております。そういった諸々の事がありまして環境面では確かにチップボイラーの活用が今一時的に止まっているような状況にあって、環境面では悪いということは承知しておるんですけども、経営上の問題もありまして一時的に現在は重油ボイラーだけで試験的に稼働させて費用対効果なども含めて今見ているという様な状況でございます。今後有効に活用できるようにはしていきたいと思うんですけども、どのようにしたらいいかということは、現場サイドとも引き続き継続して協議していきたいと思っております。以上です。

議長

大場議員。

大場洋介議員

説明ありがとうございます。チップボイラーと重油との関係性また、日々の運転する上でそういった費用対効果や費用の増加が見込まれることも考えられ、こういったグラフとなった事を理解しました。引き続き今後も気象変動が進行すると予測される中、農業生産への影響を極力抑えるために適切な時期の適切な対策も重要かと思えます。

農業分野におけるの作物の気候変動や自然災害における動向への評価を伺います。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

まずは、ここ数年の当町における、農業被害の概要について説明させていただきます。

最初に、本年度の被害につきましては、町全域にわたる4月のしもの被害、5月のひょうの被害があり、霜の被害が4件5,153千円で主にサクランボなどの果樹の被害、ひょうの被害は99件37,251千円で果樹に加えニラ、アスパラなどの露地野菜の被害です。次に、昨年度ですが、一部地域における5月のひょう被害と冬期間の雪の被害があり、ひょう被害は20件22,991千円で主に山崎、有屋地域でのニラの被害、雪の被

害は6件3, 866千円でハウスなどの農業用施設の被害となっております。

また、令和元年度では、令和2年3月に発生した風の被害が4件1, 230千円で、主に農業用施設の被害であり、さらには、平成30年度の豪雨により広範囲にわたり農地や農業用施設の被害も生じております。これら災害への対応として国や県、町による支援を行っておりますが、農作物に関しましては農業が自然と共に歩む仕事である特性上、気候変動による収量や販売価格の上下がつきものであるため、農業共済や収入保険、ナラシ対策などの各種セーフティネットへの加入推進をしているところでございます。

ご質問の「農業分野での作物の気象変動や自然災害における動向への評価」についてですが、気候の影響は農産物の生育状況に大きく関わるものであり、品種改良や農業技術の向上・普及などたゆまぬ努力により、以前は栽培が難しかった品目が栽培可能になる事例や収量が増えている中、独立行政法人農業環境技術研究所の発表によると、例えば水稻に関しては、平均気温が3度上昇した場合、東北より南では収量が8～15%減少する一方、北海道では13%増加するといわれておりますことから、地球温暖化の「農作物への影響」という観点では、良い面や悪い面があると考えられています。

一方で、現在当町で取り組みを行っております落花生は、千葉が一大産地であり、比較的暖かい場所を好む品目ですが、当町でも高い品質で生産されておりますことから、他の品目でも関東近辺で生産を行っているものについて、産地替えを含め新しい品目として取り組むことについても、検討の可能性があるものと考えられます。

なお、災害のリスクを低減するためには、水稻と園芸、水稻と畜産など、どちらかの営農分野が気候の影響により減収となった場合でも、他分野において安定的な営農が可能であれば、大きな損害への対応策となり得る「農業の複合経営」についても引き続き推進をまいりますとともに、特にニラに関しては、年数回の出荷によることから出荷不能となるリスクが分散されるため、比較的異常気象に強い品目といえますので今後も推進していきたいと考えています。

天災につきましては自助努力だけでは対応が難しい場合もありますので、町といたしましては、気象情報の把握と事前の情報提供による注意喚起を行うこと、セーフティネットへの加入促進、万が一被害が発生してしまった場合は被害状況を見極めながら、国、県、農協など関係機関と協議し、その状況にあった対応について、今後も引き続き取り組んでまいります。以上です。

議長

大場議員。

大場洋介議員

やはり、自然災害や気候変動というのは予測しながらでも対応可能な対策は速やかに導入できない状況であったり導入するにあたって、今後の気温上昇などによって、効果は発揮できなくなる時期も今後のくるかと思えます。

また、農作物に影響が発生してからでは、対策が間に合わない場合もあるかと思えます。

中長期的な将来にわたる対応策についても地域の実態を踏まえ早い段階から計画的に備えることで、予測されるリスクの軽減につながることでしょう。南陽市で県内初となる気象災害等に対する農業支援関連事業として、農業経営、収入保険補助事業を実施している報道、新聞を先日目にしました。自然災害が頻発する中経営努力では、避けられないリスクへの対応を促進しているようですので町独自の取り組みも模索していただきたいと思えます。

次の質問なんですが、2020年10月に政府は2050年まで温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。カーボンニュートラルの達成のためには温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化する必要といわれています。先程の質問と重なりますが、気候危機を回避するために、今からでも取り組むべき必要があること理解し、個々の気象災害と気候変動問題との関係を明らかにするのは容易ではありませんが、今後豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されます。

農林業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動などへの影響が出ると指摘されており、この状況を気候危機とも言われています。気候変動に伴い、将来の世代も安心して暮らせる持続可能な町づくりをつくるため、低炭素社会・カーボンニュートラル・脱炭素社会の言葉を町長はどう受け止め、定義整理され実現に向けて取り組むべきと考えているのか伺いたいと思います。

議長

町長。

佐藤英司町長

ただ今のご質問にお答えしたいと思います。我が国の低炭素社会という考えは、最終的にはカーボンニュートラルを目指すものの、2050年までに、まずは温室効果ガスの排出量を半分にすることを目標として取り組んでいるものです。この間、東日本大震災などの影響で低炭素社会の実現はなかなか難しい状況がありましたが、議員の質問にもありましたように、昨年度政府は2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しております。山形県でも、令和2年8月に、2050年までに温室効果ガス実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言し、カーボンニュートラルによる脱炭素社会を目指すと表明しております。そもそも、カーボンニュートラルとは、排出するCO₂を省エネ・再エネにより削減し、森林等によるCO₂吸収量をもって実質的な排出量をゼロにするということですが、この構想の実現のためには環境部門だけではなく、関係する様々な部署、町内の各機関、組織のご協力のもと実現に向け推進していかなければならない非常に難易度の高い課題であると考えております。

当町におきましては、まずは実態を把握したうえで、温室効果ガスの排出量を最大限削減する取り組みを実行し、低炭素社会の実現を目指すことが最初のステップであると考えております。中長期的には次のステップとしてカーボンニュートラルの実現に向け、施策を展開していく必要があると認識しております。

また、ごみ減量化の意識を高めるために町民への啓発を実施し、雑紙などリサイクルできるものと可燃ごみとの分別を行っていただき、地区や町の衛生組合連合会が行う回収事業を積極的に利用いただくよう誘導してまいります。なお、気候変動対策に伴う持続可能な安心安全な町づくりといたしましては、豪雨により発生する災害対策、高温や風水害による農作物への被害対策など、所管課の計画を随時見直し、急速に変化する環境に対応することができるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

また、当町の金山杉をはじめとする豊富な森林資源が、CO₂吸収の役割を果たしていることはもちろん、チップボイラーなどのバイオマス発電の資源となり得ることや、建築資材での木材使用によるCO₂排出量削減を見込めることなど、様々な可能性を検討しながら持続可能な町づくりを進めてまいりたいと考えております。

議長

大場議員。

大場洋介議員

町長説明ありがとうございます。

温室効果ガスの排出量と吸収量を同じにすることがあげられ、そのために徹底した省エネや再生可能エネルギーの導入も進められています。また家庭や工場などからの温室効果ガスの排出を削減しながら森林などによるCO₂吸収量を増やすことも重要であります。そこで町民・事業者・団体と協働し、新たな再生エネルギーの拡大や私たちが意識づけするために、家庭ごみの減量やエコドライブ、夏場のエアコン設定を28℃設定にする等色々ありますが、町民目線でどのような取り組みを省エネ促進を図るか考えを伺います。

議長

環境整備課長。

佐藤英樹環境整備課長

ただ今のご質問ですが、先ほど議員が述べられましたとおり、町民のみなさんに「適応」

と「緩和」の取り組みを推進していただくためには、適応対策の身近な例として、クールビズ・ウォームビズ等で気温にあった服装をすること、熱中症予防のため猛暑日には外出を控えること、自然災害に事前に備えることに加え、蚊を媒介としたデング熱等のこれまでに発生していない伝染病に注意することも気候変動に適応するための取り組みと考えられます。

緩和対策につきましては、部屋の電気をこまめに消すこと、冷蔵庫のドアの開閉回数を少なくすること、エアコンの温度を適切な温度で使用するなどの省エネ・節電対策や、車の発進の際にアクセルの踏み込みをいつもより緩やかにするエコドライブの実践、さらにエコ家電に買い替えることや、住宅の省エネリフォームのほか、日常的にマイバッグやマイボトルを持参することや、ごみの分別、減量化も地球温暖化の緩和策となりますので、町民一人ひとりが意識して取り組むことが非常に大切でございます。

普段の何気ないアイデアが地球温暖化を防止することに繋がることから、町といたしましては、広報紙等を通じて啓発を行ってまいりたいと思いますので、今後ともご協力をお願いいたします。

議長

大場議員。

大場洋介議員

今までやってきた私達の生活に関する省エネ促進を図る上で継続した上でまた新たな促進対策が出来ましたら町の方で独自に取り組んで行くべきことと考えております。

二酸化炭素の排出実質ゼロ及び気候非常事態宣言の取り組みに関して、排出実質ゼロを目指す自治体は今年の11月時点で、県内では飯豊町・朝日町・高島町・庄内町・川西町、東根・米沢・山形・南陽・鶴岡・尾花沢市の6市5町が表明しています。県内でも急速に宣言する自治体が今後増える事も予想されます。環境庁は今年度から自治体向けへの再生可能エネルギー導入支援を拡大すると共に「ゼロカーボンシティ」を宣言した自治体は優

先的に支援をする対象にするとしております。このような状況にあり、我が町でも子供たちの未来のために町民の皆様と連携して取り組む姿勢を示し、広く行動を呼びかけて行くことが必要ではと考えます。そこで「ゼロカーボンシティ」（宣言）実現に向けての今後の取り組みを加速する考えがあるのか町長に伺います。また最上管内の自治体もあまり動きが取れてないと推測しますが、広域的な方向性となり話が進んでいるのか、合わせて伺います。

議長

町長。

佐藤英司町長

ただ今のご質問についてですが、当初「ゼロカーボンやまがた2050」宣言は、山形県と全市町村が共同で、ゼロカーボンシティ宣言を行うよう、県が主導となり各市町村と協議を進めてまいりました。当町におきましても、前向きに検討していたところでしたが、先ほど申し上げたとおり「カーボンニュートラル」の実現は、現状ではかなり難易度が高いことなどから、全市町村の足並みが揃わず、県との共同宣言は実現するに至っておりません。

現在、最上地域で広域的に宣言を行うような動きはございませんが、最上町では1月に町と議会の共同宣言式を計画していることをお聴きしております。政府が昨年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、今年6月に改正地球温暖化対策推進法が公布されたことに伴い、再生可能エネルギーの導入支援など、今後は脱炭素化に向けた取り組みが活発化してくることが予想されます。県と国との情報共有を密に行い、様々な取り組みを進めていく必要があるものと考えておりますが、今後の動向によっては、当町も独自にゼロカーボンシティ宣言を行い、再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組むことも必要であると考えておりますので、県内宣言自治体の取り組み状況を検証して、早期に宣言することを目指し、取り組み意識の高い町にしていきたいと考えております。その際は、

先ほど来から申し上げておりますが、脱炭素社会の実現に向けて町議会の皆様をはじめ、町内の関係機関の皆様の協力が大いに必要になるうかと思っておりますので、何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、最近宣言を行ったところに白鷹町がありますが、白鷹町の佐藤町長がちょっと感想と言うかコメントを述べたのをお聞きすることがあったんですが、白鷹町ではある程度専門的な先生方をお呼びして勉強会などをしながら当面白鷹町で取り組める内容なんかも、勉強した上でそして先見に至ったというお話をお聞きしたことと、もう1つ川西町でも既に、宣言されておりますが川西町の前田町長のお話では宣言してから実質具体的なできるもの目指して行くんだというお話もありましたので、あまり実際難易度はあるにしても宣言する事自体はハードルがすごく高いというイメージではなくなったということがありますので、更にちょっと検討を加えまして出来るだけ早目に宣言はする方向を考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長

大場議員。

大場洋介議員

やはり、各自治体においてもそういった取り組みをすることでプラスの効果ですとか、そういった考えを重視している町だなと捉えられるかと思えます。

ですので、先ほど町長からありましたように、宣言される云々ではなく、私達の取り組みをしているんだという事を強調に考えていただければと思っております。

11月22日の山形新聞に東根市にてゼロカーボンシティのあり方などを考えるシンポジウムが開催され、SDGs 持続可能な開発目標の意義などを解説したり、県地球温暖化防止活動推進センター長をコーディネーターにパネル式学習もされているようでした。そこで私達も脱炭素社会の理念を広く周知し、シンポジウムを契機に町民と連携して一緒に課題に取り組む浸透を目指すことも大切ととらえております。2050年と言えまだ時間がありそう

でないようです今後の対策や対応の本気度が注目されることを期待しております。

次の質問に移りたいと思います。2のオンラインの申請の推進について質問したいと思います。

昨年の9月に発足した目玉政策の一つで、行政デジタル化を推し進める「デジタル庁」の創設に伴う本格的なDX（デジタルトランスフォーメーション）への転換にて、ICTやデータの活用は先進諸国に大きく差が開いている中、特に遅れが目立つのは行政のデジタル化だと指摘されています。パソコンやスマホなどからオンラインで完結できる行政手続きは、全国的平均で約7%程度との報道もあります。

また最近では政府の方針にてデジタル技術を活用した地方活性化を議論する「デジタル田園都市構想」を表明し、新しいサービスを地方で普及させ、人口減少が進んでも便利で豊かな生活を維持することを目標に掲げております。そこでデジタル基盤の整備促進や自治体を財政支援する新たな交付金創設などを盛り込む見通しでもあります。岸田首相も「地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現する」と意欲を示しているようで、金山町でも国に歩調を合わせて行政手続きのオンライン化の推進と今後のDXに取り組むことは目的として町民サービスの向上に繋がることと感じます。オンライン申請などの導入には、本人確認の必要の有無などの課題があると考えます。また当町におけるマイナンバーカードの申請、保有率は山形県全体より多く最上地区内では上位に位置づけされていますが、推進キャンペーンを実施し、申請普及率の傾向と今後の行政手続きのオンライン化をどう進めようと検討しているのか見解をお聞きします。

議長

柴田町民税務課長。

柴田直樹町民税務課長

大場議員のご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの普及に係る状況をご説明申し上げます。

マイナンバーは、搭載された電子証明書により、オンライン上での本人確認を可能とするもので、デジタル社会の構築を進める上で必要不可欠なものと位置づけされ、国は、令和4年度までにほとんどの住民が保有する目標を掲げております。

しかし、平成27年度の導入当初から交付率が伸び悩み、令和元年度末の時点では、全国は16.1%、当町では11.1%という状況にございました。

令和2年度に、マイナンバーカードとキャッシュレス決済の普及促進のため実施されたマイナポイント事業は、キャッシュレス決済サービスとマイナンバーカードをひも付け、チャージまたは決済することで、利用額の25%、最大5千円分のポイント還元を受けられるというメリットから、令和2年度末には全国の交付率は28.3%、当町では22.4%と前年度比11.3ポイントの増加につながりました。

令和3年度は、町独自の取得促進キャンペーンとして、5月から9月までカードを申請し、取得した方の中から、抽選で美杉ちゃん商品券を贈呈する取り組みを行い、139名の申請をいただきました。

また、キャンペーン後も、衆議院議員選挙の期日前投票時には窓口の時間延長や目を引く案内表示などを行い、土日を除く8日間で107名の方から申請をいただきましたが、町民の方が各種会議などで役場に来られる機会をとらえ、カード申請のご案内を行うことなども効果があるのではと考えているところです。

これらの各期間を通じ、町民税務課の窓口では写真撮影を含めたカード申請のサポートを行い、利用者から好評をいただいております。令和3年10月末時点で交付率は35.4%、前年度末から13.0ポイントの増加となっております。

また、マイナンバーカードの人口に対する取得割合を年代別で見ますと、60代の取得率が最も高く、47.5%、次いで20代の45.0%、取得率が低い年代としましては、90代以上が3.7%、80代が12.4%、9歳未満の28.2%となっております。

令和3年10月からはマイナンバーカードの健康保険証としての利用も開始されており、

「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」の事前申請が不要になることや、マイナポータルで薬剤情報が確認できるようになること等、幼児、後期高齢者の年齢層にも活用の幅が広がることから、ご家族等から申請に協力いただく等、交付促進をはかりたいと考えております。また、その他の年齢層に対しても、この度の国の経済対策でのマイナポイント事業をPRしながら、交付率の向上に努めてまいります。

続きまして、今後の行政手続きのオンライン化につきましてご説明申し上げます。

当町における行政手続きのオンライン化の現状でございますが、山形県と市町村の共同利用による電子申請システム（やまがた e 申請）を活用したオンラインによる受付を行っております。

このやまがた e 申請は、県と市町村が共同で運用している電子申請サービスのため、導入費用がかからないという利点がございますが、現在、当町で利用しているものは「ふるさと納税寄付申込」と「町政に関するご意見について」の2件にとどまっている状況です。

その背景としては、押印を必要とする申請が多いことということが挙げられますが、今年度、県と町では行政手続きのデジタル化や業務プロセスの見直し及び効率化を図るため、行政手続きにおける押印見直し業務を行っており、各手続きにおける押印の必要性について検証をしております。今後は、押印を廃止した行政手続き等について、オンライン申請も可能となるよう検討を進めております。

また、国では、「デジタル臨時行政調査会」が設置され、行政のデジタル化を推進することとしておりますので、国の動向も注視してまいりたいと考えております。以上です。

議長

大場議員。

大場洋介議員

ただ今の説明を受けて、電子システムの標準化やデジタルトランスフォーメーションを進める上で、まだまだ非常に重要な課題が今後のあるかと思いますので国の状況を見なが

ら検討されることも多いかと思っておりますので、使いやすさを重視したり、申請を今後増やす上でも重要な課題かと思っております。

先ほどの説明の中にありましたマイナポータルなんですが、マイナンバーカードを活用した「マイナポータル・ぴったりサービス」のフル活用です。これには自治体レベルで新たなシステム構築の必要はありませんが、行政のデジタル化を進める重要な手段として、マイナンバーカードの活用を重視し普及促進に向けて、健康保険証や今後の検討をしている運転免許証など個人を識別する規格の統合を目指していることと思っております。

このぴったりサービスは、各自治体の手続き検索（内容確認）と電子申請機能を可能とするもので、災害時の罹災証明書の発行申請から、子育て関連では児童手当等の受給資格の認定申請、妊娠の届け出など幅広い行政手続きをパソコンやスマホから申請できる仕組みとなります。当町においてもマイナポータルにあるメニューの中から活用し、今後の検討している項目などはあるのか、活用方法を具体的に伺います。

議長

柴田町民税務課長。

柴田直樹町民税務課長

2つ目のご質問にお答えいたします。

マイナポータルは、国が運営しているオンラインサービスであり、自分の情報や行政機関からのお知らせの確認のほか、ぴったりサービスで自分が利用できるサービス等の検索や電子申請が行える機能を有します。国は自治体に対して行政手続のオンライン化を求めています。国は自治体に対して行政手続のオンライン化を求められていますが、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」においては、「特に国民の利便性向上に資する手続き」として、31手続を挙げております。

このうち、都道府県の4手続を除いた27手続のうち当町では現在、子育て関係の17手続を実施しております。システム改修や保守に係る費用負担を考慮すると、オンライン申請に費用対効果を見込めない状況もありますが、国では令和4年度末までに31手

続について、原則、全自治体でマイナポータルを用いたオンライン申請を可能にすることを掲げておりますので、補助金の状況なども見ながら、残りの手続きについても検討を行ってまいります。また、現在行っている子育て関係の申請につきまして、町ホームページからもアクセスできるようにするとともに、広報などでも周知を図って参りたいと考えております。以上です。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

議員のご質問の後段に、今後検討している仕組みがあるかということもあったものから、少し現状について、お話をさせていただきたいと思ひまして、手を挙げました。

大きくは2つのお話ということになります。1つは、例えば児童手当にせよ、妊娠の届出にせよ、つまり母子手帳の交付にせよ、介護の様々な申請にせよ、現在の多くのものは、相対で面談をしながら1番最初スタートする必要があるという現状があります。ですから、仮に利用される方が家のお持ちのパソコンに専用のリーダーを付けて申請は出来たとしても結局、役場に来ていただく必要が現在のところあるのだという現状です。それが大きなお話の1つ、先ほど柴田課長が申し上げた通りイニシャルコストはもちろんです、ランニングコストもそれなりにかかるわけですが、利用の実績が何件あるか今のところほとんどない様な状況なんです、そういった中でなかなかシステムの改修に向かうという事、二の足を踏む様な状況が続いて参りましたが、国の支援があるその中で具体的な導入を考えて行きたいという大きな方向性はやはりあるかと思ひます。

2つ目の話なんです、今回コロナワクチンの接種済証についてスマホを活用して自治体を經由せずに国が専用で開発する専用のアプリをスマホを活用することで接種済証が発行できるような仕組みが、この間国の考えとして方針として示されました。

こういったやり方というのは、もろ手を挙げて賛成だし、マイナンバーカードの今後普

及に大きくつながる要素なんだろうと考えております。つまり、その仕組みがあってもなかなか利便性は高まらないのであれば利用する人は少ないわけですが、実際の意味で利便性がある、メリットがあるということになってくれば、それが目に見えてくれば、多くの普及につながっていくと考えます。

もう1点そこに加わる要素としては、例えば介護の世界で言えば今現在、ご高齢になられている方に新たにマイナンバーカードを取得していただくというのはなかなか難しい現実的ではない話だと思います。一方でスマホを活用している世代の皆さんがマイナンバーカードを取得し、いずれ10年後、15年後、いずれ20年、30年後ということになるんですけどもそういったことが当たり前になると、本当に今描いている電子申請というか、電子交付という物が具現化されてくるんだろと思っております。

繰り返しになりますが2つの話をさせていただきました。現状はその仕組みはあるんだがなかなかメリット感がない。費用も応分のものがある。しかし、今後の可能性として或は、行くべき方向性としては間違いない。電子化に向かっています、そして実際のメリットが感じられるそういったものも出始めている。それは今マイナンバーカードの普及に大きくつながっていくものだと考えております。以上です。

議長

大場議員。

大場洋介議員

町民税務課長並びに健康福祉課長からの説明を受けて、やはり仕組みがあっても利便性が感じられなければ町民の方々も何のために作っているのか、実感しないと思います。またパソコンやスマホでの申請の普及はICTを利用できる人とできない人の格差なども生じてくることから、こういった事も解消することが重要な課題かと思えます。今現状の国の動きを把握してこのサービスの利用は、更に市町村単位で利用し易い形に動き出すと考えますので、注視しながら進めていただければと幸いです。

最後になります。11 月広報おしらせ版にてマイナンバーカードの保険証利用が始まったことは少しずつ前進してることを理解していますが、カードを作成していても使用方法や利点分かりづらくマイナポータルやマイナポイントなどのアプリを活用しないとサービスやポイントが受けられない状況にあり、利用するにも疑問視する方もいると感じます。

今後マイナポイントの付与や運転免許証への実用化もあるために、カード取得への理解を促進する上で手続き、広報の重要性も期待されておりますので今後よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で一般質問を終わります。

議長

一般質問の途中ですが、午後 1 時まで休憩します。

12 時 03 分 休憩

13 時 00 分 再開

議長

休憩を打ち切り再開します。

それでは、中村忠行議員の質問を許します。

中村議員。

中村忠行議員

はい。2番中村です。それでは私の方から通告のとおり質問させていただきます。

第1号介護保険料が県内で一番高い状況にあり、介護施設入所が町財政に大きく影響しているそうですが、今後、要支援・要介護が増加する懸念がある状況で、「老後に安心して住み続けられる町の為にはどうすべきか」このことについて伺いたいんですけども、町長の目指す「住んで良し、訪ねて良しのかねやま」を実感するためには、これまでの健康寿命の延伸施策に合わせて、要介護になっても安心して住み続ける事が出来ると思える意識の醸成が必要と考えています。

1つ目の質問の「要介護度の低い方が、家族の負担が大きくなっていないか」と言うことですが、これまでの健康寿命の延伸の為の健康づくり事業、確かに成果が上がっていると感じておりますが、自立した生活が出来る高齢者が多くいらっしゃいます、今後、高齢者単独世帯や、高齢の親と独身の子が同居している世帯、育児と介護のダブルケアに直面している世帯などが増加していくのではと思われます。この様な方々にとっては、将来に不安を感じているんじゃないかと思っております。

そのような世帯の方にとっては、家族が軽度であれ、要支援・要介護状態になった場合には、生活が一変し、介護離職なども考えられます。介護施設入所では、軽減策はあるにしても経済的には困窮すると思われ、支援が必要な高齢者のいる家族にとっては常に不安が払拭されることはないと思っております。

要介護度が軽度であっても各種のサービスは受けられるということで、居宅介護や民間介護施設を利用する場面もあると思います。或は、状況によっては、低料金で手厚いサービスが受けられる特別養護老人ホームを希望される方もおります。

ですけれども、特養の入所には要介護度だけではなく、それぞれの状況も勘案されているようですが、実際は待機者が多く居るという話も聞きます。そこで特養に入所できる家庭と出来ない家庭の負担感に大きな差があるのではと感じます。国の基準要件はあるそうですが、要介護になっても安心して住み続ける事が出来ると言う意識の醸成の為には、要

介護度が高い・低いによっての家族の負担感と同程度にしていくべきと思いますが、現在町ではどのようなことを行っているのか、その辺ちょっと説明をお願いします。

議長

三浦健康推進主幹。

三浦健康推進主幹

それでは、中村議員のご質問にお答えします。

初めに、要支援・要介護度とは、介護の手間を時間に置き換えて表していますので、要介護度が重くなるほど介護にかかる時間は多くなります。しかし、介護の負担感には家族がその人の介護をどう感じるかによりますので要介護度の高低によって一概にいえるものではないと承知しております。

第8期介護保険計画を策定する時には、「在宅介護実態調査」を実施しております。この調査は、国が「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」という目的で策定し、当町でも実施されました。アンケート項目については、基本調査項目として、世帯の状況や、介護の頻度、主な介護者の本人との関係、介護のための離職の有無等、介護者の調査項目として、介護者の勤務形態、勤め先からの支援等、要介護認定データとして、介護保険利用サービスの状況などです。対象者は要介護・要支援認定の新規申請者以外で、要支援から要介護認定を受けており、入院や施設入所されていない方です。担当の介護支援専門員に依頼し、令和元年11月25日から3月31日までアンケート調査を実施しました。その結果をご紹介します。対象者は76名、回答者は60名、回答率は78.9%でした。主な介護者は子が一番多く43.3%、子の配偶者が26.7%、配偶者が25%で、年代別には、60代が33.3%、50代が26.7%、70歳以上が33%、40代が5.0%でした。その中で離職した人は1名でした。20名ほどの人が通常通りの勤務をしながら介護をしているのですが、内18名が働き方の調整を行っておらず、2名が年休や時間休をとって調整していると回答しています。勤め先から

の支援としては、14名のうち半数が自営業の方で、他の方は介護休業や経済的な支援を受けている人もいました。介護が大変だと考える項目としては、認知症への対応が16名と最も多く、次いで夜間の排泄、外出での付き添いや送迎、そして日中の排泄でした。利用している介護保険サービスでは、通所系サービスのみが半数、次いで訪問系サービスのみが16.9%、組み合わせて利用している方は8.5%程度でした。

一方、介護保険サービスそのものを利用していない人は18.3%で、一番の理由として本人が望まないという事、次いで介護保険サービスを利用するほどの状態でないとの事でした。また、介護保険以外のサービスの利用者が少なく、さわやかサロンへの参加人数もそうですが、移送サービス、配食サービス等を利用している人は、ほとんどいない状況でした。介護離職で集計したものは、他にはありませんが、日常業務を通して介護をきっかけに離職された方が少数ながらいることも聞いております。介護休暇の取得状況についても、集計されたものはないのですが、親の介護や子どもの介護等のために職場内で取得されている方も少数いるようです。通常、総合事業は要介護度認定されると対象外となりますが、令和3年4月の介護報酬改定により、以前から総合事業に参加していた方に限り、要介護1～要介護2と介護度が軽い場合は要介護度がついてもその事業に続けて参加することができます。その他、町独自の支援としましては、在宅で要介護3以上の方を介護される方は、月5,000円の介護者激励金や、要介護1以上の方で、排尿・排便に見守り以上の介護が必要な方には、紙おむつ支給事業、一定の寝たきり等の状態の方には移送サービス助成事業を行っています。

次に、介護保険施設の入所待機者の状況ですが、11月26日現在で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は41名、介護老人保健施設は2名です。特別養護老人ホーム待機者の入所基準は、『山形県入所申込者評価基準』に則り、各施設の入所者調整委員会等にて順位を付しています。具体的には、本人の状況（介護度、問題行動）、介護の現況（居宅サービス利用限度割合、介護期間、介護施設等の入所期間）、主たる介護者の状況（年齢、

心身の状況、就労、介護に従事する時間）、主たる介護者の同居家族の状況（他の家族の介護、子育て等）、入所申し込みからの期間なども含め、その施設毎に考慮して点数化しております。平成27年4月からは、新規に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する場合は要介護3以上とされています。なお、要介護1又は要介護2の高齢者であっても止むを得ない事由があり、居宅において日常生活を営むことが困難な場合は、市町村の適切な関与のもとにおいて特例的な入所が認められております。（現時点で該当なし）

今後の支援を検討する時には、家族に、本人が何を望んでいるかを理解していただき、家族の不安は何であるかを表に出していただくことが支援の鍵になります。それによりどのようなサービスや支援が利用できるのかを、経済的な負担に関する情報と共に十分に提供し、在宅で暮らすことをイメージして頂くことが重要です。

退院支援として介護支援専門員や地域包括支援センターの職員が家族と一緒に、入院されている医療機関に足を運び、十分な情報提供と本人や家族の意思決定を支援することで、在宅で看取りまで考えて退院されるケースも確実に増えてきました。経済的な負担への軽減策としましては、一月あたりの負担限度額を超えた場合に支給される高額介護サービス費、一年間の医療と介護の負担限度額を超えた場合に支給される高額医療合算介護サービス費、介護老人福祉施設、介護老人保健施設への入所や、短期入所サービス（ショートステイ）利用時に、非課税世帯であり、一定の資産要件に該当する場合は、食費や居住費の負担軽減（特定入所者サービス費）があります。当町では、出来る限り本人が住み慣れた自宅で安心して過ごしてほしいと思っています。そのために、本人の思いや、家族の思いを聞き、その人らしい生活を送れるように、ケアプランを介護支援専門員が作成するのですが、介護保険サービスのみでは、その不安感を無くすことはできないと思います。

高齢の方を支援する介護支援専門員の方々には、本人や家族の状態が変わったときでも、その状態に応じた支援ができるように研修がなされていますので、介護者のみで不安を抱えることなく、担当の介護支援専門員や、地域包括支援センターに相談して頂きたいと思

います。

また、地域の課題については、「地域ケア会議」を担当の介護支援専門員や理学・作業療法士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、主任介護支援専門員等の専門職、医療介護係、地域包括支援センターで年 5 回ほど実施し、今後必要な支援やその方の元の生活ができるような目標設定について検討し、自立度を高め、状態が悪化しないような手立てを提案し、町全体の高齢者支援に関する課題の解決に繋がるようにしております。

要介護度が低いからこそ、参加できる機会が沢山ありますので、住民へのその知識の普及や、担当するケアマネジャーへの情報提供、関わる人達の連携により、負担感を軽減できるように努めてまいりたいと思います。以上です。

議長

中村議員。

中村忠行議員

この介護関係はほとんど国からの基準に則ってやっているということで、なかなか町単独では難しいという状況にあると思います。実際に財政的な問題もありますし、町でできることとすれば、先ほど答弁にもありましたが、介護専門員の方からきめ細かいケアプランの作成をしていただく、その家庭状況にあったプランを作成していただくという事が一番重要じゃないかと、それしかないんですけども実際は介護の認定度、これもなかなか難しいものがあるそうです。認定する基準の付け方これも大変慎重につけなければならないということで、介護認定が3以上なければ基本特養に入所することができない。かといって、要介護度が高すぎれば、施設の利用料金が高くなってしまうという、先ほど点数によってサービスの話ありましたが、この辺介護度の認定大変慎重にされているんだと思いますけれども、もう1つ、ケアプランの作成についてもその状況によっては介護度がドンドン回復して行くケースもあるかもしれませんが、逆に悪くなるパターンも勿論あります。

その点、現在、町ではどのようなタイミングで見直しなど行っているのか、その辺ちょ

つとお願いします。

議長

健康推進主幹。

三浦健康推進主幹

ただ今のご質問は、ケアプランを見直しする時期というふうなことよろしいでしょうか。

ケアプランはその人によって、認定期間が2年ないし、3年という形で決定されますが、その時に大体1年ごととか、軽い人だと2年ぐらいの期間でケアプランを策定する形になります。その中で1カ月に1回、後は、要支援の人達は3カ月に1回程度のモニタリングとあって介護支援専門員が、自宅に赴いて本人の状態、家族の状態を状況確認して、そして次の月のケアプランこのままでいかという形で、随時、毎月確認はしております。

あとは、急な病気など、入院とかありまして、そういう時はすぐケアマネジャーに家族の人から連絡するような形になっております。その他に介護保険のケアプランを作成するときは、そのケアプランに関わる人達が全部集まってサービス担当者会議というのがあります。その人の特徴とか、気にかけるところは、どういうふうなところなのかということ等を皆がきちんと確認する場にもなっております。その場でそれぞれの事業所からの例えば、自宅にいる時と、デイサービスに行ってる時の状況とか、色々と連絡、毎月来るようになっておりますのでケアマネジャーがそこら辺を確認しながら更新時期などを確認しているというふうな形になります。

議長

中村議員。

中村忠行議員

ただ今ありました、ケアプラン色々と見てみますと併用できないサービスなんかもあるそうで、やはり、適時に見直しをしていかなければ、ニーズにあったサービスを受けられないということもあると思います。

それから、金銭的な面で、できるだけ安くサービスを受けたいとなれば、少ないサービスを選択していくという事も大切ではないかと、その事によって先ほど申し上げた特養に入所する方とできない方の間を埋めるというか、その辺のそれぞれによったサービスのプランの立て方というのが必要だということで、是非、相手から来るのを待たずにこちらからアプローチをかけていく、自治体側からアプローチをかけていくスタンスを是非これからも続けていっていただきたいということで2番目の質問に移ります。

2つ目なんですが、「要介護度が軽度であり、認知症高齢者の日常生活自立度 1・2に該当する家庭への支援策拡充が必要では」ということです。健康寿命、大変、町で頑張っておりまして、要介護度低い状況の方もかなりいると思います。施設入所まで幸い行かなくてもいいような要支援とかそういう方々、町では地域包括ケアシステムの強化されておりまして、それぞれの事業を、幅広い事業をNPOとか或は地域内各種団体・社会福祉協議会それぞれ色んなネットワークを作りながら事業を行っておりますけども、1番目の質問でもありました介護離職などのケースを考えると家族が安心して仕事をしていくためには、「介護予防・日常生活支援総合事業」この辺をNPOや地域内各種団体との連携を強化し、何かしらの集いの場の確保これを是非、お願いしたいんですけども、集いの場の確保、現在、町では小さな拠点づくり、みんなの居場所づくり、その他にもさわやかサロンとか、色々とやっておりますけども、この居場所です。

出来れば居場所を作った上で、平日なら仕事に行っている間、高齢者が集える場所があったら良いのではないかと、実際、現状は、週に1回とか、週に何回とかその位の頻度かなというふうに感じているんですけども、実際毎日集える場所の確保というのは町でやられているのか。出来れば現在、老人福祉センターやくし苑、ありますけども、どのような受け入れ態勢というか、やっているのか説明をお願いします。

議長

三浦健康推進主幹。

三浦健康推進主幹

2つ目の質問の「要介護度が軽度であり、認知症高齢者の日常生活自立度1・2に該当する家庭への支援策拡充が必要では」という質問ですが、毎日の支援が必要との事ですが、現在、老人福祉センターやくし苑を拠点として毎日のように集いの場を開催しております。

やくし苑を会場に、月曜日は「わかがり教室」、「小さな拠点づくり事業」、火曜日は「保健事業と介護予防の一体的実施事業」として小さな拠点づくりの個別指導、水曜日は「さわやかサロン」、木曜日は「金山ミニサロン」、金曜日は「もっとわかがり会」、「わかがり教室」であり、送迎のあるものは、「わかがり教室」、「さわやかサロン」、「もっとわかがり会」です。

NPO法人さわやかサロン、NPO法人アピラ、社会福祉協議会、地域包括支援センターが対象者に合わせて、曜日や時間を決めて対応していますが、現在は、コロナ禍で1回15～20人程度までの人数制限が必要で、高齢者本人が望む回数を提供できていない状況です。

また、地区でも集いの場を設けている地区もあります。集いの場でなくても、隣人の誘いと見守りの中でボランティア活動等に、安心して参加できている人もいます。

認知症の方の徘徊等については、「高齢者あんしん応援隊」として、金山交番や消防署、農協や郵便局、介護福祉の町内事業所、路線バスや送迎のバスによってネットワークがあり見守りがされているところです。職場や地区団体、小学生にも認知症サポーター養成講座を受講してもらい、地区での見守りも依頼しているところです。

認知症の知識不足や理解がされていないことにより、不適切な介護等でさらに介護が大変になっている場合もありますので、認知症の方本人、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員等と話し、認知症の方への理解を深めていただくことが大切です。

認知症の急な困った症状や行動に関しては、本人、家族、ケアマネジャー、地域の方からの相談は地域包括支援センターにいただくよう周知を行い、医療や介護のサービスを利用していない場合や、急に症状が悪化した場合は、認知症初期集中支援事業として専門職や

研修を受講したチームで対応しているところです。

このように見守りや、地域包括支援センターの相談支援を活用して頂きたいと思います。また、家族介護者への支援として、ひとり歩き高齢者等支援事業があり、高齢者等の情報を事前登録することで、認知症高齢者が行方不明時に早期発見できるようにしています。

登録することで、民生児童委員や地域の見守りが可能となり家族の安心に繋がります。

「認知症の方を介護する家族の会」の方も年に3~4回集まって、在宅介護の大変さや良さを共有しています。認知症の方本人に対しての支援につきましても、地域ケア会議等を活用し、一人一人について地域の方々の支援も含め必要な支援を検討し、支援してまいりたいと考えております。

議長

中村議員。

中村忠行議員

先ほどありました認知症の高齢者、認知症にもかなり軽い方から重い方までかなり幅広いと思います。家族にとっての不安というのは、身体は元気なんですけども、いつ何をやるかわからないような状況に、いつなるかわからない不安とか、或は、自分か仕事に行っている間、高齢者が1人で自宅にいるという心配、この辺を町で日中高齢者を集めて健康づくりなり、レクレーションなりする場所あったら良いんじゃないかということで、毎日色々な集まりを開催されているという事なんですけども、ここで現在、やくし苑会場にされているという事で、一部診療所とか他の施設使ったりしているようなんですけど、これを例えば、明安小学校にもっていけないものかと、現在、改善センターに社会福祉協議会入っておりますけども中央公民館機能が例えば、改善センターになった場合実際そこで出来るのかなというふうに思っております。

せっかくですので、明安小学校に包括ケアの仕組み全体を明安小学校にもっていけば高齢者福祉もできますし、或は、子供達の面倒もそこで集まる場所としてできるんじゃない

かなという事で明安小学校に例えば、いろんな所から要望出されておりますけども、室内遊具設備なんかちょっと置いてもらうとかすれば、土曜、日曜管理する人は必要なのかもしれないませんが、自分の孫を明安小学校に連れて行けば、孫はゲームしないで他の子供達と遊ぶというふうな場所づくりにもなるんじゃないかなと、高齢者だけでなく、今地域包括ケアの事業で幅広くやっておりますので、その点の拠点として明安小学校どうかなと思っているんですけども、あと、知的障害者の方々、今町内に2団体ありますけども、明安小学校の一部をそこの施設として活用できないか、そうする事によって町の福祉関係1つの場所で簡潔出来るんじゃないかというふうに考えているんですけど、実際町では明安小学校廃校利活用とかで検討されておりますけども、現時点でどのような感じなのかお聞きします。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

今、かなり壮大な計画と言うか、提案と言うかそういったお話をいただいたんで、まずは私の方から現在はどうのように考えているのかというお答えをしたいと思います。

まず、冒頭、中村議員からお話いただいた件は、地域包括ケア医療とか、介護とか、或は福祉のより連携した仕組みを金山町でより進めていくために、その拠点として廃校となる明安小学校を活用してはどうかという、端的にいうとそういうことになるのかなと思いました。

先ず現状なんですけども、その町の社協せよ、地域包括センターにせよ、或は、先ほど中村議員がおっしゃった地域の、町の中にある障害者のサービス団体ですね、多くの事業は先ほどお話いただいたとおり改善センター或は、やくし苑で行われていると、環境としては。地区の特に高齢者、日中お1人になる方の見守りの場としては、地区の公民館を活用する事業などもある訳ですけども、何年前に見守りの場所を整備するために夏場快適に

過ごせるようにクーラーの整備をしたとか、テレビを更新したとかという事もございました。

いずれにしてもそれぞれの地区の高齢者の方が自分の足で歩いて行ける距離にそういった場所があるといったことが1つ大事なことなんだろうと思いますし、町の中心部なら中心部にそういった事業を行えるものがあるという事も一方で大事なことだと思います。

それで町の社会福祉協議会ということで福祉の要としての存在と言うんですかそういったものを併せて明安小学校を箱として、障害も高齢者の福祉も言ってみれば児童もですね、オールインワンという形での施設として使えないかというお話ですありますが、町の社会福祉協議会の社会的な要請に対しては人材の育成とか、体制を整備するとか、スキルを上げていくとか、これは勿論必要な事ですけども、現在の改善センター、やくし苑という丁度おさまりの良い場所の中でこれまで馴染んできた事業を継続していく事とで、これまで考えております、考えて参りました、そういった安心感がありますし、仮に先ほどお話いただいた中央公民館機能を改善センターに、もしやることになれば、改善センター、やくし苑が手狭になってくるのでというそのためにという主旨のお話をいただいたところですが、実際仮にそういう機能が移転したとしても、改善センター、やくし苑のその日中見守りの事業とか介護予防の事業とかやっているスペースにしわ寄せがくるとは今受け取ってはいないところです。

従って一部、繰り返しになりますが、町の社会福祉協議会が、今後よりその皆さんの要望に社会的な要請に答えられるように、色々と体制を整備してということは、勿論必要なことだと思いつつも、現在の場所を核として活動すると現在は考えております。ということ。

今回の話が確かに様々な可能性を帯びているとは思いつつも、現実的に廃校利活用の方でも今議論しているその分野の話だと思いますのでそういったところ、現実的にはコストの問題なども全くなしには語れない分野だと思いますし、それはそれとして、町の社会

福祉協議会のあり方として、健康福祉課がこれまで考えてきたのは、今の場所でそこを核としてこれまで慣れ親しんでいただいた形での事業を継続していきたいと現在は考えているという状況です。以上です。

議長

中村議員。

中村忠行議員

ということは、中央公民館機能が移転しても現在の事業は同じようできるということで、明安小学校については、本来は売却するなり、自分で管理できる団体に貸すのが1番いいとは思いますが。ただ、実際そういう団体、企業が出てくるのかという不安があるものですから来たら良いんですけども、こなかった場合、あのままにするわけにもいかないと思います。だとすれば、中央公民館機能が改善センターにいったことをきっかけとして、この社会福祉の機能を1ヶ所のまとめることによって、よく言われますコンパクトシティの考え方なんですけども、できるだけ機能を集約して余計な施設はこれから解体なり廃止なりしていく方向に持っていくのが町の将来にとっては間違いなくいいと思います。

本当に買ってくれるところとか、借りてくれるところがあると良いんですけども、無かった場合なんです。多分なかなか難しいんじゃないかなという事で実際、福祉関係もそうですし、子供の育児支援、子供の福祉関係とか、知的障害者の団体の建物もかなり老朽化している状況もあるんで、このタイミングが良いのではないかということで、提案しているんですけども、財政担当の方から将来的な施設のあり方なんか、ちょっと回答あったらいいんですけども、お願いします。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

令和2年度に廃校利活用検討委員会で色々と検討させていただいたところでございます。

明安小学校、有屋小学校、旧中田小学校について今後の利活用について検討して、現在のところまずは、活用が難しいという事で当面は、避難場所としての活用を想定しております。先ほど来ありました譲渡という話もございましたので、9月の補正予算で土地家屋鑑定士さんをお願いして、現在それぞれの不動産価値について算定をお願いしているところではございますけども、この鑑定額については、かなり低い金額になる模様と想定しておりますし、更に、解体経費についてもそれなりの金額がかかるようですので、この鑑定につきましても、改めて金額が出た際に議会の皆様に、ご説明申し上げたいと思います。

前回、公共施設総合管理計画というのをこの度策定しておりますけども、とにかく人口が減る、町の財政状況も厳しくなるという状況ですので、いかに、必要な施設、必要な事業を残してある程度整理をした上で、今後の益々厳しくなる財政状況を乗り越えていく必要があるのかなと思っております。

町内に当てはめると、この間の中央公民館あり方検討会でも改善センターに中央公民館機能を移転するという話を町の提案とさせていただいておりますけども、あそこには、先ほど来あります社会福祉協議会があって更に子育て支援センターがあって、直ぐ近くには診療所がある施設でもあります。併せて体育センターもあるということでより、小さな町ですけども施設のコンパクトシティ化を図っているという状況で、これが上手く回せるようになると財政健全化の1つの道筋にもなるのかなと思っておりますので、より今後は公共施設のあり方、町の事業でも本当に必要なものか、なにかということも議会の皆さんと検討して参りたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長

中村議員。

中村忠行議員

ただ今説明にあったように合理的な建物のもっていき方というのが大変重要な時期でもあります。そこで例えば、包括ケア或は、社協の方診療所の空きスペースに持っていくこと

はどうかと思ったんですけども、そうすれば現在の改善センター一帯と診療所これを活用した総合的な活動もできるんじゃないかと思ったんですけども、診療所と言えば法的なハードルもあるのかもしれませんが診療所で例えば、そういう福祉関係の事業を行うことが出来るのか。

実際なんかやっていますよね、ホットサロン、社協の1つの事業としてホットサロンをやっているんですか。

議長

診療所事務長。

三上裕一診療所事務長

ただ今の診療所の空きスペースの活用についてのご質問ですけども、コロナ禍がありましたして昨年度よりそういった事業は一切やってごさいません。以上でございませう。

議長

中村議員。

中村忠行議員

昨年はやってないけど、やることは出来るということですよ、診療所を活用できるということで、だとすればそういう使い道ができるとすれば、もう少しこれから中央公民館機能が改善センターに行くことによってちょっと手狭になった場合診療所も活用できるということになると思うんですけども、これから診療所の空きスペースを包括ケアのなんかの事業にできる可能性というか、やろうと思えばこういうのできますとか、あればちょっと教えてもらいたいんですけども。

議長

診療所事務長。

三上裕一診療所事務長

診療所の空きスペースにつきましては、先ほど申し上げた事業につきましては、4階の談

話室、現在の経営委員会等で使っている会議室だけでございます。

今後の利活用につきましては、昨年3月議会で一定の方向性を示させていただいた通り、診療所の利活用となりますと、大変な大規模な改修が必要となることは、ご説明した通りでございます。昨年度の3月議会をもちまして、将来の方向性といたしましては、3階、4階は倉庫的な使い方をするということで結論をいただいたところでございます。以上でございます。

議長

町長。

佐藤英司町長

若干ちょっと補足といいますか、申し上げさせていただきますが、例えば、中央公民館が改善センターの方に移転が本決まりになりました場合に、中村議員の方で心配してくれています様々な包括の事業、或は、福祉協議会の事業そういったものが、手狭感が出てこないかというところですが、さっき健康福祉課長が明安小学校の利活用含めてちょっと答弁いたしましたように、今時点では私達も現場といいますか、改善センターに足を運んで見させてもらい、その後やくし苑方にも足を運んで見させてもらいそして、今回の中央公民館の移転の案としてまず、改善センターという所を、この線という案を提案させていただきます。

その影響が、どの程度というところでは、まず今参加状況などからしますと手狭感というものは差し当たり感じないのではないかと思っているところです。そんなことから先ほどの答弁となりますが、これが逆に、すごく事業に対する周知が浸透して大いに参加者がドンドン増えていくとか、そういった場合がもしありましたら手狭感という話も出てくる可能性がないとは言えないと思います。

ただ、今時点で想定される上では、だいたい移ったとしても社会福祉協議会の事務局も今現在のあそこの部分と考えておりますが、そうした場合、やくし苑で様々な事業を行っ

ているというそういった面積的なものスペースを考えた場合には、十分やっつけていける今の見通しで、先ほどの答弁というふうにさせてもらっております。

もう一度繰り返しになりますが、これらが倍以上参加者が増えてという事がもし出てきた場合には、やはり場所を再度見直すといえますか、そういったこともしないわけでもない、そこら辺は、全く一旦そこにバッチと治めたので後は全然動かしようがないということではなくって、まずは、当面の事業展開を睨んだ時に、今の想定でやっつけて行けるのではないかという現在の見解にありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長

中村議員。

中村忠行議員

今現在 70 歳以上でも当たり前のように仕事をされている方かなり多くいらっしゃいます。

その様な方々が、ある程度体力落ちてきた場合できるだけ外にでて行く機会というものも必要なんじゃないかなということで、要支援までいかなくとも集える場所あったら良いなと、私の住む地域ではそういう高齢者天気のいい日は、みんな散歩歩いて同じ年寄り歩道に座って談笑してますけども、そういう歩道の代わりになるような場所もあったら良いんじゃないかと、それから来年からデマンド交通検討されていますけども、自分のことは自分でできる高齢者、デマンドバスに乗って、どこかの場所 1 か所に集まってテレビを見たり、お茶のみをしたりそういう場所があったら雨の日でも、雪の日でも同じ年代の高齢者が集まって認知症予防とか、それから、曜日によっては、スポーツとか色々予防事業やっておりますのでその様な事業に元気な高齢者も引き入れて認知度を上げないような活動ができるんじゃないかなという事で、今回質問させていただきました。

是非、機会があったらできるだけ多くの方を元気な高齢者も含めて、集めてみんなで色々な刺激を与えるような活動もお願いしたいということで、質問を終わります。

議長

次に、早坂憲明議員の質問を許します。

早坂議員。

早坂憲明議員

9番、早坂であります。よろしく申し上げます。通告書の通り、持続可能なまちづくりについて質問させていただきます。

いつも一般質問は最後にさせていただいておりますが、その時は傍聴者がいないという形で、今日はおりますんで非常に緊張しております。よろしく申し上げます。

前回は、執行部の考えをお聞かせいただきましたが、その続編として、持続可能な町づくりについて質問させていただきたいと思っております。

この世に神秘的な宇宙と地球、大自然という器が存在しております。人間を主体として、海・山・空という大自然の器の中にそれぞれの動植物が絡み合って共存共栄するための世界を創り出しております。しかし、神秘的な宇宙と地球は人間が創ったものではありません。神々の形成、国土の形成については、日本で一番古い書物とされる古事記に記されております。宇宙4百万の神、地球4百万の神、合わせて八百万の神々たちが、この世に存在していることとなります。神々を現わし、国土を創った伊邪那岐の神と伊邪那美の神という夫婦の神。そして、宇宙を支配する天照大神、地球を支配する大山津祇の神は子供になります。昔は、家を創る時、田畑を耕す時、狩りをする時、男女が一緒になる時、何をする時も神に尋ねて許しを受けて色々な行事が施行されました。これがお祭りの事の始まりであります。宇宙を支配する天照大神その孫 邇邇芸命が日本の地に天孫降臨されまして、地球を支配する山の神大山津祇神の娘木花咲耶姫の曾孫が、初代天皇、神武天皇となります。神武天皇は、日本国の始祖であり、即位は紀元前660年2月11日この2月11日は建国記念日、祝日として即位を示しております。日本の天皇は神々の子孫ということになります。天皇が日本の象徴である由来がここにあります。そのために、神の日本は、

特徴な国の存在となります。宇宙と地球は、何気なしに創られた空間ではありません。目的、あるべき姿、成り立ちが存在しますので、宇宙・地球・大自然という器には掟・決まりが存在しております。人間がこの掟を誤れば宇宙と地球に変化が起こり、人々の身に災いを受ける事になります。これが、人知では、計れない想定外の出来事の実態となります。人間が自分の都合の良い様に人的耕作をして宇宙と地球を開発していじれば、いじる程、破壊されてしまいバランスを悪くします。破壊された宇宙と地球を元の姿、成り立ちに戻すために浄化作用が動いて人知では計れない想定外の出来事によって正常化するという働きをしているわけであります。大自然という器の中に生かされている私達人間には、宿命ともいえる一人では生きてはいけないという生命の原点が存在します。母のお腹に魂 宿り、生まれ、育ち、寿命がきて、魂を引き抜かれる瞬間人生の末後まで、何千人・何万人と数えきれないほどの直接的間接的に多くの人々に支えられて、人生の幕を閉じていきます。言い換えれば、一日一日、人との出会いを大切に、多くの人々と出会い、触れ合う中で人と調和して、和合していく心遣いが、人として花を咲かせるための、一番大事な要素になります。持続可能な町づくりを維持していくには、地域のコミュニティが土台となりますが、地域のコミュニティの土台は人間社会の最少集団となります。それぞれの個々の家庭が土台となります。なぜ、家庭が土台なのか。1 番目は、命の始まり・誕生のために家庭が必要となります。2 番目は、心の拠り所・心の支え合い・助け合いの心を家族みんなで磨く為に、家庭が必要となります。3 番目は、夫も妻も子供達もまた、人生晩年を迎える爺さん婆さん達も家族みんなが、笑顔ある、会話ある和のある家庭に身を置き、それぞれの満開の花を咲かせる為に、家庭が必要となります。4 番目は、人生終日には、子や孫に思いを託して安心して、悔いなき人生を閉じるために家庭が必要となります。家庭は子孫が末広がり繁栄する道その土台となります。前回の質問時に、教育長はこんな答弁をされました。私が生まれた訳は、父と母に出会う為、私が生まれた訳は、兄弟に出会う為、私が生まれた訳は、友達に出会う為、私が生まれた訳は、愛しいあなたに出会う為、

という答弁であります。人との出会いこれが、人生の原点・生きる意味となります。

家庭が崩壊すれば、家族バラバラとなり、孤独の世界が生まれます。家庭崩壊の最後は、空き家だけが、地域の中に、取り残されていきます。

地域のコミュニティを修復して、再構築するためには、基幹産業といわれます。我が町の農業基礎を確立することが大事となります。

ここで質問となります。基幹産業である農業の土台・基盤が確立されていると考えるのか。また、我が町では9地区で「人・農地プラン」を策定している様であります。どんな青写真を描いているのか。それをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

町長。

佐藤英司町長

ただ今の早坂議員のご質問のお答えをさせていただきたいと思えます。

はじめに、基幹産業である農業の土台・基盤についてですが、国や県、町の重要な政策として、人口減少及び高齢化による担い手不足対策、ICTの活用や基盤整備など効率化を図り収益を高めるための農業規模に応じた支援、農産物の価格安定化対策などなど、農業の土台・基盤を確立するような取り組みを行っておりますが、実際は担い手不足や農業コストの増大、米価下落、食料自給率の伸び悩みなど、厳しい現実にあるため、今後も取り組みが必要であることから「確立している」ということには、必ずしもそうはいえないと思われます。

そのため、今後も国や県の支援策を推進しながら、町としても、特色ある、そして、農家の規模やその時代に見合った支援につつまして模索していく必要があると考えております。

また、「人・農地プラン」の詳細と目指す将来像についてですが、当町で策定しておりますプランは、議員からもありましたとおり金山、山崎、上台、三枝、荒屋、東郷、西郷、有屋、中田の9つの地域単位で策定をしており、これらの地域範囲は、大字及び旧小学校区な

どを考慮し設定しております。

このプランでは、アンケートなどの実施により、当該地域における農業の担い手となる経営体、主に認定農業者等となりますが、これらの方とともに、今後5年以内に離農を検討している経営体の方の双方について位置付けているほか、地域において今後どのような農業を目指すのか概ねの方向性についても定めております。

プランによって描かれる将来像についてですが、プランでは5年後の地域の農地について、誰が、どうやって守っていくのかという点を主とし、その為に農地の集約、集積のあり方の方向性を定めるとともに、効率的な農業経営に努める経営体の育成、地域における担い手の確保についての概要を示しております。

従いまして、このプランで把握した担い手と出し手の実態をもとに、町農業全体の青写真を描いていかなければならないと考えますが、その一つに、平成30年度に策定した金山町農業振興計画があるととらえています。

このなかでは、稲作や園芸、果樹といった作物ごとの今後の方向性に加え、町農業発展のために必要な3つの視点、(1)循環型農業・6次産業化・世代間それぞれにおける関係づくり、(2)大規模農家が効率的に行えるような調整、(3)国内外への情報発信が示されております。

今後につきましても、年々国の農業政策が変化している中ではありますが、引き続き「国県の支援策の確実な取り組みと、農業規模に応じた支援」を念頭に置き、施策を講じていく必要があるものと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

議長

早坂議員。

早坂憲明議員

ありがとうございます。確立はされないということではありますが、平成30年農業振興計画を作成しておりますが、誰がどう守っていくという課題を解決しようという考えでおり

ますけども基本的には、主体は認定農業者であるということでありまして、残念ながら認定農業者は、高齢化しているというのが現状であろうかと思えます。

そこで、我が町は一度も合併はしておりません。しかし、明治には、先ほど地区を町長が人農地プランの地区をお話してくれましたけども、明治には、金山町村、有屋村、下野明村、安沢村、上台村、山崎村、中田村、朴山村、飛森村、漆野村、谷口銀山村という11の区域をもって金山村として存在していましたが、歴史的にそれぞれ異なった集落の形成が存在しているものと思われます。この歴史的な流れを大切にして、農業基地を確立して、地域コミュニティの復活を目的として、新たな農村集落の形成に取り組みをしない限り、町の土台が失われてしまう可能性があります。ここで質問となります。

明治時代には、11の区域をもって、金山村が存在しておりました。この区域の成り立ちを大切にしてすべての農家が参加でき活躍できる農業基地を確立して、地域の核・拠点をづくり、地域コミュニティの復活を目的として、新たな農村集落の形成に取り組んで、農家も商業も、中小企業も介護の福祉も医療も教育も町全体が循環する仕組みを構築して、後世に残す必要があると考えるが、町としての考えは。

また、容易ではないとされる地域コミュニティの再構築を、どう取り組むべきと考えるのか。その2点をお願いします。

議長

町長。

佐藤英司町長

2つ目のご質問についてお答えいたします。

当町は、明治22年の市町村制の実施により、有屋・金山・安沢・下野明・上台・山崎・中田の金山戸長7組合と、飛森・谷口銀山・漆野・朴山の朴山戸長の4組合があわさり11の区域により金山村が誕生、その後、大正14年1月1日に町制を施行して以来、合併することなく現在に至っています。

当時を振り返りますと、議員もご承知のとおり、当町に限らず全国的な農山村の基本となる地域コミュニティとしての集落は、農地改革後、きわめて均質な農家によって構成され、地域資源と深い関係を有しながら、主に農林業によって生計をたてていた農家の集まりでした。その集落も、農村から都市に大規模な人口が移動する1960年代からの農家の兼業化、1970年代から集落の中で非農家が増加する混在化、そして高度経済成長に始まる人口流出により、1980年代以降には「農業集落」の顕著な縮小にまで至っており、集落の過疎化現象が、いわゆる「都市化」の流れを加速させたと捉えられております。こうした農村における過疎化の内実を、明治大学の小田切徳美教授らは、「人」「土地」「むら」の3つの空洞化現象と整理しております。都市と農村の地域間格差の拡大による「人の空洞化」が急速に進んだことにより、農地を利用できる担い手が不足し、耕作放棄などが顕在化する「土地の空洞化」が生じ、農業生産に不可欠な用水路や農道管理等、冠婚葬祭や消防団、青年団、婦人会といった組織活動を通じて暮らしを支え合う生活面での相互扶助といった活動が希薄化し、「むらの空洞化」が進んでいます。

さらには、この3つの空洞化が進むにつれ、地域住民が、そこに住み続ける意義や気持ちを失ってしまう「誇りの空洞化」が進むというものです。

この「誇りの空洞化」こそが、地域コミュニティの復活と再生にむけた志を阻む大きな壁であると考えますので、今後地域とどう向き合うかがさらに重要になってくると考えております。そうしたことから、議員がおっしゃるように、地域コミュニティを再構築することは容易なことではありませんが、1つ目の質問にもございました「人・農地プラン」における5年後、10年後の地域農業の担い手の確保が急務であり、あらゆる分野において、町の将来を担う多様な人材の確保と育成が求められるものと考えております。

先の9月議会での「持続可能なまちづくりについて」の質問回答でも申し上げましたが、第5次金山町総合発展計画策定にあたり実施した町民アンケートにおいても、「地域の担い手不足」を懸念する意見が出されておりますので、地域コミュニティの再構築に不可欠

な、まちづくりの土台となる次世代の中核的な人材の発掘と育成に力を注ぐ必要があると考えております。併せて、これからも住み続けたいと思うまちづくりを進めるためには、それぞれの地域住民が主体となって、次世代を担う若者や子どもたちが地域活動に参画しやすい雰囲気づくりを進めていただくことも重要であると考えます。

その上で、町としては、地域で抱える課題を的確に捉え、地域住民の方々とともに、課題解決に向け、ハード・ソフトの両面において、短期的・中期的な視点に立って取り組んでいくことが必要ではないかと考えております。

議長

早坂議員。

早坂憲明議員

ありがとうございます。地域コミュニティの再構築は難しいと、なかなか回答が見つからないという感じで、1番は心の空洞化ということで、そして地域の担い手不足という様な当然ながら少子化でありますので、この先は消防団もおそらくは消滅するのではないかと私は思っております。こうした少子化現象と、課題を克服するために、平成26年第2次安倍内閣改造の発足後に、東京一極集中を是正して地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした地方創生という政策が発表されました。国策でありますので、我が町でも地方創生を推し進めております。ここで質問となります。

地方創生は、国策ではありますが、なぜ、地方創生という漢字なのか。また、この政策が持続可能な町づくりを推し進めてくれる政策であると考えていいのか。お伺いしたいと思います。

議長

町長。

佐藤英司町長

3つ目のご質問にお答えさせていただきます。

内閣府は、地方創生の目的を「東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持すること」と定めており、この政策の背景には、地方における少子高齢化や人口減少、産業の衰退、財政難など、日本が抱える深刻な社会課題があります。それらの大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局と内閣府地方創生推進事務局とが両輪となって、地方創生の推進に向けた施策に取り組んでおります。まち・ひと・しごと創生について、具体的に申し上げますと、「まち」とは、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成を指し、「ひと」とは、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保であり、「しごと」とは、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を指しており、地方創生とは、これらに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

また、「まち・ひと・しごと創生法」では、基本理念を次の7項目で示しております。1つが、国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備する。2つ目、日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保する。3つ目、結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持って社会が形成されるよう環境を整備する。4つ目、仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備する。5つ目、地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出する。6つ目、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る。7つ目、国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めるとしており、この基本理念に基づき、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、将来にわたって活力ある地域社会の実現と、東京圏への一極集

中の是正を共に目指し、2020年度を初年度とする今後5か年の施策の方向性として、4つの基本目標と2つの横断的な目標を掲げ、施策を推進することといたしました。

国の総合戦略 4つの基本目標、1、稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする。2、地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる。3、結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4、ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる。国の総合戦略 2つの横断的な目標として、1、多様な人材の活躍を推進する。2、新しい時代の流れを力にするですが、当町でも、国にならい、第5次総合発展計画における中期ビジョンとして、第2期金山町まち・ひと・しごと創生総合戦略を位置づけ、施策を展開しているところでございます。

しかしながら、地方が抱える人口減少・少子高齢化、産業の衰退、財政難などの従来からの課題に、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな課題が加わり、地方が対処すべき課題はより複合的なものとなり、地域経済は大きな打撃を受け、産業の基盤が脅かされるとともに、企業活動やイベントの自粛・縮小等により地域内外のひとの交流機会が減少し、交流人口も大きく落ち込んだことは、議員もご承知のとおりです。

また、地方公共団体や企業等が地方創生に向けた余力が乏しくなり、地域において地方創生の取り組みを十分実施できない状況が生じている一方、感染症の拡大により、大都市圏等への人口集中のリスクが改めて浮き彫りになり、地方への移住や就業に対しての国民の関心が高まるとともに、テレワークが新しい働き方として広く認知される等、地方へのひと・しごとの流れにつながる効果も見られるようになりました。

そうした状況を踏まえ、再び地域の経済・社会を活性化させ、地方創生を実現するために、これまでの地方創生の取り組みを着実に行うことに加え、感染症を契機とした地方移住への関心の高まりを、地方への大きなひと・しごとの流れにつなげていくことは、持続可能なまちづくりにつながるものと考えます。

まちの魅力を高め、人をひきつける地域づくりに取り組むこと、そしてその魅力をしっ

かりと発信していくことが重要であると考えております。

そうした意味においても、まちの強みをしっかりと捉え、より良いまちづくりの方向性を模索することが必要であると考えてます。

一方で、人口減少のカーブを緩やかにしていく施策等は、定住自立圏をはじめとする近隣市町村等との積極的な連携を図ることにより、それぞれの地域が抱える弱点を補完し合い、強みの相乗効果を発揮することも、持続可能なまちづくりのためには重要なことであるとと考えております。

地域の内情に精通されている早坂議員をはじめとした議員の皆様には、引き続きご指導等について、よろしくお願い申し上げます。

議長

早坂議員。

早坂憲明議員

地方創生の国策の内容を事細かに、町長からお知らせいただきました。この7つの基本理念、国が掲げる政策内容を具現化出来れば、夢のような国がうまれます。地方創生は素晴らしい政策であります。

私からみれば、本来であれば、地方創生ではなく、国の再生という名目にすべきだったと思っております。創生と言う字を古い辞書で調べました。創生という字はありませんで、創という字がありました。はじめてつくるという意味の様であります。地方創生とは、「地方をはじめてつくるんだ」と言う解釈ができます。ないものを、はじめてつくるんだと言う意味にも受けとれます。地方という言葉には、東京都を除いた道・府・県また、市町村が当てはまります。その地方をどんな姿にはじめてつくりたいと、描いているのか。青写真はすでに出来上がっているはずだと思っております。

そこで、地方創生に絡んでの質問となります。先ほどお話しましたが、この国策で1つ

目は、東京一極集中の是正、2つ目は地方の人口減少に歯止めがかかる。3つ目は日本全体の活力を上げられるという国が掲げる目標が、確実に具現化されるものと考えているのか。お伺いたします。

議長

町長。

佐藤英司町長

本当に大変難しいご質問で、簡単にはお答えにはつながらないかもしれませんが、一応考えを述べたいと思いますし、若干私も新聞を見たり、様々な書物を見たりという中で、こういう考え方もあるなと思うようなところも紹介しながら答えに代えさせていただくというふうになろうかと思えます。

1つ目の東京一極集中の是正ということですが、先ほどの答弁の中にコロナ禍で、少し流れが出てきているという様なことが、具体的に統計的にもあるようです。ただ、その流れも新聞の記事から引用させていただきますが、都市の代表的な存在である東京から転出する人は増えていると、一極集中と言われてきた東京は、2020年5月転出超過に転じたと、統計的に比較可能な2013年7月以降で初めての事態だと書かれております。その後は転出超過の傾向が基本的に続いている。戦後の日本では、高度成長期以降地方から都市へと一方通行的な人口移動だった。それが転換した、コロナ禍が与えたインパクトは大きいといえるだろう。と前段ありまして、ただ、東京一極集中から転出が多くなったというその実態として、いわゆる地方に行ったものではないようだという事が書いてあります。埼玉、千葉、神奈川の3県を含む東京圏で見ると直近のデータは、1,022人の転入超過ということは、全体としては、東京から地方というよりも東京から近郊に転出しているというのがその実態を表しているようだ。いわゆる、東京からは転出超過が続いていると、ただそれは隣の県あたりに行っている例が多いようだということで、いわゆる東北まで転出、北海道まで転出、九州まで転出というそういった流れにはなっていない。そういう意味では本当

の首都圏からの転出ということにはまだまだなっていないというのが実態だということはこの新聞が述べているんですが、そういった事からすると必ずしもコロナ禍で、そういった傾向、数字的な傾向1つ捉えてもやはり隣県には、行って、隣県から東京に通勤ということも多く出てきたかもしれませんが、いわゆるリモートで仕事をするから例えば栃木県或は、福島県或は、東北に移住して仕事を同じ様やっているというケースという訳ではないだろうとい事が1つ、言っている話です。

そんな事からしますと、首都圏から本当に地方への流れというのはそう簡単に出来るものではないだろうと、例えば東京で暮らし、或は、東京が密過ぎて怖いからということで、東京じゃないと言って近隣の県ぐらいがその方にとっては通勤はちょっとあるけど、戻って少し東京の密を少し解除なるくらい、それが生活するには、うんとあんばいの良いとかそういった形で捉えている人が多いのかなと私なりに解釈したところです。そうしますと、いわゆる本当に東北までの流出といえますか、そういったことというのは、こういった流れだけを見てもなかなか進んでは実際来ないだろうなというのが思うところです。あと、地方の人口減少に歯止めがかかるか、ということはなかなかこれも歯止めがかからないという事を言わざるを得ないと思います。自然減、金山町にとっても毎年自然減が、とにかく生まれる子供さんの数が今年度は23.4名ぐらいおりますか、亡くなる方は、今時点で既に72名亡くなっております。4月からの数字で、ですから、8.9人月に亡くなっておりますから、このまま1年間というとなら100人という数字もでてくると思いますから、それだけで70人から80人の自然減になります。それに加えて、社会減こちらの方もやはり高校を卒業を機に進学或は、就職で町外に流出というか、転出は少なくとも50人以上はあるものだと思います。そんな事からすると、国勢調査で5年間755人の減少が去年の国勢調査と5年前の国勢調査の減少幅が755人という事で平均150人減少しているという数字がほとんど裏図けられてしまっている。これをなんとか緩やかにしたいというのは、深刻に思います。と思いますが、どうやったらそれが緩やかにできるのかというところは、簡単に

は出てこないという事が実態だと思います。例えば、同じ金山ばかりでなくって、真室川であり、新庄市であり近隣町村は皆同じ悩みを持っております。そんな事から例えば、中学生、高校生に地元の良さを感じてもらおうという取り組み、それが地元大学という形で地元の良さを見出してもらおう活動といいますか、そういったことも実際今、行われております。

そうしますと例えば、中学、高校生が、特に高校生だと思いますが、差し当たり進学とか、就職とかということで、町外、県外に行ったとしても地元の良さを感じてもらおう事で、後何年か後に戻ってきてもらうと、そういうことを期待しておりますし、是非そういう良さを感じてもらいたい。そんなことでやっぱりそのまま残ってもらおうのが1番良い訳ですが、やはり若い子、その年代というか、私も一旦は東京方面に行った事はありますが、そして向こうの空気を吸って、私なんかは向こうの空気があんまり合わないと思ってこちらに戻って来ましたけれども、そういうふうはこちらの良さを小学校なり、中学校なり、高校辺りでそういうことを感じてもらうと、戻ってきてもらう可能性は十分あると思います。そういう意味では、これはある首長さんも言ってましたけども、例えば、うちの町、うちの市、なにも良いところはないという言い方される方が多いそうです。そうするとなんとなくその家族の子供がこの町は良いところないと思ってしまう、それで出て行ってしまうということがあると発言された方がおりましたけども、やはり、家の中でも町は良いところだという所を、良いところだと思って住んでいてもらっていると私は思っておりますので、その良さを毎日という訳ではなくとも、場合、場合に高校生、中学生が成長過程で町の良さなんかも、言ってもらおうということなんかも、すごく1つの将来的には効果につながるもだと思います。

あと、例えば、具体的は町でも今年度は、金山の時間デザインスクールということで、東京首都圏にお住みになっている方々に金山との関係性を持ってもらいましょうということで、実際は、15人の受講生でしたけれども、3回の講座で本当は2回目に金山の方に

来ていただく予定でしたけども、丁度その頃がコロナのまだまだ感染が高い状態でしたのでその2回目来てもらう事はできなかったのですが、そういった方々、地方の住み方、地方の生活そういったことに興味関心がある方々は、都会でもいっぱいいらっしゃるようです。そういった事は関係性をもってその方が口コミなり、何らかの発信で良さを地方の良さをまた広めてもらうとか、実際受講生の中に2.3人自分なりにきて頂いた方もおりました。そこで、感じた良さを伝えてもらうとか、そういった関係性を広めてもらうことで、少しは交流の機会となり、場合によっては、自分も行ってみようかなという人が増えてもらえれば、それは本当にありがたいことですのでそういった事を取り組みの1つとして今年度はやっておりますから、これについては来年度も引き続きやってみてと思っております。

あと、例えば、実際金山の町に関係する方、今こちらから出られて、東京近辺とかに住まわれている、その方が息抜きと言いますか、それを金山のどこかに居をもって二地域居住と言いますか、そういったことをやってもらえる人がいないかなという部分と、もう1つが、例えば、集団就職等でそのお孫さん当たりがこちらに来て住むとか、そういった事を、そこも向こうで生活されて自分が育った金山というところは良いところだということ、向こうで言ってもらいと、じゃあ行ってみようかなということを考えてもらえるかもしれないので、そういった事も期待できるものの1つにはなろうかなと思っております。

あと、もう1つ新聞に出ているものを紹介したいんですが、島根県に住まわれている方々島根県の智頭町に住んでいる方の例ですけども、東京から見ると誰もいなくてヤバくないと思われるかもしれ知れないけれど、と前置きしながら、人が少ないって実は贅沢だと思いと書いてあります。メチャクチャ楽しいし、住みやすい。散歩で誰にも合わなくて空気も思いっきり吸い放題だと、人が少なくって良かったとフト漏らす人は、他にも少なくない。コロナ時代ならではといえるだろう。ということで、すごく密のところで生活していた人方が少ないところに来たら少なさがすごく気持ち良いということ載せています。

これは本当に1例な訳ですけども、考え方によってはそういうことも十分にある訳なの

かなと思うわけです。さっきも述べましたが、都会に人口がドンドン流出した時代が一時期あった訳ですが、今それらは、当然様々な視点から見直されて、都会に住んでいる方々が、疲れる、或は、密が疲れる場合があるかもしれません。そういった事を先ほどの関係性をもつ、ちょっと行ってみようかなという様なそういうきっかけに地方を思い出してもらおうというか、そういった事をやってもらえれば、人口減少、人口が少ない事が今までだと悪みたいな感じですが、それを裏返してみれば、良さにもつながる部分が多くあるという見方もできるという様な、私はこの記事を見て思ったところなんです、あと、話がもう1つ戻りますと、3つ目、日本全体の活力をあげられるかと、地方創生が活力を上げられるかということですが、昨日の岸田総理の所信表明演説を私、今日、新聞で見ているんですが、その中で総理も新しい資本主義ということは、ずっと言ってきていますが、新しい資本主義の主役は地方ですというふうにっています。4. 4兆円を投入し地域が抱える人口減少高齢化、産業化などの課題をデジタルの力を活用することによって解決していきます。デジタルによる地域活性化を進め更には、地方から国全体へボトムアップの成長を実現していきます。という様な表現をされています。デジタルでそれがどういうふうに活性化につながるかは、具体的にはこれだけでは分かりませんが、少なくとも現政権は、地方にそういった力強い視線を送っているといえますか、そんなことを昨日の所信表明からも感じ取れますので、国挙げてそういう地方の活性化ということに取り組むという1つの現れというふうに私は、とりました。そういう事からしますと、早坂議員がさっきご質問にありました地方創生3つの内容を1つ目、東京一極集中の是正、或は、2つ目、地方の人口減少、或は、全体の活力ということですが、それらについては、まだまだ可能性は、そんなに簡単ではないというのは、大前提にありますけども、可能性はまだまだ十分にあるのではないかというふうに思いましたので述べさせていただきます。ありがとうございました。

議長

早坂委員。

早坂憲明議員

苦渋の心を、伝わってきたような感じがします。

平成 27 年 1 月に地方創生大臣がこんな事を言っております。「競争しろと言うのかという質問に、その通りだ」という答弁。「そうすると格差がつくではないか言う質問に、当たり前だ」と答弁そして、「努力した自治体としないところを一緒にすれば国全体が潰れる」と語っております。また、国の関与は、教育・社会福祉などの最低限度の生活水準を維持する「ナショナル ミニカム」の保障にとどめるべきだとしております。こうした発言から先を見通すならば、小さな自治体が、人口開発して観光という人に頼る「町の活性化」は、終わりの時代であると言えます。自治体が事業展開する観光リゾート開発で、持続的に発展した地域は、ほとんどありません。むしろ財政負担が大きなお荷物になっております。一時の思惑、ないものねだりと言える開発事業になっております。

観光立国地として開発を大々的に実施してきた夕張市、市民の実生活が財政破綻の凄まじい姿として映し出されております。今度は、観光立国地であります京都市が、財政破綻を目の前にしています。今年度末の市債残高が、約 8,700 億円となり 2028 年財政再生団体に転落の危機にあると言われております。このために、京都市は行財政改革計画を策定しまして、5 年間で約 1,600 億円の収支改善を目指す改革案を示されています。

1 つ目は市営バス、市営地下鉄の運賃値上げですこれは日本一高い運賃です。2 つ目は、70 歳以上の高齢者の乗車券の見直し。3 つ目は、保育料です。世帯の収入 470 万円 0 歳から 2 歳の保育 1 日 10 時間保育した場合に、今まで 26,600 円でしたこれから 44,500 円へ値上がりです。4 つ目は、三条大橋の修繕費 4 億円かかると言いますがその内の 1 億円ふるさと納税で賄うと。5 つ目、これは何処でもあります、職員の削減です 550 人、そして年間 50 億円の給与カット、5 年間で 215 億円を捻出。6 つ目は、土地の売却で 117 億円の捻出そして、事業・補助金の見直しで 721 億円と、これを考えますと市民、非常に弱い立場の方々

が打撃をうける改革案になっております。先ほど創生大臣のお話を伝えましたが、私は、地方創生という国策は、真逆の姿になり益々地方は、疲弊していくものと危惧されます。なぜかと言いますと、国も経済界も稼ぐ力・収益力を最大の目標・目玉としております。経済の原理である儲け主義の追求、損得勘定の動きが、グローバル化と言う名のもとに、益々経済戦争が激化していくものと思われます。武力戦争・経済戦争と言うものは、人間社会を住みにくくしていきます。大手企業の方は、終身雇用は、もうあり得ない時代であると断言されております。今後、益々貧困の差が拡大するものと思われます。武力戦争であれ、経済戦争であれ、その仕掛人だけがその恩恵を受けて、戦争の被害者は、いつも農村の若者であり、その若者が不足すれば女性の方々であります。今も昔もその手段は、一つも変わっておりません。経済戦争は、大一線を退いた高齢者方々を再び戦場の現場に呼び戻すというやり方で、どこまで行っても尽きない儲け主義の欲望を貫こうとしている世界であります。この経済戦争という儲け主義の追求、損得勘定の置き土産として、家庭崩壊、孤独の世界、そして、離婚・未婚・孤独・空き家をつくりだしております。

先ほど宇宙と地球、大自然という器には、掟・決まりが存在すると言いましたが、命の誕生する家庭にも人には見えない掟・決まりが存在しております。人としての正道であります。この家庭の掟を守り抜けば、満開の幸福の花が自然に家庭の中の咲いてくるんです。

一方、目には見えない家庭のお掟を1つでも誤れば幸福の花が咲かず、人間として1番不幸で惨めな孤独の家庭、孤独死がうまれます。

満開の花を咲かせる家庭も、孤独の姿を迎える家庭もどちらの姿も良き因縁、あるいは、悪しき因縁として、子孫に実体として引き継がれていくこととなります。

今年の7月にある研究所が、実施した世論調査によりますと20代から30代の若い世代の2人に1人が、日常的に孤独を感じているという調査結果になっております。基本的には若い世代は、不幸な時代を迎えております。

佐藤町長が、掲げる「住んで良し・訪ねて良し」という町を実現するには、人間とし

て1番不幸であり惨めな孤独の世界を防ぐことが課題となります。

人間が生きていく為に与えられた大自然という器、環境、枠が存在します。そして、大自然という器中に命の誕生がらり、命循環、子孫が繁栄していくために、人間社会の最少集団として不可欠な家庭という器が存在します。それを守れないということは、持続可能な町の姿から離れていくものと思われまます。

我が町独自の持続可能な町づくりを目標に掲げて、新たな農村集落の確立、地域コミュニティづくりによって、金山町全体・まるごと循環するという全町民直結型、町の仕組みづくりが重要となります。それらを期待しまして、質問を終わります。

議長

これで、一般質問を終わります。

ここで会議の途中ですが、3時10分まで休憩します。

14時50分 休憩

15時10分 再開

議長

休憩を打ち切り再開します。

日程第6 町長提出議案の一括上程

議長

日程第 6 町長提出議案の一括上程を行います。

議第 82 号令和 3 年度金山町一般会計補正予算（第 8 号）、

議第 83 号令和 3 年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）、

議第 84 号令和 3 年度金山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、

議第 85 号令和 3 年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）、

議第 86 号令和 3 年度金山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、

議第 87 号財産の無償譲渡について

以上 6 件を一括上程します。

日程第 7 提案理由の説明

議長

日程第 7 提案理由の説明を求めます。

町長。

佐藤英司町長

本日、金山町議会 1 2 月定例会にあたり、提案いたします議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

提出議案は、議事日程にございますように、議第 8 2 号から議第 8 7 号までの 6 件であります。

その内容は、令和 3 年度各会計補正予算 5 件

その他 1 件 でございます。

最初に、各会計補正予算 5 件の概要につきましてご説明申し上げます。

議第 8 2 号 令和 3 年度金山町一般会計補正予算（第 8 号）についてでございますが、歳入歳出にそれぞれ 8 千 2 8 8 万 6 千円を追加し、総額を 4 2 億 4 千 5 0 0 万円とするも

のでございます。

各課の補正予算の主な内容でございますが、総務課関係では、新型コロナ感染拡大状況により昨年度に引き続き、東京金山会総会が中止となりましたので賛助金40万円、職員研修等につきましてはWeb研修で実施され、会議もオンライン会議が多くなっており職員旅費30万円を減額した一方、役場庁舎ボイラー等の修繕料50万円及びエアコン等修繕工事費20万円を増額させていただきました。

また、今年度作成いたしました町PR用フリースの売れ行きが好調で、在庫がなくなっているサイズもありますので50着分20万円、行政情報放送の片貝局のアンプに不具合が生じたことから早急に交換したところではありますが、今後、各地区の修繕も見込まれますので31万9千円及び総合行政システムの介護システム番号データレイアウトに対応するためシステム改修委託料30万飛び8千円をそれぞれ増額するものであります。

次に、総合政策課関係でございますが、10月13日に岸 宏一先生顕彰会 会長星川 忠一氏ほか6名の常任幹事の皆様が来庁され、岸先生の胸像を町に寄附し、大堰公園に移設したことにより、顕彰会の設立目的が達成されたことから今年度末をもって解散することになり、残余財産全額となる158万1千477円のご寄附をいただきましたので、資産活性基金へ158万2千円積立いたしますとともに、10月26日に㈱マルコウ環境 代表取締役 斎藤 哲也氏 から20万円、㈱斎苑 代表取締役 斎藤 美香氏より10万円のご寄附がありましたので30万円を財政運営基金に積立をさせていただくものでございます。

その他、公共施設の総合点検により、普通財産等の維持管理に必要な箇所を修繕するための費用として百飛び2万8千円を増額いたしますとともに、起債の借入額、利率等の確定により償還元金350万円を増額し、利息を240万円減額とする調整をしたものであります。

続きまして、町民税務課関係は、確定申告による還付金46万2千円及び今後の還付見

込額 22万2千円を増額するとともに住民基本台帳ネットワークに係る個人番号交付事務費補助金として国から20万飛び9千円が交付されることになりましたので財源調整をさせていただきます。

次に、健康福祉課関係では、障害者総合支援事業及び医療給付事業の実績報告により、国庫負担金が過大交付となりましたので、国への返納金245万6千円、軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業10万円及び寝たきり老人等移送サービス助成事業40万円を増額するものであります。育児支援関係につきましては、実績見込み等により、通園費助成金136万5千円及び出産支援給付金151万5千円を増額させていただきました。また、児童手当制度改正に伴いますシステム改修委託料128万7千円、令和2年度子育て世代への臨時特別給付金事務費補助金の過大交付による国庫返納金67万3千円、子どものための教育・保育給付金などに係る国庫返納金3万5千円を増額させていただいたところでございます。新型コロナ関係でございますが、これまでのワクチン接種の状況並びに3回目の接種予定につきましては、9月定例会期間中に資料を配布させていただいたところであります。この度の補正予算には、これまでの実績と3回目のワクチン接種委託料を積算し256万7千円を増額いたしますとともに、3回目のワクチン接種に係る郵便料などの各種事務費やシステム改修費などの費用として454万円を増額させていただきました。所管する特別会計への操出金では、診療所に対する国民健康保険特別会計直診勘定への操出金は276万5千円の減額とした一方、介護保険特別会計操出金は、職員の時間外手当及び日常生活支援総合事業の増により466万3千円を増額としたところでございます。その他、社会福祉協議会に委託しております福寿会事業費が確定したことにより136万6千円の減額、最上地区広域連合への負担金は保険基盤安定負担金の増などから144万7千円を増額としたところであります。

続きまして、産業課関係でございますが、8月23日と10月4日に議会全員協議会で詳細についてご説明し、協議いただきました金山町森林組合への出資金3千万円の減額に

伴う経営改善支援補助金の増額及び東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザへの木材提供業務委託料1千170万円の増額につきまして、この度の12月定例会に計上させていただき、町の林業振興に不可欠である森林組合の経営基盤の安定化に寄与して参りたいと思いますので、ご理解下さるようお願い申し上げます。なお、経営改善支援補助金については森林組合出資金の返還金を、東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザへの木材提供業務委託料については森林環境譲与税基金からの繰入金をそれぞれ全額充当することとしております。また、4月及び5月に発生いたしました雹害につきましては、今般県では複数の支援を行うことになっており、町でも2つの支援に該当いたしますので、県補助に嵩上げを行うとともに、県の補助対象（収入等が5割を下回った農業者）とならなかった方には、町単独で支援を行うこととして計上しているところであります。具体的には、1つ目の支援といたしまして、4月から6月まで雹害を受け、出荷量が平年の5割を下回った方へニラなどの捨て狩り等により、労力がかかり増したことに対する支援としての雹害等対応追加労力支援事業費補助金、10アール当たり1万円（県7,440円、町2,560円）を補助するもので、20ヘクタール分200万円、県補助に該当しなかった農家へは、町単独で10アール当たり5千円の補助を行うこととして60ヘクタール分300万円、合計500万円を計上させていただきました。2つ目の支援策は、1年間を通して収入等が5割を下回った農業者に対しまして、気象災害等対策生産資材緊急支援事業費補助金（県3分の2、町3分の1）として生産資材購入費相当額の支援を行うもので「にら」については、10アール当たり2万5千円で40アール分10万円、「アスパラガス」については、10アール当たり2万円で1ヘクタール分20万円、合計30万円を計上しております。その他、実績見込みにより、資格取得支援事業費補助金30万円、農業用使用済プラスチック適正処理事業費補助金13万2千円、町地域農業推進協議会で国から全額補助を受けて実施する国への各種申請手続きの電子化に係るデータ移行業務として経営所得安定対策事業費補助金165万円、神室スキー場の除雪

車（ドーザ）並びにゲレンデ整備車修繕料43万5千円をそれぞれ増額させていただくものであります。

次に、環境整備課関係は、最上広域市町村圏事務組合でエコプラザもがみ及びし尿処理に係る経費を精査した結果、分担金合わせまして229万5千円、農業集落排水事業特別会計につきましては、前年度繰越金、国庫支出金の増と一般会計からの繰入金の調整などにより繰出金728万5千円を減額する一方、地区から要望があった道路や冬期間の雪崩処理等など維持修繕委託料と維持工事費合わせまして120万円及び公共下水道事業特別会計で国から交付金を受けて実施するストックマネジメント事業等に対する繰出金1千261万2千円を増額するものでございます。

最後に、教学課関係であります。県若者定着奨学金返還支援事業出捐金につきまして、県では過年度不用額の充当を可能とする制度変更を行ったところであります。それに伴いまして百飛び9万2千円を減額いたしますとともに、町育英会返還免除対象分14万4千円に加えまして、平成16年度金山中学校卒業生の皆様から5万円野ご寄附をいただきましたので、それぞれ金山育英基金に積立をするものでございます。

また、健康福祉課関係で軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業10万円の補正をお願いしたところでありますが、その受け入れ体制として補聴援助器具を整備するため28万4千円を増額いたしますとともに、令和4年度から小学校の統合、さらには、特別支援学級が増加いたしますので、その準備として、黒板と照明の修繕費136万2千円、キャビネット、FFヒーターなど備品購入費52万4千円及び給食衣、はし、スプーンなどの消耗品52万1千円をそれぞれ増額させていただくものであります。財源につきましては、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金及び繰越金などを増額して調整させていただきました。

次に、特別会計の補正予算につきましてご説明いたします。

はじめに、議第83号 令和3年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）診

療所に係る直診勘定予算についてでございますが、予算の組替を行うもので、補正額はゼロで予算総額2億1千7百飛び6万円に変更はございません。その内容でございますが、新型コロナウイルス関係の収入といたしまして、3回目のワクチン接種受託料155万5千円、個別接種促進協力金10万円のほか、令和2年度分の追加交付として発熱患者外来診療・検査体制確保事業補助金1万円及び新型コロナウイルス感染拡大防止・医療提供支援補助金120万円が追加交付となる一方、ディープフリーザー管理委託料につきましては10万円が減額となり、総額で276万5千円の収入増と見込まれますので、その分一般会計繰入金を減額調整したところであります。また、歳出におきましては、一般管理費のうち休日応援医師謝金110万円を減額し、光熱水費を同額増額するとともに研修研究費の旅費20万円を減額し、学会参加負担金を同額増額とする組替をおこなったものでございます。

続きまして、議第84号 令和3年度金山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出に197万9千円を追加し、総額を9億4千210万飛び9千円とするものでございます。その内容は、職員の時間外勤務手当35万9千円、利用者の増加による介護予防・日常生活支援総合事業費161万5千円及び総合事業審査支払手数料5千円を増額いたしますとともに、介護給付費負担金の減額により一般会計繰入金等を増額とする財源調整を行ったものであります。財源につきましては、ただ今述べましたように、介護給付費負担金339万7千円を減額する一方、一般会計繰入金466万3千円及び介護保険システム改修事業補助金などを増額して調整させていただきました。

次に、議第85号 令和3年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出に420万円を追加し、総額を6千670万円といたすもので、明安及び有屋施設運営費のうち急破修繕料をそれぞれ百万円増額いたしますとともに、国庫補助を受けて実施する明安地区機能強化対策事業について実施設計業務委託料220万円を増額するものであります。財源につきましては、前年度繰越金928万5

千円、明安地区機能強化対策事業に係る国庫補助金と起債それぞれ110万円を増額し、一般会計繰入金につきましては728万5千円を減額しております。

最後に、議第86号 令和3年度金山町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出に3千955万円を追加し、総額を2億4千615万円とするものであります。内容は、国から防災・安全社会資本整備交付金を活用して実施することとしておりますストックマネジメント策定業務委託料3千450万円及び社会資本整備交付金を活用しての公共下水道事業計画更新業務委託料450万円を増額するものであり、それぞれ国から事業費の2分の1が交付されるものでございます。また、消費税及び地方消費税の中間納付分として20万円、マンホールポンプ電気引込線交換修繕費50万円及び起債償還元金10万円を増額し、起債利率見直しにより利子25万円を減額しております。財源につきましては、先ほど申し上げました国庫補助金、起債を増額したほか、一般会計繰入金1千261万2千円と前年度繰越金743万8千円を増額して調整させていただいたところであります。

最後となりますが、議第87号 財産の無償譲渡についてでございますが、温室効果ガス排出量の削減を図り、地球温暖化を防止する低炭素社会の構築を目指し、次世代型自動車である電気自動車の普及と利用者の利便性の向上を目的に、平成25年度に電気自動車急速充電器を役場駐車場に設置したところであります。また、充電器設置加盟店契約につきましては、平成26年2月に合同会社 日本充電サービスと契約（期間は耐用年数である8年間）を締結し、その後、令和3年4月からは、事業承継を受けた株式会社 e-MobilityPower と令和4年2月まで契約をしているところでございます。契約期間中は、契約により保守メンテナンス費用や電気料など設置権利金及び維持権利金として年間43万円から64万円を契約先から支払いを受けていたところでありますが、契約期間（耐用年数）終了後も急速充電サービスを提供していくためには、町の一般財源で維持するとともに、充電器の更新、あるいは撤去もしなければなりません。このようなことから、

現在の急速充電器を無償譲渡した場合に限り、維持管理、充電器の更新や撤去については譲渡先（株式会社 e-MobilityPower）で行うことになり、町の一般財源の負担がなく、町民や付近を通行する方が引き続き利用することができることとなりますので、無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

以上、6件につきまして提案理由をご説明いたしました。詳細は担当課長等から説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご可決下さいますようお願い申し上げます。

なお、11月30日に開催されました議会運営委員会で総務課長からお願いをさせていただきましたが、国では新型コロナウイルス関連の大型補正予算を臨時国会で成立に向けて準備を進めているところであります。そのうち、18歳以下の方1人に10万円相当を支給することについては年内にも現金5万円分を支給するスケジュールが示されており、現時点で把握できる内容に関しまして町の補正予算に早急に計上しなければならないものもあります。また、本日提案いたしました一般会計補正予算のうち、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料及び人件費や事務費等につきましては、医療・高齢者施設従事者並びに入所者分を計上させていただいたところでございます。しかしながら、海外で発生した変異株（オミクロン株）の感染が11月30日には日本国内でも確認され、第6波となる感染拡大も懸念されますので、11月26日に健康福祉課と診療所で再度協議を行った結果、冬期における高齢者へのリスク回避（転倒、骨折、流行性感冒など）のため、来年春に予定しておりました65歳以上の高齢者集団ワクチン接種を来年2月11日から13日の連休に前倒しすることといたしました。このようなことから、関連する経費を追加させていただくため、一般会計補正予算を12月定例会期間中の最終日に追加提案させていただきたいと考えておりますので、併せましてよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第 8 提出議案の説明

議長

日程第 8 提出議案の説明を求めます。

総務課長。

宮林聡志総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

診療所事務長。

三上裕一診療所事務長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

環境整備課長。

佐藤英樹環境整備課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

(朗読、説明省略：議題 87 号議案書のとおり)

次に、休会についてお諮りします。

明日は、議会全員協議会並びに総務文教、産業厚生、広報の各常任委員会のため、翌9日は議案調査のため、本会議を休会したいと思います、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、明日8日から9日までの2日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は、すべて終了しました。

これをもちまして散会とします。

どうもご苦労さまでございました。(16時10分)

令和3年12月10日（金曜日）

令和3年12月金山町議会定例会 会議録
(第4日目)

令和3年12月10日
午前10時 開会

1. 応召議員

1番	栗田保則議員	2番	中村忠行議員
3番	大場洋介議員	4番	沼澤道也議員
5番	柴田清正議員	6番	須藤典夫議員
7番	寒河江宏一議員	8番	星川智子議員
9番	早坂憲明議員	10番	矢口政一議員

2. 不応召議員 なし

3. 出席議員 応召議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 5番 柴田 清正 議員 6番 須藤 典夫 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	不在
教育長	須藤信一	総務課長	宮林聡志
教学課長	佐藤幸浩	会計管理者 (兼出納室長)	藤山一栄
健康福祉課長	丹敏雅	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長 (併農業委員会事務局長)	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	庄司紀一
町民税務課長	柴田直樹		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 正野学

8. 議事日程

日程第1 議案審議

日程第2 議員派遣の件

追加日程第1 町長提出議案の追加上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 提出議案の説明

追加日程第4 議案審議

追加日程第5 閉会

議長

皆さんご苦労さまです。

本日の出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第1 議案審議

議長

日程第1 議案審議に入ります。

お諮りします。

議事整備の都合上、質疑を議第82号から86号の5件、議第87号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、質疑を議第82号から86号までの5件、議第87号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第82号から86号に対する質疑を許します。

沼澤議員。

沼澤道也議員

4番沼澤です。町長提案説明の4ページ健康福祉課関係で小学校統合などで給食衣とか買ったということですが、これは今までのものと各学校違ったんですか。これが1つ。それから、統合関係について現状どういう進捗状況にあるのか、なんか課題があるのか、以上まず2つを聞きたいと思います。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

ただ今の沼澤議員のご質問にお答えいたします。町長提案説明の4ページに記載してございます。統合に関わって給食衣等購入の予算を今回計上させていただいております。給食衣、或は、はし、スプーンこの度計上させていただいておりますが、給食衣はこれまで各学校に各学級ごとに備え付けしてございまして、全員には配付してございません。その当番の方1週間なら1週間お使いいただいて、使用後は洗濯をして次の方に渡すというやり方をやっておりました。これは町内小中学校全てでございます。

来年度から統合をきっかけにいたしまして、全児童生徒分の給食衣を用意いたしまして、その児童生徒に与えるという事ではなくって、1年間その子供さんが管理すると、上位の学年に上がったら、次上位学年の、体型も大きくなったりしますので次のサイズの物を1年間また、使って渡すと、ですから全児童生徒が1年間使えるようにするといったものでございます。

また、はし、スプーンにつきましては、これまでは各児童生徒の方にお渡しして、給食をとったあと、それぞれ児童生徒が自宅に持ち帰って自宅で洗浄してまた次の給食の時に使っていたいた訳ですが、来年度からは、はし、スプーンについても全部給食センターの方で購入いたしまして、回収から洗浄まで全て行って給食の配食時に使っていただくと、そういったシステムにするものでございます。よろしく申し上げます。

なお、後段の統合に関わる件については、教育長から申し上げます。

議長

教育長。

須藤信一教育長

小学校統合に関わる進捗状況でございますけれども、先月11月9日から11日まで金山小学校において各学年の交流授業を行っております。その際明安小学校と有屋小学校の保護者の皆さんにもご案内を差し上げて統合後の金山小学校での授業の様子という様なイメ

ージで見ていたこういう事でご案内を差し上げてほとんどの保護者の方がおいでいただいて、参加して下さったようです。

子供達の方も、大変生き生きとした学習の様子が伺えて大変良かったなと思っています。

併せまして先月 15 日の夜に小学校統合に関わります保護者説明会も開催しております。

これまでの統合準備委員会での検討事項、決まった事、或は、これからの予定というようなところですか、来年 4 月までに向けての各部会での検討加えた内容について各部会長であります各校長から説明をしていただいきまして、中には交流授業参加していただいた折に気づいた点などについて質問を下さった保護者の方々もいらっしゃいました。

また、小学校の運動着を統合に合わせて新しくするという事で、今回は町の予算で買い替えの準備をするとうことで、デザインも決まりまして、保護者の方には運動着の採寸等のご案内を差し上げて準備していただくようにという事で進めております。また、来年度小学校 1 校、中学校 1 校とういことで小中一貫教育をさらに進めていきたいという事で、昨年度から今年度前半にかけて実施出来なっていた東成瀬村の小中学校の視察につきまして 10 月になってから向こうの教育長さんから可能であるというお電話をいただきまして、早速日程設定させていただいて先日先月の 26 日に 2 年ぶりで私も含めまして小中学校の教員と教育委員会職員 9 名で、行って参りました。

やはり、小中一貫教育の柱となるものは、授業づくりなんだなというところを、再確認してきたところでありました。丁度中学校の数学の授業を小中学校の教員が参加してそれに基づいて授業研究会という形で東成瀬の目指す授業もあり方とういことで協議しておりました。その辺のところも非常に共同研究という意識の高い協議内容でありまして、是非やり方について来年度から取り入れていこうとういことで、帰りのバスの中で話をしてきたところでありました。本日も 2 回目の視察とういことで、小中学校、教育委員会の職員合わせて 6 名本日向こうの方でまた、視察研修をさせていただいているところであります。

それから、まだまだこまい所を決めて行かなければならないところありまして、保護者説明会の中でも今後のこういうふうな予定でというところで、まだ決まってないところ色々あるんだなというご発言いただいたんですが、それに向けまして来週統合準備委員会、設けまして、更に最終2月に統合準備委員会で最終確認という予定でありますけども、それぞれの部で検討を進めておりまして、これから来年度4月に十分に間に合うように統合を進めて参りたいと思います。

ただ、先日の保護者説明会の折に、伝統芸能について今後どうするか協議を進めてきた訳ですが、有屋少年番楽の方で今年度いっぱい解散するというお話を当日いただいて、ビックリしたところがございますが、後でお話をよく聞いてみますと今までは6年生の保護者の方々を中心として保護者の方々が、練習とか指導の辺りを中心になって運営してきたという経緯があって、これから今の6年生10名卒業した後来年度以降、保護者を中心というのは、なかなか難しいということで、まず一旦解散というふうな結論に至ったという様なお話を伺いまして、後で有屋小の校長とかとも話をしてみたんですが、運営体制をもう一度整えなおす事で、明安小の歌舞伎の方は保護者中心というよりも、別の形で指導者の方、保存会の方で指導して下さっている体制が整っておりますので、その様な形で指導体制、運営体制を整えなおすことでこちらも、続けて行くことは可能ではないかなという話をしているところであります。なんとか、今まで素晴らしい活動をしてきた芸もございまして、そんな形で今後も検討を進めてなんとか継続する方向でやって参りたいなと思っているところであります。以上です。

議長

沼澤議員。

沼澤道也議員

ちょっと有屋の話は、ビックリしましたが、是非、ソフトランディングができるように頑張ってくださいと思います。

これから本当のこと、本当の質問に入りたいんですが、明安小学校フェスティバルに行きました。父兄という立場で行きました。何が言いたいかという、教育長も町長も誰一人来ないというのが私にとっては不思議でなりませんでした。つまり、明安、有屋それぞれ今年が全てが最後、だから閉校記念フェスティバル、閉校記念相撲大会、閉校記念運動会不思議に思いましたのでPTA会長、明安PTA会長に聞きましたそしたら、来賓としては呼ばない事で整理したんだと。これは委員会事務局も含めて、学校の方にそういう通達というか、指導しているみたいでした。これが正しいかどうかは、私は知りませんが、「ああ、んだなか」と、私からすると今まで100年以上もの伝統がある学校が無くなるということについて、町の考え方、町の思い、ちょっと声が大きくなりましたけども、これが見えなかった案内状がこないから行かない。本当にこれでいいのかと、声を大きくして言いたいんです。

私は、運動会の時も町長の扱いについて正直ここで言いますけども、「ダメだ」と「あんじゃね」と言って教頭の計らいでそれなりの対応をした。

私は決して、明安小学校の校長や教頭を悪く言いません。ただ、裏の事務的な事情はわからない事からするとあの人達は今までの初めて来た学校だと、金山の流儀、明安小学校の流儀ここに気が行かない、その為にこういう状態になっているんじゃないかと思ったんです。私は、今回のフェスティバルについても町長、教育長どっちか来て、どっちかきて最後の子供達の頑張りを、或は学校を見て欲しかった。

もし、来賓としてコロナだから呼ばないということの様な流れがあったとするならば、陰で、表向きではなく陰で、最後だから町長、教育長どっちかやるから文書だけでも出してください。とこういうことが必要ではなかったのかということなんです。

有屋小学校に行ったかどうかは知りません。私も、いち爺さん婆さんとして参加しました。テレビを見ていた新庄の元市議員が、「ないんだ、道也あそこに座ったんか」という話でした。決して町会議員だから、威張って一席さ座って来賓として座りたいなんて思

わない。思わない。それは、地域として平等に扱うという点では、それで良いと思った。

でも、設置者とする町の立場として、あんでいかったんかということです。本当に思った。これは今回言いたくって喋ります。質問でも何でもありません。もっと配慮、地域の人達或は、今学校に行っている人達の寂しさ、虚しさ、こういうことを見届けるといふ演技も必要ではないかということです。演技が、こっちの脇にえばって座る必要はない、無いんだけど教育長さんも来ていますよ、町長さんも来ていますよ、というこれだけでも私は、見せて欲しかったと本当につくづく思いました。この辺事務レベルではどういう配慮があったのか、なぜ参加しなかったのか。私は、考え方です、思いです。廃校するという学校の思い、地区への思いこういうことを、言葉は悪いが芝居をしないといけなかったのではないかとつくづく思いましたので、もし、答えがあるとすれば答えていただいて私の質問を終わります。以上です。

議長

教育長。

須藤信一教育長

ただ今の件についてお答えをさせていただきます。当日当初の予定では、有屋小学校の閉校記念式典と閉校記念のりゅう馬子感謝祭という様なこと、明安小学校閉校記念の明安子フェスティバルというふうな事で年間計画の中に位置付けられておりました。その後コロナの流行等もあって、有屋小学校の閉校実行委員会の方からは事前にどうするという様な事で閉校式典については、教育委員会の方としては、こういう状況なので色んなところからお集まりいただくのは上手くないのではないかという様な事で、式典は延期して下さいというふうな要請をしまして、閉校実行委員会の方で了承していただきまして、ただ、閉校記念のりゅう馬子感謝祭の方は実施するというふうなことで、来賓としてのご案内をいただきました。

明安小学校の方については、閉校記念式典は元々3月という予定でありまして、明安子フ

フェスティバルとことで予定をしていたんだけど、コロナ禍の状況を踏まえて来賓については、案内をしないという様なお話を事前にいただきました。その後、有屋小学校の対応はこうなんだけど、町長と私有屋に行って、明安に全然行かないという事はどうなんだろうということで、明安小の方にお話をさせていただきまして、校長の方では、閉校実行委員会の方で検討させていただいて返事をするということで、後ほどいただいた返事は、まずは来賓対応についての対応が上手くできる余裕がないのでということで、このまま来賓については、案内をしないという形でやりたいという申し出がございましたので、気持ちとしては、行きたい気持ちは正直なところ私は、持っていたんですけども閉校実行委員会としてのお答えでありましたので「わかりました」というふうなことで、ああいうふうな形での対応になった次第でありました。

議長

沼澤議員。

沼澤道也議員

もう1回言います。そういう内部的な事は、私は「知りませんでした。地区の人も多分知らないでいると思います。もし、有屋小学校が閉校記念も含めるから、式典もするから町長も教育長もいくのだと、だとすれば明安小学校には課長とこやらせませす、ぐらいの、私は配慮が必要だったのではないかと考えています。過ぎた事ですので、後は言いませんけども、その辺の配慮。配慮。

もう1つ言いますは、運動会の時、聞いてますか。運動会の事、町長が出たんですよ、来賓としてきたの、その時に最初の段階で見たら来賓あいさつが項目にないの、私には案内が来たので行きました。来賓あいさつが無い館長あいさつがあっても来賓あいさつがなかった。町長が来てるから当然、当然私はあいさつするだろうと思って、佐藤町長の挨拶を期待しておりました。そしたらなし。なしですよ。これも現PTA会長に怒りました。「町長はこの明安小学校の出、明安の出だそ、ここさ来ているんだぞと、」こういう思いから

したら何挨拶するかわからないけれども、「30秒や1分の来賓祝辞ぐらいさせなかつたべ。」「教頭さ行って来い」と行って行かせてなんとかでも、やりました。校長や教頭にはなのも言いません、言いませんでした。でもそういう運動会を見ていたからこの、フェスティバルの町の出席というものについても注目をしていた。

どういう立場をさせるのか、閉校ですよ、閉校。設置者である町の誰も来ない。その割にテレビはバンバンきて、ダガダガテレビに映されたけども。これは大変明安小学校にとっては良かったことなんだけど、この辺は、今後はスキー大会ぐらいしかないかもしれないけども、その辺、思いというもの、思いというものを行動や形に表して芝居をする。言葉は悪いけれども、これが町の幹部の配慮すべきところではないのかというふうに思いましたので、ここで、総務文教でしたらそっちの方で喋ることでしたけども、できませんのでこの場で話しました。

別にこの事によって、明安小学校の校長や、教頭に言わないで下さい。「おめい、こういう事したのか」もうチャラ、チャラですので、ただ今後は是非、この辺も配慮した行動を行っていただきたいという要望をして終わります。

議長

教育長。

須藤信一教育長

この1年統合の年ということで、毎月の校長会の中でも色々情報交換をしながら進めてきているわけですが、教育委員会としての立場としては、やはり、それぞれの明安小学校、有屋小学校との閉校の実行委員会を設けて色んな事業の取り組みを進めてきている訳ですので、校長にお願いしているのは、実行委員会の皆さん、地域の方々の声、思いを十分に汲み取ってやって欲しいということで、お願いをしてきたところです。そういった意味では、必ずああして下さい。こうして下さい。というふうな上から下へという方向ではなくって、それぞれが地域を大事にして思い出に残る、記念に残る1年にして頂きた

いというふうな思いで、そういうような形で情報交換しながら進めてきたつもりでありましたけども、事前の情報交換なども色々やりとりしながら進めてきたつもりでしたが、十分にいけない点があったことについては、お詫び申し上げたいと思いますし、これから3月の閉校に向けてより一層保護者、子供達、そして地域の皆さんにとって思い出に残る活動、事業ができるように、できることを教育委員会として支援して参りたいと考えております。

沼澤道也議員

よろしくをお願いします。

議長

他にありませんか。

大場議員。

大場洋介議員

3番、大場です。よろしくをお願いします。私からは、議第82号一般会計補正予算の説明にありますけども、10款1項2目17節の備品費の購入についてお聞きしたいと思います。議会運営委員会でこの項目説明受けております。小中学校の特別支援教育推進授業といたしまして難聴用補聴援助器具という項目で設けられております。

障害を理由とする差別の解消を推進する上で障害があたる児童保護者の方々にとって日常生活又は学校教育環境の生活を営む上で障壁とならないように配慮された事業と感じております。難聴者には多様な方々がおられます。補聴器を利用している方、人工内耳を利用している方、手話を活用している方など、原因も年齢も対応方法も様々です。コミュニケーションに不都合が出ないように合理的な配慮という形でサービス提供者にとっても今回の送信機や受信機を利用する方法がとられることは、願ったりかなったりでございます。補聴器の援助システムは、聴覚障害者や、障害児の聞こえの向上又は、代替えとするシステムや、マルチトウカネットワークの中には、FM補聴システムですとか、磁器ループ補

助システム、デジタル補聴援助システムなどがあり背景の雑音があまりなく会話やそういった距離が離れていても、授業並びにそういった会話に特化したシステムかと思います。

今回のシステムを導入する上での経緯ですとか、具体的にどういったネットワークを利用を考えているのかお聞きしたいと思います。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

ただ今の会場議員のご質問にお答えいたします。この度補正予算におきまして備品購入費として、284千円ほど計上させていただきます。その内容につきましては議員が、おっしゃられたように来年度金山小学校に入学する入学予定者の方に難聴障害を抱えている、視聴障害を抱えているお子さんがいらっしゃいます。先天的なものもあろうかと思いますが、乳児健診の時から色々心配されてきた方でございます。この度来年度小学校入学を迎えるにあたりまして、町の教育支援委員会の中でも幾度となく協議を重ね、或は、そのお子様については、保護者と共に専門的医療機関そして、専門の支援学校などにも通い色々指導いただいているところでございます。

今も補聴器は使っております。この度購入する備品につきましては、先生が送信機と言われるいわゆるワイヤレスマイクですねこちらと、お子さんが補聴器に音を拾う受信機でございます。補聴器と言いますと日常生活の中でも外の音が増幅されて全て入ってまいります。特に学校生活におきましては、大人数の中で授業をした場合に周りのお子さんの声とか、様々なものが入ってくるわけでございます。そうしますと学習に集中できない、先生の声ははっきり聞き取れないということもございますので、この度は先生が、専用のワイヤレスマイクを送信機をそのお子さんが受信機を付けることによって、より先生の言葉が明確にはっきり聞こえ、学習環境が良くなるということで、これは専門の医療機関の先生の勧め或は、特別支援学校の先生の勧めにより、そのお子さんの保護者と関係機関の

方が協議されて決めたものでございます。

委員会としましては、聴覚障害を抱えたお子さんを迎え入れるということについて、より快適な学習環境を提供したいということでこの度予算計上させていただいております。

なお、最上管内では、新庄小学校と日新小学校に難聴児学級が開設されております。本町このお子さんと似ている様な症状を抱えている日新小学校の方に保護者或は、そのお子さん、或は、学校の先生、或は、教育委員会の担当者も出向きまして実際の教育現場、環境などを確認させていただいて今日に至ってるということでございます。

そうしたことを背景にこの度備品購入費を計上させていただきました。よろしく願いいたします。

議長

大場議員。

大場洋介議員

ありがとうございます。先ほど課長から説明あったように、日常生活と共にまた、雑音のような、騒音のような聞こえ方になってしまうと更に集中出来なくなるとそっちの配慮もしていただいたことに、すごく感銘を受けております。難聴の方々には様々な優れた能力をもった人が多くおられると聞いております。また、そういった方々の社会活動や日常生活の参加を促すことになると思い今回の事業並びにそういったシステムの導入を今後もそういった方々が入学進学されても補助することとしますので、まだまだこれからの課題色々ありますけどもそういった補聴援助システムの活用が言葉の理解の向上ですとか、きたる情報バリアフリーのツールの1つと選択されて学校生活が障害の有無にかかわらず有意義となることを切に願い質問を終わりたいと思います。

議長

他にありませんか。

星川議員。

星川智子議員

8番、星川です。議第82号一般会計補正予算の総務課のPR用フリースについてなんですけども、15ページの総務費10節消耗品費20万こちらのPR用フリース代金これなんですけど、PR用というような言葉が付いていますけども、PRのフリースで出ている効用なんかは、どういうふうなものなのか。という事と後、役場の方は沢山利用されていると思うんですけども一般町民の需要はどのぐらいなのか。それ分かりましたお願いいたします。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

それでは、ただ今のご質問にお答えいたします。フリースにつきましては当初予算で80着予算付けをしていただきまして、今回の黒色のフリースです80着作成した訳です。前の年とか、前の年も需要に合わせて作っていた訳ですけども、ネイビーとかグレイとか白とかそういった中で例えば、正月とかにお見えになった方が役場にきて買ったりですとか、東京金山会の方も前ですと欲しいという事がありまして、職員が着てPRすると同時にですね、フリースよりもポロシャツ、Tシャツは一般町民の方も相当お買いになって、正確な数まで持ってきてないんですが、着てる方も多いのでこちらの方といたしましてはPR効果はあるものと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

星川議員。

星川智子議員

PR効果があるようだと良かったと思うんですけど、あまり一般町民でフリースを着ている方をあまり見ないので、これ役場の方がほとんどあれば、これは役場の方の自前のお金で用意すればいいんじゃないかという意図で聞いたんですが、結構ポロシャツの方は需要があるということなので良かったなと思います。

役場に用事で来られるお年寄りなんです、お年寄りの方が夏はクールビズ、Tシャツ、ポロシャツを着ている、冬はフリースを着ている。冬のフリースはそんなに一般の方がないので、先ほどありましたように、ポロシャツなんかは一般の方も購入されてまして、お年寄りの方が来た時に誰が職員で、誰が用事で来ている人だかわからない。そういうふうなことを言われたんです。IDですか、首から掛けているIDそれで判断というのをつけばいいのでしょうか、お年寄りの方は回り込んでID見るわけではありませんし、そのところは、どういうふうに解決したらいいのか、私も思ったんですが、私もこの間聞いたんですがウォームビズそういうことでフリースの活用を促進して、エスディービズというか、そういった事に貢献していくようになるのか、そういうところもお考えあったらお願いいたします。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

ただ今の星川議員からいただきました、ポロシャツで職員と町民が区別がつかないという話をはじめて聞きましたので、これからの職員であるという、わかるような物を考えていきたいというふうに思います。

あと、クールビズは5月の15日から9月末まで金山ではやっておるんですが、県の方では5月のはじめから10月の中頃までやっておりますし、ウォームビズも県の方でセーターとか着用されている方もおりまして、先日、役場の事務改善、効率的な事務を行うための検討委員会の中での職員の中からウォームビズとか、ノーネクタイについて話になったところではありますが、ネクタイ着用につきましては、課長会議でも話をして、役場職員のある程度の品位を保つという事もあるんですが、職員が働きやすい服装ということもありますので、引き続き検討していくという事になっておりますので、他の自治体等の状況を見まして引き続き検討をさせていただきたいと思います。

議長

他にありませんか。

須藤議員。

須藤典夫議員

6番須藤です。議第82号一般会計補正予算からお願いいたします。23ページになります。

東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザ建築用木材提供業務委託料これについては常任委員会でも詳細についてお聞きしましたその上で、昨日のこれを一時保管されている森林組合の方に行き行って用材の確認をさせていただいた所ですが、実際選手村で使われたものは、来週から取りに行く、とりに行かなければ返ってこないそうですが、取りに行くという事で実際は選手村の物はありませんが、いわゆる事前に準備された、いわゆる基準外、適用外の部材があるんですそれが全体の2/3ぐらい容積は分かりませんが、かなりの量でした。

それがあるのが、森林組合の自動販売機国道に面してありますが、あその裏になっていましたが直接的見ることはできませんでした。というのは、組合の用材が両脇にあって人も入れない様な状態な所にあった。シートはブルーシートがかかっています。

ですから、本当は中どういうふうに入っていないのか、どんな状態になっているのか、見たかったんですが、現物を見ることはできませんでした。

職員の刈谷さんの方からも、聞いて管理は、今あるものについてはシートをかけた状態で、野積ですね、はっきり言えば、とういう管理でしているということです。中も自分も見えないようなので、「大丈夫だべ」大丈夫というのがとういう大丈夫なのか、見なければわからないけれども、そう言っていました。

それです、質問ですが、1つ目は選手村に提供した金山杉の評価、金山杉を無償でした無償で提供したんですが使われることによってブランド力を上げようとういうような狙いだったかと思えます。

その狙いというか、具体的に金山杉が使われて大変良い木材だというような評価なり、或は、これを使って住宅を建てたいとそういう評価が具体的に来ているのかそれ1点まず、お聞きします。

それからですね、この予算の中では1,170万ということで、刈谷さんの話によりますと、それから、担当課に補佐にもお話を聞きましたけども、これには運送料と部材これから来る物も全部含まれている総額だと、これで全部かということに関しては両者ともこれで全部だと答えています。

ですが、私が思うにはこれから来る物と、今残されている物では、物として別物です、言え。というのはですね、選手村にいったのは、オリンピックの五輪のマークが入ってくるそうですが、基準に合わなかった物はそれを入れられないそうです。勿論入れられないそうです。ただなんか、別のハンコがくるそうですが、そういうことで物が違うというふうに考えた方がいいと思います。

それで、今あるのは野積です。そんま雪が降ってきますよね。それで、管理上この予算通ればですね、今までは森林組合の敷地内に止まってました。お金を払えば町の物です。どういうふうにするのか、消耗品費にするのか、財産にするのか分かりませんが、町の物の管理になります。これから来る物、来週から取りに行くそうです。それから、2月のもう1回行ってもらうとか、返されてくると、いう内容のようです。

次の質問ですが、この返って来た物をですね、また、森林組合の敷地内に留めるのか。お金を払うわけですから、もう町の物ですよ、町として森林組合に置いたらそこから移動するのにまたお金かかると思うんです、当然。そういうことを考えるとこれで全部終わりじゃないんですよ。

まだまだこれからお金が掛かりそうなんです。それを今度どういうふうに活用するかにも、色々オリンピック協会か、制約があるそうなんです。一般的販売してはダメとか、色々あるそうです。こまい事は色々言っていましたけど、詳しいことは委員会の方の対応で

ドンドン変わるような話でしたので、そうなるそうですね、これの行き先に関しては、森林組合ではなくって町の対応になると思うんですよ。

ただ、コースターという話も前に出た事があります。これを創るのは何処で作るのか、これまたお金かかりますよね、コースターを売ってダメとなると、結局加工賃も町でだすとか、作るとすればですよ。前は中央公民館の用材として使うという話もありました。これはボツになりましたけども、大量にかなりの量なんですよ、かなりの量ですから、用途についてこれからどういう作業を進めて予算規模もですね、予算を捻出するとそれとも、お金掛けたくないから無償でも使ってくれるところがあれば、そういう用途を探すというようなこと、今後の用途についての考え方。

もう 1 度戻りますけども、来週いきますトラックで返ってきます。それをどこに置くかです。お金かけたくなかったら、もう移動しない所にそのトラックで行ってもらってフォークリフトで持って行って置ける場所、今度は選手村で使った物だから外という訳にはいかないと思うんですよ。それやちゃったら、かえって色んな意見、声が出ると思いますのである程度屋根の付いたところで長期保管できるような体制で施設を選ばなければならぬと思います。

それから、2月今度真冬です。森林組合では屋根の付いたところに置くつもりでは言っていますが、あくまでも町の物ですので、置き賃例えば、森林組合に置いていつまで置くか分かりませんが、いつまでもタダで置いてもらう訳にはいかなんじゃないんですか。町の方では、産業課の方では置き賃はタダだという話をしていると聞いていましたが、森林組合の方では 3 月いっぱいとか、私の方には言って下さったんですが、やっぱりお金を払えば町の管理になりますのでそこもきっちと、お金かかるものは払わなければならないし、それとも置くところを決めて、そこさ真っ直ぐ運んでお金のかからないようにするとか、そういうことで考えていただければ、いかがということでの 3 点についてお願いします。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

それでは、初めの木材の評価ということですが、具体的に今のところ私共の方にオリパラ材を見て、直接その材で建てたいというお話があったかどうかということは、私は承知していないので、おそらく直接的には無いだろうなとは思いますが。ただレガシーということでこれから有効な活用をする中で販売は出来ないということですので、町の財産としてどのような活用方策があるか具体的な事は今後その材の内容、試用とか、実際どういう状態で戻って来るのか見ながら合わせて今保管されている、はじかれてしまった材も合わせて今後の検討と考えていまして、そういった物が金山杉の良いPRになるような有効的な活用はしたいと思っておりますが、今のところは具体的な用途は未定で、今後森林組合と検討していきたいと思っております。

続きまして、総額 1,170 万の補正の中で、これは全部とご理解いただけるかと思うんですが、これから来るものと今まで物は別と言うお話ではあるんですが、レガシーとしての価値は全く違うものですが、今回の総額の中では、全体を通して結果的にははじかれてしまっていますが、1度送ったものが戻って来ていますので当然費用がかかってしまっております。そういった部分も含め今後有効活用については考えていく必要があると思っております。

また、無償で使っていただけるようにしてはどうかということに関しても、現段階ではまだそこまで細部にわたる検討はなされてないので今後そういった事も含めて検討していく必要があると思っております。

あと、実際これから来る物と、これまでの物の置き場所の置き賃なんかも必要なのではないかと最後のご質問なんですが、その件に関しましては、町で森林組合の方とも色々話をしております、森林組合としては町の方から委託料として今回補正計上したもので町が委託料をお支払いすれば材は確かに全て町の物にはなりますが森林組合と町としてオ

リパラ選手村への材を提供したと、形は町が提供してはいるんですが、町からの委託料いただいたから後は森林組合は終わりという事ではなく協力できるような事は協力させていただけるという様なことを伺っております。

ただ、これから来る材に関しては、きちんとしたレガシーで使われているものなので、きっちと屋根のかかったところで当然管理していく必要があると考えておりますし、これまでの物も私も中めくって見れていないんですけどもお話によれば、撥水加工がされていてシートできっちとくるんであるので、大丈夫だというふうに私も口頭でしか確認はしていませんが、そういった状況ですので、今後もこれから来る物はきっちとして屋根の掛かったところということで色々場所を選んでいきたいと思っております。以上です。

議長

須藤議員。

須藤典夫議員

全てにこれからということですが、これ今日予算通す訳なんで通すには、構わないんですが、やはり前準備をしないとですね、物は来週には来るんですこれはわかっていると思いますので、やっぱり作業が遅れていると思うんです作業が。ではないですか。あの野積だと多分シートがひと夏置くと劣化して、ブルーシートは特に網目からも、ですから確認位はして、そして引き渡してもらおうとか、床じゃなく土間なので下からもシートかかっている、下からドンドン水分吸っていると思いますよ。

相手は木材なんですそれもプレイカットされた、結局差し込みのところなんかは、細くなっているわけなんで、そういう所からドンドン、塗料はされているということでしたが、状態を見ていないので何とも言えませんが、やはり確認して予算計上して用途に関しても、こういうふうに使いたいという様な事を準備されて、選手村に使われたものと一緒になったりなんかグジャグジャになって何が何だかありがたさが、わからなくなってしまっている。誰も責任もない、何処に行ったか分からない状態になっても困るんで管理というのは、

やっぱりきつちと分けて置くか、出来るだけ早くこれを利用された方が経費は掛からないと思うんです。どっちにしてもそんな色も少なくって済むということです。

ですから作業を急いでして、新しく選手村から返ってくる物だけでも、あまりそっち、こっちにやらないで置くところがあればその入れてください。ないですか。産業課長この辺で考えてみて置けるところ。今回トラックで2台そうです。今回行くのが。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

今のところ全く協議をしていないんですが、私の頭の中では、例えば、旧中田小学校体育館などが考えられますが、雪がある状態で出来るのかどうか。例えば、来週来て今雪ないということであれば、可能なのかもしれませんがし、そういった方向性で森林組合の方とも協議をさせていただきたいと思っております。

議長

須藤議員。

須藤典夫議員

ということですね。準備すればちゃんとできそうなので、予算に合わせて実行力を付けていただきたいと思います。

用途に関しては、さっきも言ったように向こう側から協会の要件もあるようなので販売できないというのは、非常に痛手なんですよね。そういう事になるとあのいっぱい物をどうするかという事、タダで町民の方に柱1本どうですかとプレゼントするわけにもいかないと思いますし、私の案としては、ふるさと納税でそういう好きな方いると思うんです。まだ日が経っていないので、返礼品には売る訳ではないので、この辺はどういうふうに、これも含めて聞いてほしいんですよ。返礼品として扱って大丈夫なのか。協会の方に、かなりの注文あるかもしれません。プレミアついていきますので、オリンピックの五輪付いて

いるので、1つ欲しいなど、お店やっているところなんかは。そういうような、提供ができるか聞いて頂いて、早く部材に関しては行き先を無駄なく喜ばれる方向で、よかったなとその上で町の町外に出た方がいいと思いますね、金山杉の宣伝に対しては、そんなふうに考えますので、まず早く対処して下さい。この件に関してはよろしく申し上げます。終わります。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

ふるさと納税の返礼品としまして正式に納品をしていうと、販売に当たる可能性があるので、それが可能かどうか、総合政策の方とも相談しながら、後は、はじかれている物に関しては使われてないのでこれが販売して悪いのかどうか、もし販売できる物であれば、はじかれた物はそういった形で販売できるかもしれません。

そこはこれから、色々考えて協議、確認をさせていただいて、併せてふるさと納税の返礼品などにも協議させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長

他に質疑ありませんか。

柴田議員。

柴田清正議員

5番柴田清正でございます。令和3年度の金山町一般会計補正予算の中からページ15ページになります。歳出2款総務費18節負担金及び交付金ということで東京金山会総会賛助金ということで、金山会ここ2年ほど行っていませんので、40万ほど減額補正となっておりますが、この辺の内容について詳細に説明お願いしたいと思います。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

ただ今のご質問でございますが、柴田議員おっしゃいます通りコロナの関係で2年続けて中止となっております。東京金山会につきましては、毎年6月の3周目ラングウットで開催しているわけでございますが、その前段といたしまして3月頃役員の方から東京金山会の方で会員の方に案内を出すので、ふるさと納税とか、他のパンフレットと一緒に送るのはどうですかと問い合わせが来まして毎年郵便料の差額を町の方で出して金山会の事務所の方にふるさと納税とか金山産米の申込書用紙とかそういった物を入れて、金山のふるさと納税についてお願いをしているところでございます。

それで、当初この賛助金につきましては、これまでですと町長交際費の方から40万円を支出しておったわけですが、町長交際費の見直しという事でHPの方でも毎月使途先を公開している状況で、今年予算から東京金山会総会の賛助金を18節の方に後、白銀会の毎年白銀会の方にもご祝儀という形で出していたんですがそれも負担金という形で交際費のすみ分けを行ったという事であります。

それで、今年も東京金山会が中止になりましたので40万については減額させていただいたものでございます。なお来年度、毎年40万円を計上しておりますが、予算編成の時期で後ほど金山会の方と連絡を取りたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長

柴田議員。

柴田清正議員

総務課長から色々と東京金山会の関係の事について答弁をいただきました。東京金山会の存在というのは、私も十数年毎年今までコロナの時は行かなかったんですが、続いておりますが、やはり故郷をこよなく愛してですね、金山会のみならずそうだと思うんですが、遠く離れると、苦しい時、辛い時故郷を思い出して元気がつくんだという話を聞いております。そういったことで東京金山会には金山広報の欄に今朱音さんきておりますが、藤山

さんがこの原稿をずっと書いて下さって様子なども毎回載せております。

おそらく今までもそうだと思いますが、金山のアピール、宣伝をしながら常に時折東京金山会の会員のみならず故郷に、ホテルに泊まったり、町内を見て歩いたりしている姿も聞いておりますし、現在見ております。今後もなお続くことと思うんですが、先ほど午前中全員協議会でも話になったんですが、このホテルにも大きく関わって下さっている東京金山会の存在ですね、この辺も是非大事にしていきたいなと思います。

現に、話にちょっと長くなりましたが、現在の東京金山会の会長柿崎栄三さん夫妻が故郷、町長の実家のある安沢にこっちに来ているという話もつい最近お聞きしましたが、聞くところによりますと、大分数か月なってるということもありました。会長が金山に戻ってきたという事もありましたし、その辺の今後の東京金山会との我が町のつながりをより密接な事にしていただくという事については私からどうこう言うわけではないんですがその辺の話も町長の方からお聞きしたいと思います。

議長

町長。

佐藤英司町長

東京金山会の存在は柴田議員からお話があった通り、まずは本当に大きい存在でずっとこれまできてくれていると思っております。

歴代の会長さんを中心に本当にこちら、役場ばかりではないと思いますが、役場との連携もとっていただいて、先ほど総務課長の方からもありましたけども、様々パンフレットを一緒に送付させていただいたり、勿論子供達中学校の2年生ですか修学旅行で行った際には東京金山会の会員の方々が関係する事業所の方に研修として子供達が参加をさせていただいたりという事でも力をいただいております。その他とにかく向こうで或は、例えば、米があまり状態と言いますかそんな時にも消費のために会員の方々にそれらを何らかのPRをさせていただくとかそんなことも途中あったかと思っておりますし、或は、町の特産物なんか

についてもパンフレットと一緒に入れさせてもらって、利用するか、そういった事を促進をするなど、とにかく故郷金山のことについてすごく気をかけてくれておりますし、ずっとそういう関係で来ていると思います。そういう意味からしますと、2年続けて総会が中止ということで、こちらの方でも総会に出向く事はなかったわけですが、そうこうしているうちに、今柴田議員からございました通り、現在の会長さんなったばかりかと思いますが、柿崎会長さんが最初奥さんの実家が安沢だということで、奥さんの実家の方に奥さんが最初に戻って来られ、その後になぜか後ですけれども、会長さん栄三さん自身も来られて転入届をされたと。

その転入届をされた後に、丁度町長室の方にも寄って下さいまして、こういったことで、家内と2人で両方戻って来たんだというお話もお聞きしました。その後それらを町内の方々も、ある方が安沢の床屋さんで一緒したことがあるそうです。そして東京弁のきれいなことを話される人だったもんですから、どちらの方ですかとおききしたと、そしたらこうこういう事で東京からこちらの方に戻って来たんだというお話がありまして、その事を私が別の機会にその方とお会いしてこういう事を私自身経験したんだということをご連絡いただきました。

そしたらその後、町長の都合に合わせるのでその方の歓迎会をしたらどうかという話まで発展しておりましたが、ちょっと日程が合わなくて、私がこの日どうですかと言ったら逆にその時が柿崎ご夫妻が東京に行く時だという事もあって、話は1回だけ延期になつてるといふことで、そういう意味では柿崎会長さん自身もこちらに戻って、確か9月議会でしたか、議会傍聴されていったと思います。栄三さんが、明安の桃の木クラブの面々方々と一緒にぞくっとここに、一番最後まで傍聴されていったのが、柿崎栄三さんでした。

そんなことで、すっかりこちらの方に溶け込むというか、そういった様子で、何も心配な状態ではないんですが、ただ、チラッとお聞きした中では、会長自らこちらの方に転入している状態なので引き続き会長ということは、おそらくなされないだろうと思われま

ので、この次にお譲りをするという様な事になるんだろうと私は、そういうふうに捉えたんですが、そういった事もあって時々再度上京というか、そういうこともあるようです。

そういう意味で東京金山会とのつながりというのはこれからも大事にしていきたいところとは、引き続きそのような気持ちでいきたいと思います。

これは予算の関係だけが今回出ておりますが、2年総会がこう休みとなると、この次がどういう形で開催になるかということも、ちょっと心配というか、期待というか両方あるような気がしますが、そういう意味では心構えとしては、まず東京金山会のご意向と言いますか、そちらを十分尊重していきながら、大事なつながりを保っていききたいと思います。よろしく願いいたします。

議長

柴田議員。

柴田清正議員

最後になりましたが、今町長から答弁ありましたように東京金山会とのつながり、連携ですね、今現職の会長もこちらの方に移住しているというふうな事も尚更つながりがある意味強くなったような気も致しますので、ここ2年行かれない状態だったんですがこれを断つことなく、また継続して欲しいという気持ちで質問したところでございます。

次もう一点、次のページになりますが、3款民生費17ページになります。18節の負担金補助及び交付金の中で最上地区広域連合負担金とありますが、1,447千円となっておりますがその内容をお願いしたいと思います。

議長

健康推進主幹。

三浦慶美健康推進主幹

最上地区の広域連合負担金の中味になりますが、国民健康保険の基盤安定負担金ということで、国から123千円がきます。また、県からは、957千円の負担金がきまして、昨年当

初予算上げておりましたよりも高く負担金の方がきましたので、その分、国と県の方に補正をするものです。ただ、令和2年度の出産一時金の精算金ということで、987千円というのが決まりましたので、それを差し引いた額が1,447千円となりますのでよろしく願いいたします。

議長

柴田議員。

柴田清正議員

主幹から答弁をいただきました。国県からの補正の内容であると、私から言うまでもなく最上地区広域連合、構成4町村がずっと一緒になって久しいんですが、益々これから広域連合に関しても厳しい時代が来るのではないかと考えております。

町長とうちからも広域連合議員行っております。沼澤議員は監査委員でもありますが、この辺決して4町村に遅れをとらないように我が町でも、色々前からも何回も私がいる時から議会でも話が尽きないわけですが、やっぱり未納金、未収金が多いと我が町は言われ続けてきましたのでこの辺も改めて、一つ頑張っってそういうことの無いようにまず頑張っっていただきたいと思えます。これにつきましては、それぞれの町村が抱える問題でございますのでよろしくお願い申し上げます。

議長

他にありませんか。

中村議員。

中村忠行議員

はい。2番中村です。それでは私の方から町長の提案理由の説明の3ページにあります産業課の降雹被害による気象災害等対策生産資材緊急支援事業これについて伺いたいですけども、この度の降雹被害については、町の対応が大分スピーディーに動いていただいたということで農業者の方々からも大変喜ばれています。更に、米の生産資材支援ということ

も管内町村から見てもかなり手厚くなっているということで、町の農業施策について大変高く評価されていると思っております。

それでお聞きしたいのが、この度の降雹被害についての補助の要件です。要件今回これに書いてあるものでは、収入の何割減これぐらいしか無いようなんですが、最近近年異常気象によって、災害の激甚化や極地化進んでおりますが、降雹被害も今年で終わりということとは言えません。そのような中で、今後のことを考えると補助要件の中に例えば、来年から収入保険加入していただくなどの要件も入れた方がいいのではないかと、その事によって今の段階では町で降雹被害は支援しますが今後収入保険などで対応していただくようにという、農政の誘導策も併せてして行った方が町の今の財政状況から見てもいいんじゃないかと。これについてなんですが、今回の町のやつは、県の補助を参考にしてやっていると思うんですが、県の要件と町の補助要件この辺どうなっているのか。まずはその辺をお願いします。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

ただ今ありましたご質問の、県で1反歩当たり7,440円、町がそれに上乗せをして2,560円という内容合計1反歩当たり1万円という助成の要件でございます。

ちょっと県の詳細の要件が来ておりませんが基本的には県の要件に沿った形で進めたいとは思っております。ただ、収入保険に入れるのは、認定農業者しかいないという事もありますので、その辺も加味した上で制度を考えていきたいと思っております。

なお、要件の中で町長の提案説明にもありますように、1番は4月から6月までの出荷量が平年の半分を下回った場合が1反歩1万円。ただ、今回の雹の被害に関しては町内全域でニラをやっている方全部が被害を少なからず受けているという考えの下で、例えば、4月から6月の出荷が半分になっている方は良いんですけども、例えば7月1日に出荷した方

は1日違いで対象にならない可能性もありますし、少なからず全域で被害があったという事を踏まえまして町単独でも、町の単独経費として1反歩半分を下回っていない農家の方にも1反歩5千円というようなイメージで考えているものでございます。

なお、他にも県の制度としては、年間通して半分に満たなかった場合に例えば、ニラだと25千円これも町長の提案説明の3ページにありますように、ニラだと25千円、アスパラだと2万円というのも若干の農家の方が対象となっておりますので、こちらの対象の方にはここに記載の通り予算を少額ではありますが計上させていただいたということです。よろしく願いいたします。

議長

中村議員。

中村忠行議員

要件については、これからだということなんですけども、ちょっと確認なんですけども収入保険あれ、青色申告すれば全員が加入できると思ったんですけども、その点とあと、これは町の補助事業全てにおいてなんですけども、現在町でやっている事業見直しこれ、効果も出つつありますけども、これまで大まかに見ると総額の何割減のようなイメージが多かったと思います。

それをやはり、先ほどの降雹被害のように、たとえば、収入保険に加入していただくとか、何かしらの誘導策を加味した上で総額を低く抑えるような形に持っていった方が採択ならない方には大変反発をくると思うんですけども今後の町の農業施策だったり、商工業の支援についても全ていえると思うんですけども、全てに幅広く支援するという気持ちも十分わかりますが、やはりそこら辺は町の考えを補助事業によって示していくというのもこれから大切なんじゃないと思いますけども、この辺について来年度に向けて、どのような感じになっているのか。伺います。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

大変失礼いたしました。訂正いたします。認定農業者ではなくって青色申告でおっしゃる通りでございます。

今回につきましては、あくまでも県の制度に則って上乘せをするということなので、県の制度内容を参考にそれに準じたような制度として参りたいと思っておりますし、また、収入保険を意識した今後の政策という事も産業課としてもそういった事を意識して、来年度の予算づくりの中で例えば、先日南陽市でも収入保険を誘導するような県内初の制度があったということも参考にしながらこういった形でいけば、誘導出来るのかということをして来年度の予算の方でこれから協議していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長

中村議員。

中村忠行議員

ありがとうございます。

議長

他に質疑ありませんか。

寒河江議員。

寒河江宏一議員

7番寒河江でございます。私からは議第82号一般会計補正予算第8号の11ページになりますけども、歳入ということで14款1の1節保健衛生費負担金ということでこの度、新型コロナウイルスワクチン接種事業が負担金として国からきました。これは今オミクロンという新しい株も出てみんな騒いでいる訳ですけども、それを防止するためにも早く3回目の接種をということで各町村で考えているわけです、そして国でも今まで8か月と言った

ものを前倒しをしても良いということもありました。

そして、今日の新聞報道でも県内の各町村の接種の状況計画が載ってございましたけども、金山町でも2月11、12、13ですか、そこら辺の計画の内容についてですね、今までと同じようにな形でやるのか、そこら辺の内容についてお聞きしたいと思います。

そしてあと、町ではみすぎちゃんクーポンキャンペーンをやっています。それは、今評判よくなってですね、大変良いですけども、これが町でまだコロナが発生した場合どうなるかということ、ちょっと心配な部分もあります。それでなるべく早く接種を早められないかというものを含めましてお聞きしたいと思います。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

ただ今のコロナの、いわゆる追加接種について各自治体が色々準備をしているところで金山町がどんな状況、内容で予定しているのかというふうに捉えてご質問にお答えしたいと思います。

正直申し上げますと日程的なものについては、医療従事者、施設入所されている方以外のいわゆる一般の高齢者の集団接種は、雪がなくなってからという考えもあったんですけども、輸送体制とか会場の確保とか、人員と体制とかというのを可能な限り今年度中に出るその為はいつ、この時期できるということを詰めてですね、先ほど寒河江議員からお話をいただいた2月の11、12、13日を基本として、もう少し枠としては確保していますけども、基本的にはその中で高齢者の一般の集団接種という対応をしたい、していくというふうに予定をしております。

この内容については、金山町は1回目も2回目も高齢者については、各地区に輸送体制、配車をして送迎をさせていただいた訳ですけども、同じような形で冬場もやる予定で今準備を計画を詰めているところです。ただ、雪が降る時期でもありますので除排雪をどのよ

うにやれば、或は、駐車場をどのように確保すればとか、というのを今色々と詰めているところですよ。

同じような形で高齢者の皆さんについては、送迎をさせていただくと地区ごとを基本に考えているという状況であります。

念のためですが、今回の臨時国会の冒頭首相が、所信表明の中で、可能な限り前倒しをというような発言もあって全国のそれぞれの自治体が色々と今考えている、一部困惑もしている状況にあるわけですが、あれは基本はあくまでも8か月です。1回目、2回目、2日目の接種が終わってから8か月経過後の18歳以上の方という事になりますけども、金山町の場合は65歳以上の高齢者の順番が早かった、2回目の接種が終わったのが早かった従って高齢者の皆さんについては、8か月後を更に前倒しをするまでには行きませんでしたけどもなんとか2月8か月後に当たる2月に実施したいという考えでございます。

首相所信表明によるところの8か月より前倒しというところまでは、現実的には色々な体制の準備を考えると、困難な、まして、12月、1月、この暇の中では、その更なる前倒しは困難ではありますけどもなんとか安全な対策を確保しながら高齢者の集団接種に望んで参りたいと考えておるところでございます。以上です。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

課長ですね、これ11、12、13と3日間で本当に全部できるんですか。これ接種は。その後の計画というの、だから計画と聞いているので接種計画に関してもこの3日間で全部できるんだと、その後の65歳以下の方々の計画についてもお知らせしていただきたいと思っております。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

集団接種の高齢者の皆さんについては、最終的な希望の調査をハガキで返してもらう形で発送差し上げたところなんですけども、元々1,700人前後位という想定をしております。そして先ほど申し上げた冬の間の実施ということも関連して今回日程を示す2月の中旬、11から13の中で希望しますか、或は、暖かくなってから希望しますか、その他ですかという問いをさせていただいてますが、いずれにしても2回目の接種の方が全員受けたとしても1700から1800という数字に収まってくるわけなんですけども、これまでの我々が対応してきた改善センターでの臨時接種会場、その中での午前、午後の問診とか接種とか十分可能な数字だということで、先生とか看護師さんとか、含めて打ち合わせをさせていただいております。11から13という日にち先行しておりますけども次の土日についても日程としては確保させていただいておりますので、これからの冬の状況も精査していく中では予定が翌週まで拡大をして行く可能性はあります。人数的なものとしては十分対応できると、これまでの実績から問題ないというふうに考えております。

あと、64歳以下の皆さんについては、年度が開けて4月の末5月の中旬以降同じような集団接種ということを考えておりますが、ある程度長期間にわたる可能性が出て参りましたので、というのは、接種できる期間というのが来年の9月30日まで延長されました。

集団接種ということは、勿論我々準備をしていく必要があるわけですが、例えば、5歳11歳の子達、或は、1回目2回目なかなか事情があって受けられなかったけれども、これから受けたらといった人達への対応も個別接種という形で考えて行かなければなりません。来年の9月末までのある程度の帯として期間を考えなければいけない。そうすると、これまでの改善センターでいいのかどうか、複合的に他に会場設置できるところがないかという事も含めて、考えてはいるんですが、いずれにしても集団接種の形で64歳以下の皆さんには、先ほど申し上げた4月末或は、5月の中旬を目途に予定をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

今答弁いただきましたけども、とにかく前回はそうなんですけども、金山町が早い接種に関しては早いという話で大変町民の方々も喜んだわけでございますので、今回みると真室川の方が早いのかと思ったところなんですけども、是非スムーズに全員が早く接種できるように、是非頑張ってくださいと思います。

最後にですね、先ほどコロナに合わせてみすぎちゃん券クーポンの話をしましたけども大変評判が良くて、なんかもう無いという話もありました。その中で町でも追加するのではないかと、いう話もありましたそこら辺を含めまして評判の良いクーポンに関する状況と今後についてちょっと答弁をいただきたいと、それで終わりたいと思います。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

クーポンの券です。非常好評いただいております、期間としては12月1日から1月末、年末年始にかけた宴会を中心としたというイメージで取り組んで参りました。非常に飲食店の方で、例えばラーメン1品100円引きというところはまだまだあるようなんですが、そうでない宴会をメインとしたサービスをやられている店はほとんど完売の状況です。飲食店にあつては1店舗15万円その他の小売店については、1店舗10万円の予算で割引を設定していただいております。

正直私のイメージの中では、ラーメン1杯100円若しくは200円位感覚がいいのかなと思っていたんですが、やはり色々な商店の方、飲食店の方、色々な方と話をする中で100円、200円ではラーメンはできるだろうけども、飲み屋系の方ではそういう物はできないので、どうしても今回のように4千円に対して2千円とか5千円に対して2千円とか結構大

きい割引率になってしまいました。それで早く完売してしまった感があります。どちらが
いいかというのは、これからの全体をみてまた総括をしていく必要があるんですが、私と
しては長く続けてお客さんが少しでも長く入っていただけるような施策が正直当初は良か
ったなと思いつつもイメージ的にはだいたい2,3割ぐらいのメリットのくじというか、100
円、200円のラーメンに対して飲食居酒屋だったら5千円に対して2割だったら千円とかそ
ういうイメージを持っていたんですが結果的にこういう内容で、ただ非常に好評だとうこ
とは間違いありませんので、なかなか今、コロナ交付金の中のこの割り当てられた予算は、
小売店の方はまだちょっと残っていると思うんですが、全体経費の中でまた新たにという
お話もありましたが、そこは先日商工会の方もお話をして、一旦終わったと断ってからま
たやると、混乱を招くかもしれないというお話もあったり、色んな事情もあるので、今後
については、今この場でどうというのはありません。予算の全体の事もありますし、商工
会の方も協議も必要だと思いますので、そこは改めて年始に向けたどうしたらいいかとい
うのは、近いうちに商工会と改めて相談をしたいと思っております。よろしくお願いいた
します。

議長

他にありませんか。 早坂議員。

早坂憲明議員

9番早坂であります。私からは、議第82号一般会計補正予算第8号についてその中の一
般の寄付金ということで顕彰会からの目的が達成されたということで、1,581千円ほど寄附
をされているわけであります。胸像を先生宅の土地から町の土地へ移動されたというこ
とで私としては、非常にありがたいなと思っておったんです。なんでかということ、銅像とか胸
像というのは、林の中にあっては早々と傷んでしまうというのがあります。ほとんど銅像、
胸像は、林のないところにあるのが普通でありまして、ちょっと残念だなと思っているん
ですが、基本的には小学校の土地に移動していただいたということは、非常にありがたい

なと思って感謝をしているんですが、中にはどうせ岸先生によむぎだったらそこではないだろうと、町の土地であってもそこではないだろうと、実際は、文書の公開条例をなされたトップの方でありますのでその場所が 1 番適しているのではないかと、いうふうな町民の意見が結構あります。

なぜ、そういうのかと、岸先生も当然町長選がありまして約 1,500 票ほど先生に入らないと、そういう実態がありましたんで、中には如何に岸先生が非常に町の為に名声を上げたと言いながらも、中にはそういうこだわりのある人もいるんだなという事で、改めてなかなかそういう流れの難しさというのを感じたところでありました。

そうなるという方の心を和らげるというか、それを考えますと、今は体験住宅の近くに記念碑がありますけれども、あそこも大変春から夏になると林みたいになって、ちょっと記念碑としては粗末になるのかなという、気もしないでもないんですが、本当にそういう人がいて不平不満を解消するのであればあの記念碑を岸先生の胸像のところに移動してはどうかなという話です。なかなか 158 万円でその中で出来るのかという難しさもあると思うんですが、大変頑丈な記念碑の完成でありますので、そういう今は減少しておりますので 1,500 人は岸先生の有権者に対しての、その投票しないという方は少なくなっているとは思いますが、そういう方の解消するために情報公開のあそこの記念碑を移動してはどうかなという話なんです。

そうするとその方々も岸先生と情報公開が一带になりますので、納得していただけるのではないかなという感じも受けますので、色々と事業見直しの中でかかるような話で申し訳ございませんが、どういうふうにお考えなのか、お願いします。

議長

町長。

佐藤英司町長

ただ今の早坂議員のご質問というか、ご意見と言いますか、そういったところでちよっ

と思うところをお話したいと思います。

まずは、胸像の移転のことにつきましては、今回寄附をしていただいた顕彰会の皆様のご意向といたしましては、場所的にこの場所だと、早坂議員ははやしの中という事でちょっとというお話もありましたが見ていただける方、役場の駐車場に入ってきた方は見れるだろと、ただ、広くという事では、発展性というかそういったところ、もう1つは顕彰会の皆様のご意見では、岸先生の存在というか、意向というか、偉かった功績とか、それらをお子孫たちに見ていただく、覚えていただくということを大事にしたいとか、そのように見ていただきたいというご意向が1番最初にありました。そういったところを勘案しますと、来年度統合になる金山小学校ということで、場所的にもその近くが大堰公園が町の土地だということでイザベラバードの碑の近くですけども、そちらは顕彰会の皆様役員の方と場所を確認しながら子供達からも通学で、登下校でチラと見れる本当に程よい距離と言いますかそういった所でもありましたのでここがいいのではないかとということで場所を選定したところなんです。そういう意味では顕彰会の皆様のご意見はある程度反映したものと思っております。

あと一方では、私自身にどうしてあそこかというご意見もお1人でしたけど、異を唱えた事をはっきり示されたご意見もいただきました。ただ、なぜあそこで上手くないという意見、その部分は特段言われませんでしたので、あそこおかしいんじゃないとか、そういう言い方されたご意見はお1人おりましたけども、今言ったように、顕彰会の意見と、私自身も岸先生の功績とかそれを長く子供達に感じてもらえる場所というのにはいいのではないかと、私も共感しましたのであその場所ということで決めさせていただきました。

あと、早坂議員が言われた、例えば情報公開とすごく関連があるとか、岸先生は町長時代に制定された情報公開制度なので、そういう意味でという事かもしれませんが、そちらのご意見持っている方もいるかもしれませんが、そんなに多いかどうかというのは、

把握はちょっと難しいところがあります。ただ、私がちょっと思うには、もしかすると今回移転したあそこの先ですが、あそこを情報公開と岸先生はつながりが深いというよりも、石碑もの丘みたいな形でまとめてあそこに持ってくることも、考えられないものかなとちょっと思ったところでもあります。

まだ、ほんと発想だけの話なので具体的にどうしますというところまでは申し上げませんが、例えば大柳公園の方平和の塔というあれは石碑というか、何というかわかりませんが、平和の塔と立派に書かれたそれがありますので、大柳公園にぽつらっと置かれている感じもしますので、大堰公園にまるっきりビチビチとでは上手くないと思いますが、手頃な距離感を持ちながら、石碑をそういったところに集合させるといいうか、そういったことで、大堰公園イコール石碑公園みたいな感じで後でネーミングできるかもしれないとか、そんなことは発想としてはあるんじゃないかなという思いはありますので、そこら辺もし本格的にちょっと可能性というか、そして移転する場合どれぐらい掛るかわからないんですけども、今回多額のご寄附もいただきましたので、その範囲内で出来る物であればそういった事も検討に値するかなというものが1つと、もう1つ、申し上げたいのが、私は岸先生の胸像がそこにあったところで夏場の暑い時はうんと涼しげで良いと思ったんです。

今年の夏は一時期すごく暑かったんでね、そうすると胸像が全く何もなくて、ジリジリと注がれるような、何もなくていいのかと思ったことがあって、場合によってはちょっとした木陰を逆に入れた方が良いのかなという思いもした部分もありましてそういったことも含めて、大堰公園に移転して、石碑を集めるとか、或は、先生の胸像については、柔らかな木陰というか、それもあった方がという思いもいたしますので、もうちょっと検討をさせていただいて、時間をいただきながらになりますけども、検討を今後していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長

早坂議員。

早坂憲明議員

ありがとうございます。先生が自分の家から移動したんで、太陽の照りが激しいというような話であります。先生は髪の毛いっぱいありますので、私とは全く違いますので、そういう心配はないのかなと思っております。

それよりも小学校の近くにあるということは、教育面では非常に情報公開というのは子供達にとっても誇れる1つの町のシンボルだと思うんです。何もなくてそれを子供達が見て解釈していただけるだけでも教育の1つの大事な要素だと思うんです。だから堂々とあの近くに持ってきて子供達に歴史を語るということは、場合によっては議員が不足だということでもありますので、そういう子供達が議員になろうとかという芽生えもできる可能性もありますので是非、検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

議長

他に質疑ありませんか。

栗田議員。

栗田保則議員

1番栗田です。私からは、議第82号の27ページ先ほど大場議員からも質問ありましたが、教室用の備品購入という件について関連して質問したいと思います。

その中で難聴児童への補聴器という話がありましたが、その難聴になる原因の1つとして、妊婦さんと風疹の因果関係があると聞いています。そのことから町づくりノートにも風疹の予防接種の公的の機会が無かった年代の男性の風疹抗体検査と定期予防接種を実施するという感じで、挙げられておりますが、対象者については、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生れの男性という事になっております。

これまで風疹に関連して難聴、或は、今年抗体検査、接種を受けた方が何名いるのか。わかったら教えていただきたいと思います。

議長

健康推進主幹。

三浦慶美健康推進主幹

ただ今の栗田議員のお話の中で、妊娠中の初期の風疹抗体の風疹罹患が子供の難聴の方に影響するのは言われていることで、国としてもその年代の風疹の予防接種の抗体価がいくらか、その年代というのは過去に予防接種がされてきていない年代なので、そういう人達がどれぐらい抗体価を持っているかという事で、それが低い人には予防接種という対策がなされております。

金山町では、今まで3年間今年が3年目になるんですが、会社などにもPRを重ねてきたり本人にも通知受けていない人も通知をしてきたところなんですが、ちょっと具体的な数がないんですが、風疹の予防接種は今まで対象者その年代の対象者に抗体価検査をしている人は3割程度です。金山町は、国としても4割程度になっておりますので、また来年もその事業を継続していく形では考えているようです。

なかなか健診と病院に行って採決して抗体検査をするのが手間になりますので検診の時に一緒に、検査をできるような体制なども国の方では考えているようなんですけども、そこら辺は、まだはっきりしていないところです。

具体的な人数が分かりましたらまたお話したいと思います。

議長

栗田議員。

栗田保則議員

急な質問で大変申し訳ないです。最近聞いたんですが妊婦さんのいる家庭、その中でその中の対象者以外ですね、

その方も抗体検査があるのか、ないのかという事で行くと接種も受けるとかなりのお金がかかるということでした。この少子化の時ですから、国の定めるだけでなく町の補助も

必要だというふうに考えておりますが、これは本当にこれから生まれくる子供に対しては大変大事な事でありますので、そういう妊婦さんのいる家族に対してどういう補助が出来るのかこれから考えていっていただきたいと思っておりますので、その辺もよろしく願いいたします。

議長

健康推進主幹。

三浦慶美健康推進主幹

妊婦さんのいる家族なんですけども、妊婦さん自身が2回の風疹の予防接種をしている場合には該当にならないんですけども、山形県の方でも妊娠中の抗体検査をしております。妊婦健診の時に必ず風疹の抗体検査をしておりますして、2回接種してもなかなか抗体が付かないという人もおります。そういう方は産後に町の方で補助をしておりますして、予防接種できるように補助をしているところです。

妊婦さんのいる家庭の中でその年齢に入らない人がいますので、その場合には旦那さんが風疹の予防接種を1回しているか、2回しているかとか、後は風疹に罹ったかどうかという所もあるんですが、はっきりしない場合は抗体検査を県の方の補助を受けて行って、予防接種の方は町の方で補助をしているというような形になっております。

議長

栗田議員。

栗田保則議員

そうすると対象者に当てはならない人にも補助はやっているということですか。

はい、分かりました。ありがとうございました。

議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

それではないようですので、これで議第 82 号から 86 号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 82 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 82 号は原案の通り可決されました。

次に議第 83 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 83 号は原案の通り可決されました。

次に議第 84 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 84 号は原案の通り可決されました。

次に議第 85 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 85 号原案の通り決定されました。

次に議第 86 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 86 号は原案の通り可決されました。

次に議第 87 号に対する質疑を許します。

中村議員。

中村忠行議員

この財産の無償譲渡については、異議はないんですけども、2・3ちょっとお聞きしたいところがあるんでお答えいただければと思います。

議運の資料によりますと、無償で設備を相手方に譲渡し、管理については、相手方が管理していただいたく、それから更新時期となった場合については、お互い話しあつた上でその後どうするか決めるということなんですけども、無償でお貸しするというのは全然ありがたい事だと思います。これ、資料に載ってなかったんですが土地です。土地も公益性から言えば無償で貸してもいいんじゃないかと私は個人的思ったんですけども、ただ、レンタサイクルで自転車を置く場所、あれ確か土地の利用料頂いていたと思ったんですけども、そこら辺整合性を考えるとわずかでも土地の使用料としていただかなければならないのかと思ったんです。

その辺資料にもなかったんで、説明にもなかったようですから説明お願いします。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

ただ今のご質問についてでございますが、無償譲渡した場合に限り、相手先が更新もしますし維持管理も全部するという事で、土地が大体 1㎡もないんですが、無償譲渡と中には土地代も無償という事になりますので、レンタサイクルの場合は収益事業ですが、こちらの方につきましては、町内の方の電気自動車保有している方と通行される方、特充電される方の利便が高まるという事でこちらの方については、契約の際に使用貸借という形

で契約をさせていただきたいとうふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

議長

中村議員。

中村忠行議員

ということは、使用料はいただかないでお貸しするということのようにですけども、この度の無償譲渡はいいんですけども、おそらく耐用年数が間もなく切れるということなので、近々更新の時期にもなるんじゃないかなという事で、次の更新の場合はこれから高規格道路、令和7年には、こちらの方にきますので、13号線沿いに設置した方が公益性が高まるんじゃないかと考えました。勿論この役場駐車場に1基おいて、13号線沿い、例えば、今スタンドあるJAさんとか或は、コンビニエンスストア、もしかして一般質問で提言されました道の駅なんかも考えられるんですけども、やはり、高規格道路下りた方が立ち寄るような場所にもう1基必要んじゃないかなというふうに思っております。

それで今国でも、急速に電気自動車の普及エスビーズ関係で進めておりますけども、新たにこの町内にそういう充電設備必要だという考えまでは至っていないのか、これから例えば更新にあたった時期までの間とか、高規格道路に関連してどうするべきか、多分この設備入れた時は財団法人からの補助金がほとんどで、町の持ち出しもかなり少なかったようなので、そういう事業があるとすれば町で、そういう補助事業を取り入れて設置していただくなり、して行った方がいいんじゃないかと、実際金山町ガソリンスタンドも1箇所という事で、13号線大きい道路沿いにも関わらずスタンドが少ないというふうな不便な点もありますのでその点の高規格道路供用開始になる前に検討していくべきんじゃないかなと思ったんですけども、その点今後の電気自動車の充電関係の設備について考えがあったらお願いいたします。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

耐用年数が、充電器は8年ですので、耐用年数と同じ契約で、契約しているものですから、多分そろそろ、更新なされるのかなと考えております。

更新は今の設備を無償譲渡した時に限って、イーモビリティパワーの方ですという事になりますので、先ほど中村議員から、設置の際の金額等について話していただいたわけですが、町の方と一般財源は33万円で設置したという事で、補助金一般社団法人の次世代自動車振興センター補助金が397万と、県の補助金が200万でございます。ですから、金山町は秋田から来ての入り口という事で、県の方からも設置していただきたいというお話で、急速に設置したされたわけでございますが、先ほどありました、令和7年度インターが出来て降りてくるという事で、設置についてですが、今現在、議運の方でも利用機器の利用回数を出しておるわけですが、523件が令和元年度で1番多い時でした。でありますから、議員おっしゃる通り入り口の方に設置すれば降りる機会は増えるかと思えます。今設置している場所の更新時期と、あと、令和7年度の供用開始に向けて今庁内で検討会ありますのでそういった所で検討会させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長

中村議員。

中村忠行議員

よろしく願いいたします。終わります。

議長

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで議第87号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 87 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 87 号は原案の通り可決されました。

議長

三浦健康推進主幹から先ほどの追加答弁があるということです。

三浦慶美健康推進主幹

先ほどの栗田議員からの風疹の抗体検査の追加的対策の実施状況についてのお話がありました。対象者が 523 人おまして、令和 3 年の 11 月請求分までということで 9 月位までに受けた方になりますが、全部併せて 180 件なので、32.7%の人が受けているという形になります。町の方の予防接種への補助なんですけども、4,400 円を上限に予防接種料金の 1/2 補助という形で補助しております。以上です。

日程第 2 議員派遣の件

議長

次に、日程第 2 議員派遣の件を議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配布いたしておりますとおりでございます。

このとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

ここで午後 3 時まで休憩します。

1 5 時 1 6 分 休憩

1 5 時 3 0 分 再開

議長

休憩を打切り再開します。

ただいま、町長から議案の追加提出がありましたので、追加議事日程と追加議案を配布します。

お諮りします。

お手元に配布いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加議事日程をお開き願います。

追加日程第 1 町長提出議案の追加上程

議長

追加日程第 1 町長提出議案の追加上程を行います。

議第 88 号令和 3 年度金山町一般会計補正予算（第 9 号）、以上 1 件を追加上程します。

追加日程第2 提案理由の説明

議長

日程第2 提案理由の説明を求めます。

町長。

佐藤英司町長

先ほどは、提案いたしました全ての議案をご可決いただき、誠にありがとうございました。

追加で提案させていただく議案につきましては、この度の町議会12月定例会初日の提案理由の説明の中でお願いしたところではありますが、国では子育て世帯への臨時特別給付金事業といたしまして、18歳以下の方一人につき10万円相当を支給（現金5万円、クーポン5万円）することとしており、中学生以下の子どもには児童手当システムを利用し、現金5万円を年内に支給する予定としております。

また、65歳以上の方を対象とする3回目の集団ワクチン接種につきましては、冬期における高齢者の転倒など危険リスクを回避するため、来年5月に実施する予定としておりましたが、海外でオミクロン株が発生し、11月30日には日本国内でも感染が確認され、第6波となる感染拡大も懸念されますので、来年2月11日（金）から13日（日）の連休に前倒して実施することにしたところでございます。

このようなことから、関連する経費を早急に予算に盛り込む必要が生じたことから、一般会計補正予算を追加提案させていただくものでありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

追加議案は、議事日程にございますように、議第88号 令和3年度金山町一般会計補正予算（第9号）についての1件で、歳入歳出予算にそれぞれ8千520万円を追加し、予算総額を43億3千飛び20万円とするものでございます。

その内容は、ただ今申し上げましたように2つの内容となっております。先ず1つ目が子育て世帯への臨時特別給付金事業に係るものであります。町内で対象となる方は、698人と見込まれますので、給付金5万円とクーポン分5万円を合わせまして6千980万円及び給付に係る事務費（申請書の郵送料、振込手数料など）百飛び2万1千円を計上いたしたところでございます。

次に、もう1つの内容につきましては、65歳以上の方を対象とする3回目の集団ワクチン接種費用に関するものであり、接種委託料753万1千円、ワクチン接種体制整備に係る謝金、除排雪経費、事務費、リース料など451万8千円に加え、休日の集団接種となりますので職員の時間外勤務手当233万円を増額させていただくものでございます。財源につきましては、いずれも全額国庫負担となりますので国庫支出金を充当することにしております。

以上、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議のうえ、ご可決下さいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長

ありがとうございました。

追加日程第3 提出議案の説明

議長

追加日程第3 提出議案の説明を求めます。

総務課長。

宮林聡志総務課長

（朗読、説明省略：議案書のとおり）

追加日程第4 議案審議

議長

追加日程第4 議案審議に入ります。

それでは議第88号に対する質疑を許します。

議長

質疑ありませんか。

寒河江議員。

寒河江宏一議員

7番寒河江でございます。私からはこの度の補正予算につきまして、国では現金とか、クーポンとか色々騒いでおりますけども、町ではどうして半分をクーポンに選んだのか、というところをお聞きしたいという事と、そのクーポンをいつ頃配布する予定にしているのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

まず、前段の現金とクーポンなぜ選んだのか、クーポンを選んだのかという話ですが、基本は年内の支給、困窮世帯への早急な対応部分は現金でという事と、経済的な下支え子育て世代への支援という意味合いのクーポン券を来年度末或は、年度を超えての何か月間か、というのが大原則でありますので、町としてはそのような予算の要求をさせていただいたというのがまず1点です。

一方で、ここに来て全国のおそらく困惑した自治体の声として、なぜ現金給付ではいけないのかという声がそれなりに強くなった。ということもあって、これまた、首相が今開催されている臨時国会の様々な答弁の中で柔軟な対応を可とするような意味合いで伝わっ

て参りました。そういった情報というのは我々も、自治体向けの説明会というものはあるものの、それ以外、こういったものは矢継ぎ早に報道を通じて知ることが、まあある訳ですけども、いずれにしても首相が今言っている国として現金の給付をある程度柔軟に認めるということも、やりたい所はどうぞやって下さいという話ではなくって、あくまで来年の6月なら、6月までのクーポンの対応が難しい所は現金の給付でも良いですよというような話になっている。

今現在、なかなか詳細が示されない中では、国の大原則に則って町としては計画をさせていただいた、そういう予算組をさせていただいたところでございますが、先ほど申し上げたクーポンの件がもう少し見えてくることで、これは金山町として現金の給付を2回目も行った方が結局はいいのではないかという考えに至るかもしれません。

現段階においては、原則の基づいたクーポンでまずは、計画をさせていただいたというものです。少し補足をします、クーポン券というのは、繰り返しになりますが、事細かに示されておりませんが、どうやら既存の商品券、例えば金山町のみすぎちゃん券を利用するという事ができないようです。そうすると新たな例えば、子育てみすぎちゃん券というような物を作る、ある程度特殊な印刷を持って作る。そしてそれを利用できる事業者を募る。利用できる所自治体で簡潔にやる。そうすると小さな自治体ほどその中でなかなか使い勝手のいい物を仕上げていというというのは難しくなってくる。一方で期限の問題もあって新庄最上で、まとまってクーポン券のようなものを作れるか、もっと言えば山形県が県全体で使えるようなクーポン券を作れるかという事が可能性としてのこの訳ですけどもそういった事を見極めながら、今回要求させていただいた予算を現状状況に合わせて、もしかしたら少し変更しながら扱わせていただくということも出てくるかもしれないというふうに考えておるところです。まずは、以上です。

議長

寒河江議員。

寒河江議員。

担当課長から今説明会ありましたけれども、私はクーポンというのは、課長がいったみすぎちゃん券かなというイメージでいたんですけども、それがそれではだめなんだという事が初めて分かりまして、やはり、現金だと貯金に回す方が多いという話もありますので、そこら辺難しい部分があると思いますけども、とにかく5万円のクーポンの部分を現金にするとして、4月前に入学等もありますので、是非そこまで頑張ってください判断して給付していただきたいと思います。質問を終わります。

議長

他に質疑ありませんか。中村議員。

中村忠行議員

私からは補正予算の説明書の13ページこれの12節の委託料と13節の使用料及び賃借料これについて伺いたいと思います。

この中の誘導案内等委託料それから送迎車両使用料これどういうものなのか、今年接種の時は誘導は職員の方々がやってくれたと思うんですが、この度は、外部に委託するのか、と思ったんですけども、それと送迎車両とは、どういうものなのか、町のバスのことなのかその辺説明をお願いします。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

少し具体的な話をさせていただきますが、今回集団接種の会場の運営にあたっては、職員は勿論ですし、職員のOBの皆さんとか、専門的な知識をもった方、或は、シルバー人材の皆さんを活用して消毒とか一部誘導、トイレの清掃なども含めてお願いをしてきました。そうした業務を包括した形での表現になっております。送迎車両については、実はここも少し流動的な部分あるんですが、今回冬の期間の送迎を夏場よりも厚く考えていかなければ

ばいけないという事があります。元々は町のバスがありますので、それをフル活用してましたが、それでは足りなくなるのではないかと今、下打ち合わせをしているところなんですけども、そうすると民間のリースのバス或は、運転手さん付きでなんてこともあり得るかもしれませんが、まずは、ここで上げている使用料については、福祉バスの他に民間のバスが必要になった時の存目的な意味合いが強いとご理解をいただければ大変ありがたいです。

中身はもう少し、変わってくる可能性がその状況に併せた会場設営によってあり得るという事です。元々町にある町のバス等をフル稼働しますが、それで足りない部分については、民間のもの物借りて体制をつくるというふうに考えているという事です以上です。

議長

中村議員。

中村忠行議員

はい、分かりました。冬期間ですので担当課の方からもありましたけども、やはり、安全対策これを十分気を付けていただいて前回の様なスムーズな接種となりますようによろしくをお願いします。終わります。

議長

他に質疑ありませんか。大場議員。

大場洋介議員

3番大場でございます。先ほど追加議案にありました、議第88号寒河江宏一議員と重なりますけども子育て世代への臨時特別給付金について伺いたいと思います。

先ほど課長からは、国の政策と結び付けてクーポン券5万円を現金支給の他にクーポン券5万円を支給するという回答がありました。また、その中にありましたけども、3月年度内に支給されることが1番なんですけど、町の今現行としている入学祝金もクーポン券と言いますか、みすぎちゃん券だと思います。更にクーポン券が来た場合、貰った、いただい

た家庭そこでは困惑するのではないかと考えております。それも期限を長くとっていただいた上での支給配分となるのか、再度重なる部分もあるかと思いますが、お答え願えればありがたいです。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

クーポン券の件については、少し思うところも担当課としてある訳ですけど、まずは今、国から詳細が示されるそのことで現実的にクーポンの対応が出来るのかどうかということを見極めたいという事を前提に考えているということです。そうした場合国の方針としては、卒業、入学シーズンの3月に使用開始を原則としては自治体の方に求めています。使用期限は、開始から6ヶ月以内というふうにも言われています。

今まだ示されてはいおりませんが、このままだとクーポン券の活用という方法が方式が極めて難しいだろうと覚えているところなんです。と言うのはさっき言った印刷の事もあるし、使用できる業者を募る。金山なら金山で実際のところは使い勝手が悪いというのはおっしゃる通りですし、じゃあそれを広域で、或は、全県的にという話になれば3月までにまとめられる話ではとても無理なんだろうというふうに覚えているからです。

国としては3月の使用開始を6月までの期間まで認めるようですが、例えば、6月開始だとしても6ヶ月ですから、試用期限というのは自ずと決まります、終わりが。等々考えるとまずは今回予算としては、大大原則である年内の困窮世帯への5万円の給付プラス経済振興、子育て振興策に一助となるためのクーポン5万円として予算を計上させていただきましたが、年内に行われる予定の国による詳細の説明を待つて最終的に実際の対応というものを組み立てていきたいと考えておるところです。その際には、今ご指摘を受けた実際に受け取れる方が1番効果的に使えるような時期とか、方法とかということ意識して参りたいというふうに覚えています。以上です。

議長

大場議員。

大場洋介議員

やはりまだ、国の動きが、動向が定かでない、原則として決められている状況であって、まだ定かではない上の計上される側も、四苦八苦していることかと思えます。やはり、使用される方、配付される方々がより効果的な使い道となるような柔軟な対応も考えていただく上でクーポン券並びに現金になるのか、そういった方向性になることを期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで議第 88 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 88 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第 88 号は原案の通り可決されました。

これで、本定例会の日程は、全て終了しました。

これをもちまして、令和 3 年 1 2 月金山町議会定例会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。(15 時 35 分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

矢口 政一

署名議員

柴田 清正

署名議員

須藤 典夫